

# 教育 こども 委員会 記録

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和8年2月18日（水）午前10時0分～午後4時36分 |
| 2. 会議の場所   | 第4委員会室                      |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                      |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                      |

## 協議事項

（教育委員会）

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 予算第31号議案 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）                             |
| 2. 第117号議案  | 神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例の件                      |
| 3. 陳情第177号  | 日用品による健康被害（香害）への対策を求める陳情                          |
| 4. 陳情第178号  | 陳情第36-2号（令和5年11月30日）採択を放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情 |

（こども家庭局）

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1. 予算第31号議案 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第110号議案  | 権利の放棄の件               |

## 出席委員（欠は欠席委員）

委員長	徳山 敏子			
副委員長	大かわら 鈴子			
委員	さとう まちこ	やの こうじ	三木しんじろう	山下 てんせい
	西 ただす	村野 誠一	欠山口 由美	平井 真千子
	壬 生 潤			

## 議 事

(午前10時0分開会)

○委員長(徳山敏子) おはようございます。ただいまから教育子ども委員会を開会いたします。

本日は、2月17日の本会議で本委員会に付託された議案及び陳情の審査のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、山口委員より、体調不良のため欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

最初に、本日の協議事項については、追加協議事項として陳情1件を委員の皆様にお配りしておりますので、念のため申し上げます。

なお、令和8年度予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月26日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際しましてはその旨をお含みおきいただき、効率的な委員会運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

初めに、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、こうべ未来さん、新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(徳山敏子) 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、ビデオ撮り等の許可についてお諮りいたします。

本日の委員会の模様を毎日放送さん、関西テレビさんから録音とビデオ撮りを、また神戸新聞さんからは録音をしたい旨の申出がありますので許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(徳山敏子) 御異議がありませんので、許可することに決定いたします。

次に、本日審査いたします陳情第178号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、教育委員会審査の冒頭に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(徳山敏子) それでは、さよう決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第178号につきまして、陳情第36-2号の陳情事項2及びにこれに関する記載については、審査対象外として送付されておりますので、委員の方々におかれましては、質疑及び意見決定の際、その旨、御了承いただきたいと思います。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

(教育委員会)

○委員長(徳山敏子) これより教育委員会関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第177号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第177号は、市内全ての学校において毎年4月に行われる健康診断の間診票に、香害及び化学物質過敏症に関する質問事項を追加することを求める趣旨であります。

陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表を御参照願います。

それでは、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第178号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の西尾さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でよろしくお願いいたします。

○**陳述者** 伊丹市から来ました西尾裕美です。

被害者が情報請求してもないと言われてたのに、膨大な量の書類が本当はあったのです。これを世間では、隠蔽、隠してたと言います。

被害者本人に聞き取りができなかったことを理由としていじめとは断定できないと言い続けてきたことも、今回出てきた書類から全くうそだったと認定されました。

これまで何年も何度陳情を繰り返しても、次々、うそやごまかしで逃げ回っている教育長をトップとするモンスターそのものの組織をもうそろそろ変わる気、変える気はないのですか。文科省の指導を受けてもまだ無視するのですか。証拠まで捏造され、犯人に仕立てられた冤罪事件も、ようやく検察も諦め、無罪になっている今の時代です。

でも、いまだにいじめによって大切な命を絶っていた子供たち、学校へ行けなくなった子供たち、一生後遺症に苦しめられている恐ろしいいじめ問題に今も背中を向け続けている神戸市教育委員会です。

どんなにきれいな言葉でごまかしても、うそを重ね続けても、過去にしてきた不法行為、不当行為を認めないというひどい姿勢のままでは、絵に描いた餅でしかないでしょう。どこまでもごまかさず、いつまでもうそをつき通さないで、子供の命、未来のために、これまで間違ったひどい対応をしてきたことを認める勇気、そして正しい対応をする覚悟を持っていただきたいです。

どんなに違法な行為をしても責任を取らなくてよいモンスターのような組織、教育長、そしてそれを擁護する議員の皆様、もういいかげん、今度こそ腹をくくっていただけないでしょうか。守るべきは組織なんかではなく、子供のほうを向いて、子供の命を守っていただきたいです。たった一人の命でも亡くした家族にとっては一生悔い続ける貴い命なんです。どうかよろしくお願いいたします。

○**委員長**（徳山敏子） 口頭陳述は終わりました。

西尾さん、どうも御苦労さまでした。

それでは、議案2件及び陳情2件について、一括して当局の説明を求めます。

竹森局長、着席されたままで結構です。

○**竹森教育委員会事務局長** ありがとうございます。

それでは、議案2件、陳情2件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算教育委員会関係分につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の1ページを御覧ください。

なお、説明に当たりましては100万円未満を省略させていただきます。

1歳入歳出予算一覧でございますが、表の一番下でございますように、歳入合計108億7,000万円、歳出合計157億5,000万円をそれぞれ追加しております。

2歳入予算説明でございますが、第18款国庫支出金、第1項負担金に12億9,800万円を、第2

項補助金に14億9,700万円を、第25款市債、第1項市債に80億7,500万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

3歳出予算説明でございますが、第13款教育費、第1項教育総務費では、教職員の給与改定等に伴い、5億8,500万円を、第2項教育振興費では、コベカツ支援基金の造成及び中学校施設的环境整備等のため、12億9,700万円を、第3項幼稚園費から第7項特別支援学校費では、学校園の光熱費及び教職員の給与改定等に伴い、幼稚園費は100万円、小学校費は28億5,500万円、中学校費は5億4,600万円、高等学校費は1億300万円、特別支援学校費は5億7,800万円を、第13項学校建設費では、大規模・長寿命化改修等のため、97億8,300万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

4繰越明許費でございますが、学校建設費等の予算のうち、合計123億6,700万円を令和8年度に繰り越そうとするものでございます。

5債務負担行為でございますが、教員採用選考申込管理システムの運用・保守に係る契約手続を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第117号議案神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例の件について御説明申し上げますので、4ページを御覧ください。

第1条に記載しておりますように、本条例は、中学校部活動の教育的意義を継承・発展させた活動であるKOBEDiamondKATSUを総合的に推進し、生徒の地域における多様な体験や世代間の交流を通じた活動を市民の参画を得ながら促進するとともに、その推進に当たって必要となる経費の財源に充てるための基金について、必要な事項を条例として定めようとするものでございます。

第2条では、KOBEDiamondKATSUの位置づけ等を記載しております。

また、第3条では、KOBEDiamondKATSUの実施に当たっての基準等を記載しております。

5ページに参りまして、第4条にはコベカツクラブの役割を、第5条には市の役割を、6ページに参りまして、第6条には教育委員会の役割を、第7条には中学校の役割を、それぞれ記載しております。

また、第8条には財政上の措置を記載しており、第9条以降にはコベカツ支援基金の取扱いに関する事項を記載しております。

続きまして、陳情第177号日用品による健康被害（香害）への対策を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、市内全ての学校で健康診断の問診票に香害及び化学物質過敏症に関する質問事項を追加することを求めるものでございます。

近年、社会環境の変化に伴い、児童・生徒が抱える健康課題は複雑化・多様化しており、いわゆる香害による化学物質過敏症もその1つとして認識しております。

年度当初には、学校から御家庭に保健調査票の様式を配付し、児童・生徒の健康状態等を記入・確認いただいておりますが、化学物質過敏症をはじめとした個別の健康課題が増加する中で、質問事項として網羅することは現実的には難しいものと考えております。

そのため、化学物質過敏症などの症状を含め、児童・生徒の健康面で不安なことがあれば、保健調査票の自由記載欄への記入を案内するとともに、記入しづらい場合には担任や養護教諭へ個別に相談いただくよう周知しております。

また、各学校から御家庭に配布する保健だより等で化学物質過敏症の事例紹介を行うなど、相談のきっかけづくりにも取り組んでおります。

今後も、化学物質過敏症についての正しい理解を深めるための啓発に努めるとともに、児童・生徒や保護者からの相談に対して丁寧に対応してまいります。

続きまして、陳情第178号陳情第36-2号（令和5年11月30日）採択を放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、陳情採択は法的拘束力がないなどを理由に対応を回避するのではなく、議会の判断を尊重し、道義的責任として採択趣旨を受け入れ、直ちに具体的対応を行うことを求めるものでございます。

本件事案に関しましては、令和5年5月に調査委員会から調査報告書の提出を受けるまで、いじめの認定に約18年の年月を要してしまったこと、またこの間に不十分かつ不適切な対応があったことについて、教育委員会としまして、いじめの被害に遭われた御本人及び保護者の方に対し、申し訳なく思っております。

令和5年11月30日の本委員会における陳情採択後の対応でございますが、令和6年2月に処理経過及び結果を御報告させていただいておりますように、教育委員会としましては、調査委員会からの御指摘や再発防止策の提言を踏まえた対応に取り組んできたところでございます。

令和6年12月には関係職員の処分を行うとともに、退職者について、仮に在籍した場合に相当する処分を検討し、公表しております。

また、いじめの未然防止の取組としては、市内全小・中学校で未然防止学習に取り組んでおり、令和7年度からは、本市オリジナルの指導案を使用した年間4時間の学習を進めております。

早期発見・早期対応に向けた取組としては、令和6年度に常勤の学校法務専門官を1名増員して体制を強化するとともに、令和7年度には実際に起こった重大事態を踏まえた事例研修資料を作成し、教員の研修内容の充実を図るなど、具体的な取組を進めてきたところでございます。

組織風土改革については、これまでも神戸市教育委員会改革方針2021及び実施プログラム2021に基づいて取り組んでまいりましたが、子供たちの健やかな成長を第一に、コンプライアンスに基づく教育活動や事務執行の徹底を図るなど、引き続き事務局と学校園が一体となって再発防止の取組や組織風土改革をより一層推進してまいります。

以上、議案2件、陳情2件について御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち教育委員会関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、第117号議案神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例の件について、御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） では、何点かお聞きしたいと思います。

1つは、第2条に関わるところですね。教育的意義ということですが。

これは、部活動のどのような教育的意義を継承しようとしているのかということをお聞き

きしたいんですが、いかがでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 中学校部活動の教育的意義でございます。

子供たちが学級や学年を超えた仲間と目標に向かって互いに競い励まし、協力し合う中で、それは友情であるとか信頼関係を構築する、またそういったことはその後の人生においても重要な社会性であるとか協調性、自主性を育むことにつながるものと認識してございます。

また、部活動においては、そういった指導者である大人が、技術的な指導にとどまらず、生徒の主体性を引き出して、目標の実現に向けて寄り添い、サポートすると、そういったところで生徒の人的成長を促す側面もあったと考えてございまして、こういった点が中学校部活動の教育的意義ではないかというふうに感じてございます。

○**委員**（西 ただす） 今言われたように、年齢超えてということ、あとは技術的な点だけではなくということとはとても大事だというふうに思っております。

この間、議会で、委員会で何回か質問しましたが、やっぱりその中に、そこに参加している生徒の状況というのをちゃんと見ていただきたいという思いがあるんですね。

以前言いましたのは、部活の先生が見て、この子はちょっと例えば家庭内で何か問題を抱えている、それがDVであるのか、あるいはそれ以外にもいろいろあると思うんですけど、そういったものに関して見かけたら連絡するとか、そういったことも含めて教育的意義という観点からは考えていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** まずは、中学校部活動の中では、先生おっしゃるように、日頃の生活の状況などを見ながら、部活動の中でもその指導を行っていくといったようなこと、そういった側面はもちろんあったというふうに認識をしてございます。

今後、K O B E ◆ K A T S U が開始されるに当たって、教員、これまで部活動に関わっていた時間、これが部活動に関わらない先生についてはそういうふうに時間が生まれてまいりますので、こういったところで生徒個々の状況に応じてカウンセリングであるとか個別の面談であるとか、そういったことを通じて生徒指導なり、そういった生活の相談に応じると、そういったようなことは取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員**（西 ただす） それは、先生の役割が変化していくところの話をされたと思うんですけど、それぞれが関わっている団体との関係だというふうに思うんですね。

ここの何条やったかな、コベカツクラブの役割に書いてある第4条のところとかも含めて、やっぱり生徒の発達の個人的な差や生徒の成長期における心身の状態に応じて適切に指導を行うものとするということも書かれていて、やっぱり生徒に関して気になることがあったら連絡するようとか、そういったやり取りというのはどういうふうを考えていらっしゃるんですか。

○**下條教育委員会事務局部長** 先ほど条例の中を御紹介いただいたように、コベカツクラブと中学校については適切に連携をするということを求めてございますので、そういった中で、もちろん個人情報に関わる部分もでございますので、保護者なり生徒の了解を得た上で共有する情報もございまして、先ほどちょっと申しましたけども、学校で行う個別の面談の中でK O B E ◆ K A T S U での活動状況を生徒や保護者から聞き取りをして、必要があれば内容によってコベカツクラブのほうに例えば助言を行うとか、そういったことももちろん想定してございます。

○**委員**（西 ただす） もう少しそこは踏み込んで進めていただきたいなというふうに思っております。

第3条のところでお聞きしたいんですけども、教育委員会に対して団体が申し込むということ

があるんですけど、これはどのようなイメージなのかなど。ここで、それに関わってのところという、やっぱり過度な負担は強いらぬというところとか、経費が適正かつ合理的、営利的な目的としないという内容を進めていくためにはどのような対応をしていこうと考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 先ほど御質問の中で例示として挙げられたのだと思いますが、例えば過度な負担を強いないものということであれば、このあたり、今回、部活動の地域展開を進めるに当たって国のほうからもガイドラインが示されておりまして、活動時間の制限がござい

ます。  
このあたりがきちんと活動の中で守られているのか、そういったことは活動を申請いただくときにしっかりと我々としてもチェックをしていきたいということと、また経費の点につきましても、営利を目的とせず、低廉な会費に設定をされているか、このあたりについては団体とも話をしながら設定をしていくと、そういったようなことで考えてございます。

○**委員** (西 ただす) そういったことでいうと、問題が見つかった場合には、これはおかしいんじゃないんですかというふうに団体に対して求めていくということでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 活動する中で、そういった当初の計画ではないところであるとか、ガイドラインが守られていない、そういったようなことを我々として認知すれば、是正を求めていく、そういったことは考えてございます。

○**委員** (西 ただす) 次に、第7条のところ、コベカツクラブから——さっきの話とも関わら

んですけど、必要に応じて当該生徒に関する活動実績の報告を求め、指導または助言を行うものとすると言われていたということなんですけど、今の段階でこれは具体的にどういったケースがあるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 今後活動する中で生じてくることかと思いますが、いずれにしてもコベカツクラブがどういった活動計画で活動するのかといったことは、教育委員会もそうですし、中学校とも共有をしていただきます。

その中で、例えばテストの期間に練習が非常に組まれているという場合であれば、そういったところについては配慮を求めるとか、そういったことは想定されるかと思ってございます。

○**委員** (西 ただす) だから、コベカツクラブに対して、当然、市としての、教育委員会としての役割もあるし、中学校としての役割がある。

だから、それこそ子供たちに対して無理をさせないというか、実情に合うたように対応していくということかなというふうに思うんです。  
先ほども連携という話をされましたけど、それは子供たちが困っていること、そういうことがあれば一緒になって対応していこうという姿勢は、K O B E ◆ K A T S U になっても中学校としても考えていきたいということによろしいでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** その点、子供が困っていることについては、K O B E ◆ K A T S U が始まるからということではなくて、今も子供たちに寄り添って考えているところでございますので、その点については引き続きしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○**委員** (西 ただす) あと、本会議でも問題としましたけども、1つは、第8条、第9条というのがありまして、第9条では基金を設置するということなんですけど、第8条が財政上の措置というのは市長が責任を持つんやということ書かれていると思うんですね。第8条では、K O B E ◆ K A T S U の総合的な推進に関する施策は実施するところで言われていますが、ここで言う総

合的な施策というのは一体どういったものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 KOBE◆KATSUの総合的な施策ということで——第6条にも同じように総合的な推進をするということで、もちろんKOBE◆KATSUの募集であるとか、そういったところも含めてですけれども、環境整備であるとか、市有施設の利用の点のことについても、そのあたりを総合的にKOBE◆KATSUに、必要なものについては総合的に実施していくと、そういったことをございます。

○委員（西 ただす） もうちょっと具体的に言うと、これは教育委員会自身が言われているところですけど、例えばサッカーのゴールであるとかネットであるとか、そういう設備、そういったところに関してということを含んだ考え方になっていると思うんですけど、そうですか。

○下條教育委員会事務局部長 中学校施設を利用させていただくコベカツクラブには、学校教育で使っている学校の施設であるとか備品については使用していただくというふうを考えてございまして、そういった、先ほど例示もございましたけども、サッカーのゴールとか、そういったものの整備更新といったことも想定してございます。

○委員（西 ただす） 本会議やこの前の市長会見などを通して、仮にという感じですよ。1年で5,000万程度の更新費用が仮にかかると計算して、基金としては20年ぐらいいかなというふうに言われたんですけども。9条のところとの関係でいうと、基金だから寄附もいただけるよねということをおっしゃっているんですね。

ただ、寄附が集まらなかったとしたときに、その後、お金がないということで、やっぱりKOBE◆KATSUをやっていく、それに対しての支障が出てくる、子供たちにとってマイナスになるようなことがないかということ、ちゃんとそこは市が責任を持ってやっていくんだというふうに考えていらっしゃるのか、いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 基金に積み立てられている額は10億円でございます。これについては、環境整備に使用していくというようなことをございます。

およそ20年を想定してということをございますけれども、いずれにしてもKOBE◆KATSUを推進するに当たっては、しっかりと神戸市としても関わっていくということは姿勢として示してございますので、必要な予算についてはしっかりと確保しながらやっていきたいというふうにございます。

○委員（西 ただす） 分かりました。

今回の条例案に関しては、1つは我が党が指摘した教育的意義という、ここの文言が入ったということはよかったなと思ってるんです。私も、初め質問したときに、何というか、ぴんときてないのか、それはちょっと違うんじゃない、どう考えるかなというような姿勢に私は見えたので、ここで文言としては入ってきたということは大事だというふうに思っています。

また、子供のために市として財政的な責任を果たすということは確認しておきたいというふうに思うんです。

条例に関する質問は以上ですが、ただ、先日の本会議聞いてまして、条例とは別の観点から言うと、KOBE◆KATSUに関しては不安になるような発言もありましたので、所管のほうでも少しお聞きしようかなと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございせんか。

○委員（村野誠一） 改めて今回、KOBE◆KATSU、今までいろいろと議論されてきて、条

例で規定を、根拠を規定されている。今まで教育長等が、K O B E ◆ K A T S U の意義というか、学校で部活動をやっていたのを今度地域展開していく、現実的にもう今の先生では体制としてはできないんだという、今の社会情勢とか。

ただ、その部分はちょっと消極的な理由になりますけれども、しかし、そこから、これを機に、今までは部活動というのはかなり限定的だったけれども、今後は子供たちが、放課後、自分たちのやりたいことをやれるんだと、それを応援していくのが K O B E ◆ K A T S U なんだと、正確にはちょっと言葉として違うかも分かりませんが、そういうふうには私は認識していました。

だから、確かにそうだなと、今の自分の学校にはこれしかないからその中から選ばざるを得ない、またはだったらあとは帰宅部というか。

実際に今回地域展開して、第3次まで募集を見てる中で、例えばですけども、英語は入っているけれども、じゃあスペイン語は入っていないとか、インドネシア語も入っていないとか、例えばこういうものというのは、たくさんの方が関心を持つかどうか分かんないけれども、子供個人個人が、あ、そこに関心を持つんやと、それはぜひ応援してやりたいなと、まさに1人1人が何に関心を持つかというのが自由だし、あるわけですよ。

今回のこの条例を見ていると、あくまでも団体が K O B E ◆ K A T S U なんだというふうに。私は、放課後の子供のやりたい、子供が、それぞれが、おのおのが関心を持った放課後の活動、これを神戸市は K O B E ◆ K A T S U と称して応援していきますよという、やはり子供にフォーカスしたというか、一番に考えた立てつけにすべきだったんじゃないかなと。

特になぜそれを思ったかという、今回、市長が1,500ポイントというのを記者会見で発表しましたよね。これを厳格適用すると、恐らくインドネシア——僕はインドネシアに関心を持った、私は、それは将来、インドネシアの文化に関心を持って留学したいんだ、だから私は真面目にインドネシア語を勉強したいと言っても、インドネシア語は K O B E ◆ K A T S U に入っていないから、あなたの興味・関心は K O B E ◆ K A T S U ではないんだと。英語はいい、だから、1,500ポイント応援するけれども、あなたの関心・興味は応援しませんという形になるんじゃないかというふうに思うわけですね。

じゃあ、一々全てそれに対して、じゃあインドネシア語の先生に対して手を挙げてもらわないといけないのかとか、これ、インドネシアにこだわるわけではありませんけど、例えば、じゃあ今、神戸市はスケボーのやる場所、今年度の予算でもたくさん設置していきます。それは、子供たちがスケボーに関心を持っているからです。昨日の市長の方針演説でも。

それから、BMXというバイクの大会もやっていきます。バイク、自転車ですね。これ、例えばスケボーもオリンピック競技になっていると。こういうものも多分今回の K O B E ◆ K A T S U には入っていないんですね。

だから、これも真面目に子供が、僕は将来オリンピック出たいと思ってて真剣に取り組むと。そういうことは K O B E ◆ K A T S U ではないんだ、あなたの関心、あなたの放課後の努力とか、そういうものに対しては K O B E ◆ K A T S U ではないから、その交通費というか、その1,500ポイントというのはあなたには当たりませんというのがどうなのかなというの私は思ったんです。

じゃあ、制度をがらっと変えるかとなると、今まで準備もしてきてますけれども、今後、柔軟に準じて、その活動もやはり遊んでるわけではない、家でテレビを見ながらポテトチップス食べ

てるわけではありませんから、確かにニッチだけれども、でも、しかし、そういうものに対して——今、神戸市はスタートアップを応援するとやってるわけです。長年、スタートアップ企業という、こういうベンチャーという、公務員にもなっていない、サラリーマンにもなっていない、起業する、そういうような人たちを応援して新しい発想をと。

やはり子供のときから、我々あんまり、そこに関心持つんだな、この子供はというものに添うていく。みんなが関心持つものに合わせていきなさいではなくて、この際、まさに全国に先駆けて神戸がKOBEDiamondKATSUをやるんですと。子供たちに寄り添って、子供たちが関心を持ったものに対して応援していくんですというのであれば、ある団体だけがKOBEDiamondKATSUなんだではなくて、確かに条件というか要件というのはまた今後考えたらいいかも分かりませんが、この子の関心、この子の活動も確かにKOBEDiamondKATSUに準ずるよねと、だから応援していこうというような形で柔軟に運用していくべきではないかというふうに私は思うんですけれども。

その辺については、特に1,500ポイント、これ、税金でやるわけですがけれども、そうするとうちの子供の——私の関心は区別されて、大人に、あなたの関心はそれに値しないとされているように思ってしまうかも知れませんが、その辺についてどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

○下條教育委員会事務局部長 KOBEDiamondKATSUへの移行を通じて、先ほど先生おっしゃっていただいたように、子供がやりたいこと、子供にフォーカスして活動を確保していく、そういったこと、非常に重要なことだと認識してございます。

今回も3次募集まで終わりましたけれども、そういった形で子供たちがやりたいことを保護者が聞いてコベカツクラブを立ち上げた団体であったりとか、あとは子供たちがその都度やりたいことに応えるようなコベカツクラブを立ち上げられた団体、そういったところもございます。

今回、先ほど紹介もいただきましたけれども、コベカツサポートで1,500円の公費の支援をさせていただくに当たって、必要な公費負担をしていくためには条例においてしっかりとKOBEDiamondKATSUの位置づけであるとか、そういったところを位置づけた上で公費負担の根拠としていきたいというふうに考えてございまして、いわゆる習い事とか、そういったところに今回のコベカツサポートを適用するということは考えていないんですけれども。

ただ、いずれにしても、先ほど言っていたいただいたみたいに、今のコベカツクラブの中で子供たちがしたいことが今まだ見つかっていないという中で、地域の団体であるとか保護者がその声に応えてコベカツクラブを立ち上げていただくと、そういったことについては柔軟に対応していきたいなというふうに考えてございます。

○委員（村野誠一） あんまりここでこれやると平行線に——平行線というか、私、市長にも直接聞きたいと思っています。

だから、あくまでも今の下條さんの話でいくと、結局、学校の部活動ですから。だから、KOBEDiamondKATSUは部活動の延長線上なんだということになると、私は、言ったように、結果的にこれはいいけれども、私の関心はKOBEDiamondKATSUにないと、結果的にそうなる。その根拠が登録してもらわないとというものによるとね。私はそこを変えるべきなんではないかと。

今まで、例えば学校、私も全て把握しているわけではないですけれども、よく学校を欠席すると——間違ったら指摘してくださいね——学校を欠席すると。しかし、その学校の欠席が例えば何か、別にサボっているわけではなくて教育的なことをやっている。そしたら、じゃあ出席

扱いにするとか、勉強していたものに準じた扱いにするとかということもあったんじゃないか。

それから、例えば今までの限定的な部活動でも、今もそうですけれども、部活動には入ってなくて、部活動にはなくて活動している。別に習い事というふうなイメージがちょっと違うんだけど、それに取り組んでいて優秀な成績を収める。よく私は全国大会に行ったとか、知事や市長に表敬訪問とかというのものもあるかも分かんないけど、部活動には入ってないけど、でも、それも、先日の委員会でも部活動の取扱い、内申というのは影響しませんということだったけれども、しかし、部活動をやっている子供、やっていない子供というのは現実的にある。しかし、部活動はやってないけれども、例えばこの子供はこういうことに打ち込んで全国大会で優勝しているとか、世界大会で優勝しているとか、例えばそういうものに準じて扱うとか。

部活動——KOBE◆KATSUの登録されているから——は、いいけれども、登録されている活動はいいけれども、そうではない活動は公費を支出する根拠がないんだというか、それに及ばないんだというのは私はちょっといかがかなというふうに思いますから、そこは柔軟に考えていくべきだと。少なくとも私はやっぱりそう思いますね。

どこまでいっても、それぞれ個人の関心というのは無限にあって、それを全てKOBE◆KATSUの中に入れていく、今の立てつけ上のKOBE◆KATSUの中に入れていくというのは無理があるし。

でも、私は、教育長もふだんから言ってるかも分からないけれども、今後、個人を応援する教育、KOBE◆KATSUに限りませんけど。そしたら、むしろ私は、先ほどの繰り返しになるけど、たくさんの方が関心を持つよりも、そういうニッチなところに関心を持つような子供のこういうものを、芽を育てていく、応援していくというのが今まさに、特に神戸はそういう教育を目指していただきたいというふうに私は思いますので、今回、これでやめますけれども、全国に先駆けてKOBE◆KATSUというものをやるのであれば、やっぱりしょせんは部活動の延長線上なんだと、結果的に団体、登録してもらったところがKOBE◆KATSUで、個人個人ではないんだと、やっぱり個人ではなくて団体に目を向けてるんだと、そうではないということをして私はぜひ神戸はやってもらいたいというふうに思いますので、今後、最終的に個人個人のものがまた団体に登録されていったらまた埋まっていくかも分かりませんが、そういった発想をちょっとそちらの個人個人の関心というものに向けていただいて柔軟に対応していただくということを、取りあえず今の時点では、今日の時点では要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

- 委員長（徳山敏子） 他に。
- 委員（さとうまちこ） KOBE◆KATSUなんですけど、第4条のコベカツクラブで、コベカツを実施する団体をいうということが書いてあります。これは、その団体という規定があると思うんですけど、その規定を教えてください。
- 下條教育委員会事務局部長 私、質問の趣旨がちょっと理解できなかったのですが、コベカツクラブとは何かということですか。
- 委員（さとうまちこ） この団体というのがちょっと難しいのかなと思うんですけども、例えば、何に登録するにしても、活動が何年以上であったらそれを団体として認めるとか、何人以上その団体にいたら団体として認めるとか、そういうこといろいろあると思うんですが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

- 下條教育委員会事務局部長** コベカツクラブを募集するに当たって、コベカツクラブの構成については、3名以上で構成してくださいであるとか、学生ばかりでは駄目ですよと、そういったようなことの要件を定めてございますので、そういった要件を備えた団体のことを規定してございます。
- 委員**（さとうまちこ） 前々からずっとお願いしているというか、地域の方々としっかりと地域密着型で活動というのはいかがですかということをご提案しているわけですね。  
そしたら、中学校で1人の何か才能のある方がいて、じゃあその方が中学校に教えに行っているよということになった場合、それはKOBE◆KATSUとして認められるのかどうか、教えてください。
- 下條教育委員会事務局部長** コベカツクラブとして登録をしようとする、先ほど申し上げましたように、3名の登録ということが必要になりますので、今もそういった形で地域のいろんなスキルを持った方が地域団体と一緒にコベカツクラブを立ち上げていただいているような事例もございまして、そういったことで立ち上げをいただきたいなというふうに思っております。
- 委員**（さとうまちこ） 私もこの団体と書いてしまうことですごい線引きされちゃうんじゃないかなというふうにこれを見て思ったんですよ。  
というのは、じゃあこの方がいるけど、例えばふれまちとか自治会とか、いろいろあると思うんですけど、そこに加入してもらって、ふれまちとしてとか自治会という団体としてKOBE◆KATSUに参加しますよという形になるんですか。やりたい方は、取りあえずどこでもいいから団体、3名以上とかというところに入って、そこから活動をしていただけるということですか。
- 下條教育委員会事務局部長** 必ずしも、今、既存である自治会とかふれまちとか、そういった形の団体に所属をしていただくということではなくて、3名集まってグループとして——継続的な活動をしていただくために3名と人数を設定してございますけれども、3名集まっていただいてグループなり団体を立ち上げていただく、そういったことで考えてございます。
- 委員**（さとうまちこ） それ以外で個人でというふうになったら学校も認められないし、KOBE◆KATSUとしては認められないということですか。
- 下條教育委員会事務局部長** 1人でということであれば、コベカツクラブとしてというのはちょっと難しいかなと思っております。
- 委員**（さとうまちこ） 継続的といいますが、例えば毎日とか1週間に1回とか1か月に1回とかということも1年通したら継続的であるかなというふうに思うんですが、1年に1回ぐらいで近所の何か上手な方が来て教えていただけるとして、またその方がもし休みやったらじゃあ私が出るわみたいな形で続けていただけるとしても、それはやっぱりKOBE◆KATSUの団体としては認められないし、ポイントも関係ないということですか。
- 下條教育委員会事務局部長** 先ほども御紹介をいただいたみたいに、例えば今日私が行けないので代わりに私が行くわというような、そういった状況を考えると、一定のグループを組んでいただけていて、その中で子供たちがきちんと決められたタイミングで活動ができるということが大事かと思っておりますので、そういった意味で一定の人数の要件を定めているということでございます。
- 委員**（さとうまちこ） 3人であっても団体と書いてしまう、すごいちょっと難しいかなというふうに思うのは、例えば、この間、新聞にも出てたんですけども、雲雀丘中学校、ここは体験クラブということで軟式野球以外はゼロだったんですかね。だから、先生方がいろいろ工夫して

何かを始めているというようなことなんですよ。

今後、活動を支える外部人材の募集も始めているということなんですけど、このあたりがどうしても3人集まらないとか、あと先生がちょっとずつ活動していくのかなというふうなこともなりかねるんですかね。そこでもやっぱり3人集めてもらって団体つくって入ってくださいという形になるんですか。

- 下條教育委員会事務局部長** やはり一定の要件としては3人集まっていたいただいてコベカツクラブを立ち上げていただくよ。

当日の指導が3人そろってないといけないというわけではないですけども、安全に活動をしていただけるための人数を確保していただくということは大事なかなと思ってございます。

そういう地域の方々に、例えば人数が足りないんだということであれば、我々は人材マッチングとかもしてございますので、そういったところで相談には応じていきたいなというふうに考えてございます。

- 委員** (さとうまちこ) 地域の方々にたくさん学校に入っていて、今まで以上に子供たちが自分のやりたいことを見つけられるというふうに私は思っていて、もちろん働き方改革という上でも大賛成なんですけれども。

このあたりをもうちょっとしっかり、応募しました、何千来ましたというだけでは漏れていく子供たちのほうが多いんじゃないかなというふうに思っていますので、団体3名以上ということが必須条件でここに挙げちゃったら、もうそれは仕方ないのかもしれないんですけども、もうちょっと柔軟に、たとえ1人、2人、定期的でなかったとしても地域の方たちと学校の子供たちとか先生方が上手に関係を形成していけるのであれば、それはそれで私は認めていただきたいかなというふうに思いますし。

もう秋に始まりますからね。地域の方々にももっと周知していただいて、3名以上と決めるのであれば、3名以上だとコベカツクラブとして認定されるので、ふれまちの方とか自治会の方とか、ぜひ学校のほうによろしく入ってくださいねということ、今、周知をあんまりされてないと思うんですけども、もっともっとやっていただきたいと思うんですが、そのあたりはまだまだやらないということですか。

- 下條教育委員会事務局部長** これまでもいろんなチャンネルを使って地域団体、もちろん自治会とかふれまちもそうですし、競技団体とか文化芸術団体のほうにも、これはかなり力を入れて情報提供をしてきているところです。

また、各学校のほうでも、学校運営協議会の中で今のコベカツクラブの登録状況などをお話しいただく中で、何かそういった子供たちのために何かできないかといった声もございますので、そういったところはこれまでもしてございますけれども、引き続きやってまいりたいと考えてございます。

- 委員** (さとうまちこ) ぜひ全ての子供たちが何か1つでもやることを見つけれる、今以上に充実した活動になるように御尽力をお願いいたします。

以上です。

- 委員** (三木しんじろう) ちょっとすみません。今、お話聞いてて、今1,100団体あるじゃないですか。これは、例えば今後増やすとか、例えば、今、さとう議員が言ったみたいに人数が少ないところとか、実際運営してみて週に1回か2回しかできなくて人数がなかなか集まなくて合併というか合体するとか、そういうようなことというのも考えられるということでもよろしいん

ですかね。

○**下條教育委員会事務局部長** 今後運営をしていく中で、例えば人数が集まらなくて横の学校と合併するとか、そういったことはもちろん想定されますので、このあたりは、我々コベカツクラブ事務局というのを設けてございますので、相談に応じながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○**委員**（三木しんじろう） それでは、もう1,100にこだわらず、また減るかもしれないし、もしかしたらまた新たに増えるかもしれないということでもいいんですね。

第7条の中学校の関わりについてお聞きしたいんですけども、中学校からのK O B E ◆ K A T S Uの団体への一方的な情報提供とは限らないと思うんですけども。団体からも問合せがあるという場合も考えられると思うんですけども。

例えば中学校内にこういう窓口の設置というのは何か考えられているのか、教えていただきたいと思います。

○**下條教育委員会事務局部長** 今も既に中学校施設で活動されるコベカツクラブと中学校との顔合わせというものを実施してございまして、そういった中でそれぞれの学校で窓口なり顔つなぎができていくというふうに認識してございます。

○**委員**（三木しんじろう） それは、例えばどういうポジションの、学校内でどういう方がそれを担われるんでしょうか、窓口を。

○**下條教育委員会事務局部長** 学校によって変わってくると思いますし、これから運営が始まっていく中でまた変わってくるようになるかと思えますけど、今はまず一旦顔合わせということでやってございます。今は教頭先生が窓口になっていただけているところが多いかなと思いますけど、業務の関係とかもございまして、このあたりは各学校でまた考えていくことになるかなというふうに考えてございます。

○**委員**（三木しんじろう） 各学校任せにせずに、しっかりとこれは教育委員会が学校の状態——教頭先生に何でもかんでもお任せするというのもやはり負担が大きくなってくると思いますし、そのあたりはここに書き込んでいるわけですから、そのあたりの制度もしっかりしていただきたいと思えます。

それと、基金なんですけれども、これ、スキームとしてはどのように利用できるんでしょうか。例えば団体のほうから、こういう環境整備にはこれぐらいこういうものが必要だとか、こういうものを購入したいとか、基金を使いたいとか、何かどこに申請してどういうふうな金額が下りてくるのか、そのあたりはどういうふうになっているのか、教えてください。

○**下條教育委員会事務局部長** 基本的には、今、学校にある施設なり備品なりを、学校教育で使っているものをコベカツクラブにも使っていただくというふうに考えてございますので、一定、コベカツクラブの御意見も聞くことになるかと思えますけれども、コベカツクラブに対して何か補助金を出すということではなくて、学校教育に必要なものをこの基金を使ってそろえる中で、それをまたK O B E ◆ K A T S Uで活用していただく、そういったことを考えてございます。

○**委員**（三木しんじろう） ということは、今の御説明では、学校の要する備品をそろえるために基金を使うということですか。ということは、K O B E ◆ K A T S Uだけに使うわけではなくて、学校内でもふだん、例えば体育の授業とか、ほかの授業でも使える備品を基金として使うということよろしいでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** そうでございます。

○竹森教育委員会事務局長 ちょっと誤解のないように。学校にある備品を全てこの基金で賄うというわけではなくて、今も学校の備品につきましては学校運営費なりで予算化しまして、それぞれ更新等の対応を行ってきてございます。

そのうち、今回、改めてコベカツ支援基金というのを設けたのは、K O B E ◆ K A T S U に使う備品はこの基金を使って修繕なりをしましよよというのを将来にわたって保障しますということに意味があると思っております、そういったことで今回この基金の設置に至ったということでございます。

○委員（三木しんじろう） これ、部長、竹森さん、初年度に例えば環境整備するのにすごくお金がかかったり、何か準備するものにお金がかかるから基金から結構な金額を出すということになることも考えられると思うんですけども、例えばK O B E ◆ K A T S U を運営するコストとして初年度はこれだけかかるから基金を使わなければならないけれども、運用していくに当たって、そこまでもう備品をそろえる必要がないということになったら基金だけが膨れ上がるということもあると思うんです。運用もされるわけですから、これ、もしかしたら利益も出るかもしれないんですけども、この辺の利用の幅というのは今後何か幅広くお考えなんですかね。

○竹森教育委員会事務局長 おっしゃるように、今10億で積み立てまして、私どもとしましては、これが運用益を生んで、また寄附金もいただいて増えていけば非常にありがたいと思っておりますんですけども。

先ほどお話あった初年度の備品、これ、たくさんかかるだろうというのは、もうそのとおりでして、それについては今回も補正予算にも上げておりますし、当初予算でも計上しておりますけど、そのあたりは予算でしっかり措置——当該年度の予算でしっかり措置してございますので、今回、先ほども申し上げましたように、あえて基金を設置したというのは、本会議でも少し話ありましたけども、これ、K O B E ◆ K A T S U 進めていく中で様々な方から学校の施設はちゃんと使えるのかとか、学校の備品、今はいいけども、これ、更新するときちゃんと直してもらえるのかとか、特に楽器なんかですけど、これ、誰が更新するんやというような御不安の声、結構いただきましたので、そういったところを——これ、予算上、措置していきますよというのは言えるんですけども、将来にわたってちゃんと保障していきますよと、そういったことを今回基金化することで私ども説明できるということで、それをもってクラブなり、また保護者・生徒の皆さんに安心して活動していただけるのではないかと考えてございます。

基金の用途につきましては、これは将来——今は環境整備ということで限定、ある程度してまんですけども、これはまたK O B E ◆ K A T S U を取り巻く事情が変わってくれば、いろんなことで、中で財政とも相談しながら対応はしていけるのではないかと考えてございますので、そういった形で進めていきたいなと思っております。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（平井真千子） 今日のやり取りを聞いておられますも、以前からK O B E ◆ K A T S U とはどういう位置づけのものなのかということに質疑を通して議論させていただいて、当初、K O B E ◆ K A T S U の話が出たときには、とにかく活動の選択肢を広げる、自由に選んでいただくということと、教員の負担軽減ということがありましたので、どちらかというと学校の部活動をやめて、全くその地域に出してしまうというイメージから議論が出発したかなと思ってたんですけども、今回、条例の中できちんとK O B E ◆ K A T S U とは何かという位置づけをしていただいて、何をベースに議論していったらいいかということが今になってやっときちんと理解で

きるようになって、本当によかったなというふうに思っています。

特に、昨年からの議論の中でも、習い事とKOBEDiamondKATSUがどう違うのか。そのことがよく分からないのに財政的な支援、家庭の負担の軽減ということを議論していくということにすごくどういう筋で議論したらいいのかと私も疑問を持っておったんですけれども。

習い事に近いのに神戸市が経済的な支援を行うとなったら、じゃあKOBEDiamondKATSUには支援するけれども、塾に行ってるねんからそっちも補助してくれとか、どんどん際限なく補助対象が広がらないといけないということになるのかなと思っておったんですけれども、今回、条例で市の役割、教育委員会の役割、中学校の役割、コベカツクラブの役割ということで規定をしていただきました。それを読んでおりますと、習い事よりはかなり今の部活動に近い位置づけなのかなと感じております。

KOBEDiamondKATSUとは何なのかといたら、教育委員会に申し込んで承諾を得た活動であるということで、市はKOBEDiamondKATSUに安心して参加していただけるような環境整備に努めると。教育委員会は、申込みを受け付けて、必要に応じて指導・助言をコベカツクラブに対して行っていくということですし、中学校の施設を利用しやすいように配慮もすると。中学校も、生徒に対してKOBEDiamondKATSUの情報提供する、参加状況の把握にも努めるとということ、また同施設、中学校の施設のKOBEDiamondKATSUに支障が生じないように適正に管理もするということで、今まで活動について誰が責任を持つんやとか、あと活動場所の確保に誰が責任を持つんやということがここですごくはっきりしたなと思いますし、それを学校は全く責任がなくて、役割がなくて、コベカツクラブのほうでとにかく努力してくださいというのではなくて、かなり教育委員会なり中学校なりに役割があるということ、条例に書かれております。書かれているので、これが先細りすることなく、今後も実行されていくし、私たち市民も求めていくことができる。非常にありがたいことかなというふうに思っております。

私が今言いました、私の受け止めている習い事ではなくて学校の中の活動としての部活動にかなり近いところに落とし込まれていったというような認識は合っておりますでしょうか。

○**福本教育長** 当初よりそういう方向では臨んで取り組んできたつもりではございますが、なかなかこれだけの市民の皆さんの協力を得るといえるか、1,100のクラブが集まってきて形ができてきて、最後にこの条例という形になったことについては、なかなか申し訳ないと思うんですけれども、先ほど委員がおっしゃいましたような形で積極的に教育委員会も学校も関わって子供たちが活動できるようにしていきたいと、そのように思います。

○**委員（平井真千子）** ありがとうございます。

ここできちんと将来的にもそれぞれの役割が規定されたということでいいんですけれども、まだやっぱり活動の選択肢がもっとあったほうがいいんじゃないかというようなお声や議論もある中で、この条例ができたことで私は参加をよりしやすくなったんじゃないかなと、KOBEDiamondKATSUに参加をするということが、団体側としてしやすくなったんじゃないかと思います。

どこまで神戸市なり教育委員会なり中学校に協力をいただけるのかということがはっきりしておりますし、また1,500ポイントという経済支援もあるということがはっきりしましたので、自分たちの活動が負担に見合っただけなのかということにちゅうちょがもしあったような活動内容であったとしても、そこに援助があるということで、ひとつ手を挙げやすい状況が生まれたのかなと。

また、どういう条件とかをクリアしたら活動団体になれるのかということも明文化をされてい

るわけですから、今の活動で条件をクリアできないのであっても、どこを目指していったらKOBEDiamondKATSU団体になれるのかということがはっきりしているということもいいことだなと。

だから、自分たちの活動に参加してくれる方に、全くの自己負担ではなくて、そういう神戸市の補助ということも使った形で参加していただきたいなと思う方、逆にKOBEDiamondKATSUを目指していただければいいということでもあります。

ただ、子供の人数も少ない中で活動の数がひたすら多いということがいいか悪いかというのは、それはまた別の問題があるとは思いますが、ただ、選択肢を増やすということについては非常にいい影響があるのではないかと考えております。

なので、別にこれ、質問じゃないですけども、その方向でしっかりと今後も取り組んでいていただきますようお願いして終わります。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（壬生 潤） 今回の条例がこういう形でできまして、本当に喜ばしいことだというふうに思います。

市と教育委員会と中学校の役割も明確になって、これから安定的に運営されることを強く望みます。

その中で、市の役割は、財政的な役割、それから施設整備とか大会の運営とか、いろいろあるうかと思うんですけども、特に教育委員会として市長部局にこれはお願いしておきたいというものがありましたら教えてほしいということと、それから安定的に運営するためには、要するに実務的なレベルできっちり市長部局との間で連携を図っていかないとはいけません。それについてどういうことを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 KOBEDiamondKATSUの推進に当たりましては、これまでも市長部局としっかり連携して取り組んできてございまして、特に私ども教育委員会としましては、文化スポーツ局ですけど、やはり文化団体・スポーツ団体との窓口になっておられるということで、そのあたりのつなぎ役といいますか、そういったところでは非常に私ども望んできたことをしっかり今対応していただけるようになってきてございます。それがまた今後の大会運営の在り方を検討するとか、そういったところでも今徐々に進みつつある中でございます。

それから、もちろん私ども教育委員会、予算につきましてはどうしても市長部局と議論してつけていただくといいますか、議論の中で措置されるものですので、これにつきましても、もう既に当初予算発表されてございますけれども、今回かなり措置をしていただいております。ですので、今、市を挙げてKOBEDiamondKATSUの推進に向けて、今回、条例化ということでより一層明確に姿勢を示すことができたのではないかと考えてございまして、条例に書かれてあることにも基づきまして、私どもしっかり団体支援、それから保護者等への支援、こういったことに努めまして、子供たちの活動機会、将来にわたって確保していきたいと考えてございます。

○委員（壬生 潤） これまで市長と教育長がまさにツートップで、期限の定めをしながら、それに間に合うように取り組んでこられたと思う。これからは、事務方でそれぞれ役割を持って、よりよいものにしていくためにこれからどうするのかということこれから続けていかれると思うんですけども、その際に私は、今、一応数的には従来のクラブと遜色のない——部活と遜色のない数になりましたが、これからは量というか質ですね。

いかに、技術だけではないと言うけれども、じゃあこの中でトップアスリートが出てきたよとか、文化芸術の分野でこんな人材が出てきましたという、そういう目標とか、何かしら夢とか希

望とかが持てるような、物理的に何かできたということも当然大事なんですけど、目標を持って、夢や希望を持って子供たちが日々そんな思いを共有しながらできるような、そういう仕組みを教育委員会と市長部局の中でどうすればいいかということのをいろいろ分析しながら、要するに人材育成をこれからしていけるようなものにぜひお願いしたいと要望して、終わります。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（三木しんじろう） すみません、ちょっとさっき聞くの忘れてたんですけども、根本的なことをお聞きしますね。

今回の条例の件ですけども、多分神戸市は先進的にこれをやられていると思うんですよ。基金もつくってやると。他都市どうするか分からないですけども、そもそも条例化をしたり、基金をつくらなければK O B E ◆ K A T S Uというのは継続できないものなのか。あえて教育委員会独自で基金とか条例をつくらなくてもやっていけますよという議論がなかったのか、どこの肝煎りなのか。ちょっと僕は、これができる経緯といいますか、そこ、どうなんですかね。

○竹森教育委員会事務局長 なかなか申し上げにくいことを聞かれましたが、他都市なんか見ますと、条例、基金、つくっているような自治体は、私どもの調べる限りはないと思います。

議員も既にもう推察されますように、今回、条例化、基金の設置につきましては、市長の強い意向がございまして私どもと協議させていただいて今回このような提案に至っているということでございます。

○委員（三木しんじろう） 教育委員会の考えとしては、やはり条例化、基金も含めて、これは必要だというふうに判断しているということですのでよろしいんですね、そしたら。

○竹森教育委員会事務局長 もちろんあったほうがよいと思ってございます。

○副委員長（大かわら鈴子） すみません、今のこれまでのやり取りを聞いていて、ちょっと疑問に思うことから1点お聞きしたいんですけども。

この基金の分なんですけども、今では、それこそお聞きしているのは、毎年5,000万ぐらい環境整備ということで備品ですとか、そういうものの更新に使っていくんやという御説明は出てたんですけども、先ほど、今後環境整備に必要でなければ財政と相談しながら使い方は検討していくというような趣旨の御答弁があったと思うんですね。そうなってくれば、基金と、それから一般会計からの教育費としての措置と、どういうすみ分けにしていくのかというところがちょっとよく分からないんですけども、教えてください。

○竹森教育委員会事務局長 先ほど私申し上げましたのは、今の時点で10億を積み立てて、環境整備に関する経費に充てていくということで、一旦、今、整理をしてございます。

それ以外の例えば負担軽減に関する部分ですとか、そういったところについては、当該年度の予算でしっかり措置していくということで現時点では整理をしてございます。

ただ、将来的にどういった課題が出てくるかですとか、そういったことは今の時点では不透明な部分もございまして、それはその都度、そのときの状況に応じてしっかり財政部局とも協議しながら考えていきたいということでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） ちょっと今のお話聞いてもやっぱりすみ分けがはっきり分からないんですけども。

そういうお考えであつたら、先ほどの話じゃないですけども、わざわざ基金でなくてもいいのかなという話に何かつながってしまうんじゃないかなと思うんですけど、いかがです。

○竹森教育委員会事務局長 これも本会議でも議論ありましたし、先ほども御答弁申し上げました

ように、私ども、今回、基金が設置されることで将来にわたって備品の更新ですとか、そういったことはきっちり責任持って対応していきますよということを保護者の皆さん、クラブの皆さん、それから生徒に対して説明できるようになります。こういったことに今回意味があると思っております、現時点ではそのような整理ということでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） ちょっとやっぱりはっきりしないんですけども。

姿勢として、これ、ずっと教育委員会が責任を持って、きちんと子供たちが活動できるように責任を持って財政的にも支援をしていくんだと、そういうことの姿勢の表れだということで私たちは受け止めて今回は賛成をするというふうには思っているんですけどもね。

まあ、でも、根本的なところでいけばどうかなというふうにはちょっと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（やのこうじ） 今後の部活動が続けていくことが難しいという観点で、K O B E ◆ K A T S Uを全国に先頭を切ってここまでよく進めてこられたなと思っております。

いっぱい反対の声があったと思うんですけども、基金の創設もまだしているところはないという答弁がありましたけども、全国がこれ、神戸の取組を今見ているところなので、なかなかかなというふうに思っております。

以前にも申し上げましたけども、これは教育委員会が主体でされてますけども、市長部局、特に文化スポーツ局とも連携を図りながら、もういよいよ9月から始まりますので、しっかりと皆さんに理解をいただきながら、引き続き御尽力をしていただきたいなと思います。応援のメッセージで代えさせてもらいます。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、陳情第177号について御質疑はございませんか。

○委員（やのこうじ） 化学物質過敏症、香害の件でちょっと思い出したことがありまして、以前に市民の方から御相談を受けまして、家庭訪問いたしました。ピンポンと押してドアが開いたら、防毒マスクをされた市民の方が出てまいりまして、ちょっと私の洗剤の香りとかでも影響が出るということで、ちょっと扉から離れた風の通るところに移動しまして、2回目の相談のときは近所の公園で待ち合わせをしまして話をして、ああ、こんなことでお悩みの方がいるんだなということ思い出しました。

当時、健康局に対して化学物質過敏症を広く市民の皆さんに周知していただきたいということでポスターを作ってください、教育委員会でも子供さんが分かるような簡易な、毎日使うものに入っている強い香りで体の調子が悪くなることがありますよ、化学物質過敏症知ってますかというポスターをすぐ教育委員会さんも作ってください、ありがたいなというんですけど、もうそれから5年ぐらいがたってるんですよ。

ここで伺いたいことは、今でも継続して、例えば新年度の時期とか、学年が替わったときとか、入学のときとか、養護教諭さんであったり担任を通して、こういう化学物質過敏症ということもありますよというような周知を継続して取り組まれているのか、ちょっと分かれば教えていただきたいなと思います。

○藤井教育委員会事務局副局長 今御紹介いただきましたポスターについては、継続して張り出しをしたりとか実施しておるところでございます。

化学物質過敏症——香害を含む過敏症につきましては、健康上の配慮が必要な児童・生徒が当然学校にもおります。このお子さんたち、それからその保護者さんにも当然知っていただくという意味から、今御紹介いただきました年度の替わりという意味で申し上げますと、最近では保健だよりを発行しておるわけでございますけども、その年度の早いタイミングでこういう症状がおりの方は学校に御相談ください、なおかつそういうお子さんが同じ教室、同じ学校内にいるということを知っていただくという意味からもそういう発信をさせていただいているところでございます。

○委員（やのこうじ） ありがとうございます。

私も教員時代、26年間のうちに、例えば小麦であったり魚卵であったり、アナフィラキシーショックを受けるお子さんを担任したことがございますし、教室の音が物すごい気になるんだ、これは本人に聞くまで分からなかったと。香害の子供さんは直接訴えは保護者・子供からなかったんですけども、いたかもしれませんよね、今思えば。

特に小学校の給食のエプロン、月曜日なんか洗濯して物すごくいい香り、香料がついたようなやつがぶわっと給食、教室の中にかけるんですけども、事前に香害のお子さんとか分かっている場合は新たにその子供さん専用のエプロンをお渡ししたり、香害に限らず、各学校でいろんな配慮をさせていただいていると思います。

それに合わせて、特に新年度、新しい先生が、異動でいろんな先生が入ってこられるので、共通理解をしっかりと継続してやっていただくことと、あとせっかくいいポスターがあるので、例えば入学前説明会であったり、入学式のときにちょっと保護者さんの目に届くところにそういう啓発をすることによって大切に子供さんを扱ってくれてるなということにつながると思いますので、そこはまた頑張ってくださいたいと思います。

以上でございます。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（山下てんせい） この陳情について、健康被害、香害ということだったんですけども、確かに現在、健康問題というのは複雑化・多様化しております、いわゆるアレルギー、化学物質過敏症というものもその1つとして認識しております。

他方で、難病といいますのは、今、指定難病だけでも341。やはり全てを網羅するというのは非常に困難な作業であろうと思います。

現在、問診票というものが4月に書かれると聞いておるんですが、これは今でも紙ベースなんですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今現在も紙ベースで徴収しておるところでございます。

○委員（山下てんせい） じゃあ、紙ベースであるならば、書くスペースがないので。

事前に説明を受けた限りでは、特記事項、健康面で伝えておきたいことというものを書くことによって共有しているというふう聞いてあるんですけど、間違いはないですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 その認識で結構でございます。

○委員（山下てんせい） こういったものに関して紙ベースで管理するというのがいまだに続いているということなんですけど、やはり昨今の情勢から考えると、こういうカルテは電子化していく潮流にあるのではないかと思うんです。健康診断の問診票を電子化するという考えは現在持ち合わせていらっしゃるでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今回話題に上っています調査票、問診票——保健調査票ですね——

—これに限らず、学校現場ではかなりの書類を保護者様に書いていただく機会が多うございます。

一方で、当然配慮しないとイケないのが管理の状況でございます。

当然、社会の情勢から考えるとシステムで入力をする、当然スマホでの入力なんかの方が容易でございますけども、その安全性の確保、それから保護者に時間的な負担をかけないということを総合的に勘案しまして、的確な入力の様式、それから書いていただいた内容が的確に学校で、情報のみならず管理、それからお子さんへの対応ができるような情報の収集の仕方は考えていくべきかというふうに認識してございます。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。

システム化してしまったほうがいいことは、やはり将来的には考えるべきだと思います。そして、システム化することによって処理できる情報量が増えていくのであれば、またそういうことも考えられるのかなと思います。

ただ、目的と手段があべこべになってはいけませんので、私はこの陳情を見せていただくことによって、学校の先生とか担任の先生と保護者の方がお互いにマンツーマンで対応できていけば、それはそれでいいんじゃないかと思います。

しかし、アレルギーというのは環境ですから、やっぱり意図せずそういうふうな反応をしてみよう子供もいますので、配慮すべき事案ではあるかなと考えておりますことを付け加えさせていただきます。

以上です。

○委員（さとうまちこ） これについてなんですけれども、お子さんと保護者も気づいてないということもあるかと思うんですね。

保育園なんかでいくと、本当にそれぞれの柔軟剤の香りですら、本当にその香りで誰のものか分かるくらいのレベルなんです。その中で、何か調子悪いけどというようなことで済まされている方もいらっしゃるかもしれない。アレルギーとか、そういった不調というのは、非常に大事なことだとは私も考えています。

自由のそういった記述のところ項目を設けるのかも分からないんですけれども、これ、アレルギー疾患のそういったところもありますので、その欄も。ここに、アレルギー疾患の欄に、その他の動物、ラテックス、化学物質などというふうにまとめてもいいのかなと。そうすると、化学物質って何だろうと気づく親御さんもいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。載せる前提なんですけど。

○藤井教育委員会事務局副局長 当然、この様式の化学物質過敏症については、どこに書かないとイケないというものを決めてございませぬので、今、委員がおっしゃっていただいたように、アレルギー疾患の欄に書いていただくことは十分考えられると思っております。

それから、委員が冒頭におっしゃったようなアレルギー症状が生じる、鼻水が出る、発疹が出るというようなことが何に起因するものかというのが当然分かってない状況もあろうかと思いません。

そういう意味でいうと、その調査票の中には現在の様子という欄もございまして、そこに蕁麻疹とか、そういったときに、どういうときに出るかということを書く欄がございまして、この辺りに書いていただいて、実際生活をされる中で学年進行とともに、この匂いに反応してるんだな、もしくはこういう部屋でこういう薬剤を使ったとき、家でこういう場面で蕁麻疹が出る、鼻

水が出る、涙が出るというようなことを書いていただければ、先ほど山下委員のほうからもありましたけども、保護者と教員とのコミュニケーションの中で、学校の現場の中で解決ができるようなことにつなげていければなというふうに考えたりもしているところでございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

ぜひ、こういったことでももしかしたら分かってらっしゃらない方もいらっしゃるかもしれないので、調査票にプラスそういう、こういった記入例もありますとか、こういった自由欄の使い方もありますとか、いろんな方法もあって、あ、そうなんだというふうに理解されることもあると思うんですよ。

私なんか、健康面で伝えておきたいことについては、アレルギーがあるかもしれない、ぜんそくとか、そういったことがあったので、父方のほうがソバとかサバのアレルギーだったので、まだ出てないけれども、ちょっとそれは給食では控えていただきたいというようなことを書いた覚えがあります。

なので、そういうことも書いていいのかなというようにことももしかしたら教えていただいたら、保護者のほうももうちょっと自由にいろいろなことも書けるのかなと思いますので、そのあたりの啓発のほうもできたらと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○副委員長（大かわら鈴子） 香害については、これまでもうちの前田議員も何度も質問させていただいて一定取組をしていただいているということもお聞きをしております。

先ほど出ました広報ですとかポスターなど、やっぱりこれ、広く配布したりとか掲示すると、増やしていくということはすごく大事なことだというふうに思うんですが、今も引き続き貼っていただいているということも先ほどの御答弁でありましたが、どういう規模で貼られているんでしょうか。ちょっとそのあたりを分かれば教えてください。

○藤井教育委員会事務局副局長 一律でこの場所に何枚貼ってくださいというようなことまでは申し上げてないと思うんですが、今、やの委員のほうからも紹介がありましたけども、健康局、神戸市のほうで作っておりますポスターと、あと消費者庁とか厚生労働省、文部科学省が作っておりますポスターと複数の種類がございます。

それが、私なんか学校で見させていただくと廊下に——個別の教室に貼ってる場面はないと思いますので、廊下の多くの児童・生徒が通るところには貼ってあろうかというふうに認識をしております。

○副委員長（大かわら鈴子） それは全校に届いているんでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 全校に配布をしております。

○副委員長（大かわら鈴子） ぜひこれ、やっぱり啓発ということ、すごく大事ですので、ぜひ全校で貼っていただくということも必要であるというふうに思いますし、事前に当事者の方から私もお話を伺ったんですけども、やっぱりすごく深刻なんですよね、お話聞いてみたら。

ドクターに受診をしようと思っても、近くにはそういう診ていただけるドクターがいなくて、本当に遠くまで行かないといけない、関東ですとか北海道とか、そういうところに行かないと診てもらえないと。ただ、そこに行くにも電車に乗ったり飛行機乗ったりして出かけていくこと自体が難しいと。香りとか化学物質なんか放出されてるので。なかなかそれが難しいというようなお話も伺いましたし。

この前までこの場所はよかった、体が反応しなくて出かけることができただけでも、何回か後にもう1回行ってみたら、もうたくさんの方が出入りをされてて、化学物質なんか飛んでるんでしょね、体に症状が出てもう行けなくなってるとか。そういうふうにとんどん自分が行ける場所、行動範囲が狭まっていくというような恐怖心もお持ちなんですね。

そういうお話を聞いて、本当に大変だな、深刻だなということを私も感じたんですけども。だからこそ、今も言ってるような、そういう啓発とかでお知らせをして、皆さんに理解をしていただくということがすごく大事になってくると思うんですね。

その方が言われていたのは、香害とか化学物質過敏症、これについては、まだたくさんの方が誤解をされていて、匂いの問題なんだと、匂いの好き嫌いの問題というような受け止め方があって、そういう理解にしかかっていないということで危機感を持っていらっしやいました。

だから、やっぱりそこは正しい、そういう知識を、きちんと認識を持っていただく、周りの方に持っていただくということがすごく大事やと思うんですね。そういうところで行政としてもさらに踏み込んだ役割を果たしていただきたいなというふうに思います。教育委員会としてもぜひ協力していただきたいなというふうに思うんですけども。

例えば、今、化学物質過敏症や香害についてということではいろいろ取組はしていただいていると思うんですけども、学校ですとか保護者や児童・生徒の間で、これまでの取組で感触としてその理解というのは進んでいっているのか、停滞していっているのか、まだまだなのか、そのあたりの評価としてはどうでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 ポスターをお配りしてから数年たっているわけですが、その後、認知度がどうかということを全市もしくは学校現場で集約をしたわけではございませんので、改善した、とどまっている、悪化したということは特に評価するところではございませんけども、いずれにしても、ポスターの配布、それから掲示、それからそういうお子さんへの学校現場での対応をしっかりと取っていくということで、この症状の少しでもお子さんにとって学校が苦な場所にならないような取組を推進していきたいというふうに思っております。

○副委員長（大かわら鈴子） そういうところできちんと認識を持っていただくというところでは、先ほどからも出てます、陳情者が言われている問診票にきちんと明記をするということであったりとか、アンケートを取るであったりとか、そういうことが大事なのではないかなというふうに思うんです。

今、さとう委員もおっしゃっていましたが、山下委員もおっしゃってましたが、やっぱり今の用紙ではちょっと書くところが本当に僅かなんですよ。だから、ここで、これだけではちょっと情報としては書き切れないのではないかとことも思います。

それと、自由記述ということではなくて、私は項目として書き込むということが大事だと思うんです。それが全然分からない方が、さとう委員もさっきもおっしゃったように、これ何だろうと、化学物質過敏症って何なんだろう、香害って何のことだろうということに興味を持っていただくとか気づいていただくとかということが出てくると、そのきっかけになるというふうに思うんですね。そのあたりでは、ひとつ設けていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 化学物質過敏症とか香害を知っていただくという周知・啓発につきましては、先ほど来申し上げているようなポスターの掲示であるとか、保健だよりへの掲載なんかで周知をしていく。

実際、そういう症状の方に対しては、保健調査票で自由記述欄をはじめ、複数の箇所がござい

ますので、そこで書いていただいた上で教員と担任と相談した上で学校での対応を取っていくと、そういう分担になるかというふうに認識してございます。

- 副委員長（大かわら鈴子） 今おっしゃっている現状では、自由記述にしかならない。当事者が——気になる御家族やったり当事者だったりが書き込むということにしかならないので、それ以外の方にお知らせをするという意識づけということができないということを私申し上げているんですね。

例えばそういう欄を設けていただいて書いていけば、それに気づいていただく、それがなぜ大事かという、もしそういう先ほども香害で体調が悪くなるというようなお子さんがもういらっしゃるといふこと、つかんでらっしゃるようなんですけども、ちょっとそれ、どれぐらいの割合というか人数というか、どれぐらいの方が、子供さんがいらっしゃるか、もし分かれば、それもひとつ教えてほしいんですけども。

やっぱりそういうお子さんがいらっしゃったら、学校の換気の部分ですとか、各御家庭への協力ですとか、いろんなことをお願いするなりして環境改善を図らなければ、おっしゃるように子供たちが学校にちゃんと通ってこれる、休まずに、体調を崩さずにやっていけるということにならないので、その協力をきちんと得るためにも皆さんに知っていただくことが必要。そのためには、ここの欄に書けば健康の問題としてこういうものがあるんだよということを示すことができるということで私は効果的であると思うんですけども、いかがでしょう。

- 藤井教育委員会事務局副局長 まず、周知につきましては、重ねてになりますけども、ポスターの掲示やら保健だよりに掲載するというところで啓発、それから全市で申し上げますと、健康局、市長部局とも連携して、こういう症状を発するというような方がおられるということの周知を図っていくべきかなというふうに考えています。

それから、ここの記入欄を設けるということにつきましては、冒頭、教育委員会としての考え方として述べさせていただきましたとおり、本当に児童・生徒が抱えます健康課題というのが近年本当に増えてきています。これを全て書くということは、今の紙ベース、データになったときにどう取り扱うかという問題はありますけども、なかなか限界があるところなのかなと。多くあれば全てよしということでもないのかなというふうには認識をしております。

ですので、自由記入欄をはじめ、調査票の複数の箇所を書いていただくことで教員と担任と養護教諭とコミュニケーションを取っていければなというふうに認識しております。

あと、学校全体のそういう症状をお持ちの方の数というのは、把握を今現在しておりません。今のところする予定もないんですけども、実際に保健調査票に書いていただいた内容で担任やったり養護教諭が聞き取りをしますので、そのクラスにそういうお子さんがいるということは担任として認識をした上で、先ほどおっしゃっていただいたような換気、それから可能であればですけども、一定の配慮は要るかと思っておりますけども、同じクラスの生徒であるとか児童に周知をする、これも可能であれば保護者さんにもそういう事情をお持ちの方が、抱えておられる方がいるということは周知をしてまいりたいというふうに考えております。

- 副委員長（大かわら鈴子） 健康障害、いろんな課題があるということで全部網羅できないということはもちろん分かってるんですが、ただ、この間ずっと注目されてきているようなものってありますよね。脳脊髄液減少症であるとか、起立性調節障害であるとか。起立性調節障害なんか、当初は朝起きられないから怠けてるんじゃないのかとか、いろんな誤解をされて子供たちが本当につらい思いをしてきたものが、今はちゃんときちんとお薬なんかも出てきてますし、それで長

期治療もしていけるということで、これはそういう症状が出る病気なんだということがはっきりしているということでいえば、こういうものにプラスして今回のこういう香害、化学物質過敏症など、例えば別紙でそういう主なものを書いて、それについて答えていただけるというようなことをしてもいいのではないかなというふうに思うんです。

例えば香害なんかについていえば、いまだに、今でも御自身で分かっていない、特にお子さんなんかでしたら調子が悪いけども、なぜ調子が悪いのかが分からないというようなこと、そういうこともたくさんありますのでね。やっぱりその辺の気づきにもなるということでいえば、明記をする、明示をするということが必要ではないかなと思うんです。

例えば今のこの項目、動悸や息切れがするとか、頭が痛くなりやすいですとか、おなかが痛くなりやすいですとか、いろんな項目がありますけども、これがもしかしたら香害のせいであるかというような可能性もあるわけですから、その辺としては、そういう意識を持ってこれを見ないと、単体の症状として捉えるのではなくて、そういう関連づけてみるというところでもこういう健康課題があるんだよというところでの提示というのは必要ではないかなと思うんですけども、そういう観点からはどうでしょうか。

- 田尾教育次長** おっしゃいますように、保健調査票を書いていただくときにそういった情報を学校のほうからしっかりとお伝えすることで、それが、時期がずれてしまいますと調査票を書くときは気がついていることしかももちろん書いていただけませんし、それからいろんな形で我々のほうから、学校のほうから、啓発資料を配ったとしても読み飛ばされてしまったというようなことになるかと思しますので、その時期について今検討をしているところでございます。

やはり保護者の方々が実際に書いていただくときにしっかりと情報をお伝えするほうがいいかなというふうに思っておりますので、そこについてはしっかりと対応していきたいと思っておりますし、また紙で今確かに保健調査票、欄が少ないという御指摘もいただいておりますけれども、別紙つけていただくようなケースもございますので、それについても学校としては柔軟に対応しているところでございますので、その辺、またお知りおきいただけたらと思っております。

- 副委員長** (大かわら鈴子) もう終わりますが、自由記入ではなくて、きちんと項目として、言葉としてここに書かれているということが気づきなり、そのように、そこ、やっぱり検討していただけたらというふうに思います。

子供たちが本当に香害など、こういうことが原因でもう学校に来れなくなる、不登校になるということは絶対に防いでいくことが必要だと思いますので、ぜひ寄り添った立場での対応をお願いしたいと思います。

以上です。

- 委員** (西 ただす) ごめんなさい。さっきの答弁の中でちょっと気になったことがあって、当然、記入用紙とかの話は今しましたけど、やっぱり今そうやって大変な状況になっている子供たちの数を把握はしていないし、これからも把握をする気はないみたいな答弁があったと思うんですが、それでいいのかというふうに思うんですが、いかがですか。

- 藤井教育委員会事務局副局長** アンケートというか実態調査を全く今後しないというつもりで申し上げたわけではございませんでして、今現在で調査をする予定はないということでございます。

この件につきましては、本当に今聞き取ってる、既に聞き取っている状況を確認してみますと、児童・生徒の置かれている状況がどういった場合に症状が出る、実際に出た症状がどういう内容なのかということが本当に様々であるということで、純粋に単純に香害ということで実態調査を

把握するだけでいいのかどうか、それから実際に調査結果を基にどういったことで対応すべきなのかとか、そのあたりの整理というのがなかなか今現在では難しいのではないかということをご考えておるところでございます。

○委員（西 ただす） 今後、じゃあこれは調査もして行って数も把握していくということを否定しているわけではないんですね、まず確認ですけど。

○藤井教育委員会事務局副局長 今申し上げたように、アンケートの調査の仕方、それから調査された結果をどう活用できるかというある程度の見通しが立った段階で調査をするかという判断をしたいというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） 私は、それ、調査はしていくというのが、やっぱり進めなきゃいけないと思ってるんですね。

先ほどもいろんな委員から言われましたが、まだ認識としてなかなか出てきてはいないんですけど、実際にはそれによる被害が起こっているということを周知していくということも含めて、学校間でも対応が今の段階では違うかもしれない。でも、こういったことがあるんだというのをまずは、1つは学校の中で共有化していく、数字を取って——ということに役に立つというふうに思うんです。

もう1つは、教育委員会がそういうことをやっていくことによって社会的な発信になっていくというふうに思うんですね。私も当事者の方のお話を聞いたんですけど、いろんな柔軟剤とかも含めて、いろんな製品を作っているメーカーの匂いがどんどん強くなっていったんじゃないか——匂いだけじゃないんですけどね——そういったことも危惧されていて、しかし、そのことに関して、作っている、製造している側がそのことについて気づいていない、あるいはそこにあまり配慮しないのもできるんじゃないかという認識がまだあるんじゃないかというふうに思うんです。

そこに対してもやっぱり発信をしていくということがとてもこれから子供たちを、学校でいけば子供たちを守る、当然社会では大人も守るということにつながるというふうに思うんですが、そこに関してはどう思われますか。

○藤井教育委員会事務局副局長 アンケートを学校ですると、実施するということについては、その周知につながるというところは否定するものではないのかなというふうに認識をしております。

一方で、商品の匂いの、香りの強度という意味でいうと、これはいろいろ症状をお持ちの方の感覚もそうでない方の感覚もいろいろあるかと思っておりますので、一概には言えないかもしれませんが、ちょっとこのたび、とあるメーカーのアンケートというか、実態調査なんかの結果を見てますと、なかなかそういう香りのついてないものを選ばれるかどうかのアンケート結果が、数値が低い。ですので、好んで香りのついてるものを買ってるかどうかではないんですけども、無香料とか、そういったものを配慮して買っているかというようなアンケート結果が低いというのもちょっと私もインターネット上の話ですけども目にしまして、まだまだ周知が進んでないのかなというふうには認識をしております。

先ほどポスターの種類なんかも申し上げましたけども、国のほうで制作されているポスターの中には消費者庁も入っておりますので、この場での議論には当てはまらないかもしれませんが、本当に広く周知を引き続きしていく必要があるのかなというふうには認識をしております。

○委員（西 ただす） だから、当然、このことを通して社会的な認識も広がっていくことはとても私は大事だというふうに思っています。それが当然、子供たちを守ることになるという

ふうに思うんです。

香害、香りの害ということですけど、ちょっとだけ振り返ると、日本においてはそれぞれの体にいろんな異常が起こってきて、それが例えばイタイタイ病であったりとか、あるいは四日市ぜんそくであったりとか、ただ、初めはそれは分からなかった。しかし、それをどこで見つけていくか、こういったことをするとやっぱり体にとってどういう影響があるのかというのは、いろんな視点から見ていくということも含めて、社会的な認知を広げていく上でも、この問題、教育委員会、取り組んでいくということは大事だと思います。

以上です。

○委員（村野誠一） 今いろいろとお話聞かせていただいて、先ほどの問診票、毎年4月に行われる問診票に合わせて何かそういう保護者の——問診票を書くというのは保護者だから、保護者にそういうものをセットでと。

それ、セットでそういうものがあれば、事実上、問診票に質問事項があるのと一緒だと思いますわね。ずれたら、本当に先ほど御答弁いただいたようにずれたら意味がない。いわゆる問診票とセット1枚、むしろ目立ちますわ。セット1枚で香害、化学物質過敏症についてお気づきのことがあったら自由記述のところにお書きくださいとか、近年増えてますとかということがきちっとあればむしろ目立つかなと思うので、問診票に項目を入れなくともと。逆に言うと、そこまでやるんだったら問診票に入れてもいいかも分からない。

だから、今回は、今日の答弁で、それに合わせてそういう、それと同じような効力を、効果があると思いますから、私はそれでよしとしようと思ってますけれども、いろいろとあったけど、大事なものは、親もやっぱり忙しいし、実際にこの過敏症だけではなくて、自分の子供と本当に向き合えてない家庭もあります。だから、なぜか子供が調子悪いけれども、それが本当に香害だ、自分自身も初めて香害というのを知ったとか、化学物質過敏症というものを初めて知ったとか。だから、親も改めて、問診であろうが、そういったペーパーであろうが、改めて知る、ひよっとしたらうちの子供そうかも分からない、あなたそんなことないというやり取りがある、また子供自身も何か分からないけど、教室入ったときに調子が悪い、でも、当然、香害ということも知らないし、化学物質過敏症というのも知らない。

だから、やっぱり親子で改めてその機会を捉まえて、ひよっとしたら自分がちょっと体調悪いのは、知らなかったけれども、こういうものに該当するのかも分からないという気づきの機会になると思いますから、これは問診票であろうが、繰り返しになるけど、今のやり方だったらむしろ目立つし、いいと思いますので、やっていただけたらいいと思う。

先ほど藤井さんがおっしゃってた、今後も調査しないのか——アンケート云々ですけど、これ、次の4月に今日の答弁のようにきちっとそういうものがセットでつけられれば、当然、それに基づいて備考欄に上がってくると思います。それは、より正確な数字になってきますね。

だから、それをきちっと集計して、教育委員会で把握して、私も今回、10.1%ですか、これだけ多いのかというのも、これがどれだけ正確かちょっと私も分かりませんが——陳情項目の中に書いてある、回答しているという数字がありますけれども、かなり多いんだなというふうに感じてますから、改めて教育委員会としてもその辺の数字は、毎年4月の健康診断の問診票でしっかり把握していただいて、その上で子供たちにどういう学校生活において対応というか配慮というか、していく必要があるのか、保護者と連携して、そういうふうを考えていただけたらいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

意見だけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、陳情第178号について、質疑に入ります前に、冒頭申し上げましたように、陳情第36－2号の陳情事項の2及びこれに関連する記載についてはいずれも審査対象外となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、陳情第178号について御質疑はございませんか。

○委員（三木しんじろう） 今回も陳情が出されたということで、これ、2005年からいじめが始まって2006年に発覚と、2009年には神戸地裁と大阪高裁では判決がいじめとして認定されていると。さらに、2011年には神戸市会の陳情第15号が採択されていると。それで、調査委員会が発足されて、これが2020年の11月ですね。調査が開始されて、2023年の5月に調査報告書が公表された。2023年の11月に今回の陳情に関わる陳情第36－2が採択されたということになっていると思います。

改めて、この陳情書に書かれている内容について確認したいというふうに思っております。

まず1つは、この陳情文書の中にあります令和7年の1月、文部科学省が教育委員会に対して指導を繰り返し行っていると。この件に関してどのような指導があったのか、そして文部科学省に対して神戸市の教育委員会はどのような説明を含め対応を行ったのか、まず御説明いただきたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 文部科学省とのやり取りでございます。

文部科学省からは、ちょうど1年少し前ですけど、令和7年1月にメールで本事案の時系列ですとか対応について確認したいということで連絡をいただいております。一旦回答をさせていただきます。

その後、2月に入って文部科学省のほうから今度は電話連絡がございまして、市教委のほうから被害児童側に連絡を取って、市教委の考え方を丁寧に説明してもらいたいということで御依頼をいただきました。これを受けまして、教育委員会から被害児童側の方とメールでやり取りを行っております。

その際、被害児童側の方からは、文部科学省を含めた三者面談の御提案をいただきましたけども、教育委員会としましては、前の長田教育長ですけども、長田教育長が令和5年6月に既にお会いして謝罪をしまして、考え方を説明してございます。また、令和6年に入ってから、令和6年7月に今の福本教育長が面談をさせていただいておりますので、そういったこともありまして、その時点で面談はお断りをしてございます。

その後、3月から4月にかけて文部科学省のほうから再度――再度といいますか、文部科学省のほうからも三者面談を実施してほしいという旨の連絡をいただいておりますけども、私どもとしては同じ理由でお断りをしてございます。

文部科学省から指導があったということは、私どもとしては認識をしてございません。

それから、陳情書に書かれておりますような総理補佐官がどうか、官邸の関与がどうか、このあたりについては私どもとしては把握はしてございません。

以上です。

○委員（三木しんじろう） 今の御説明では、長田教育長と福本教育長が保護者の方と面談をしたからもうする必要がないというような御回答ということでよろしいですね。分かりました。

そして、改めて陳情者が言われています、先ほども言いましたように、2023年5月に出された

調査報告書に関しては、教育委員会の皆さんも重く受け止めるというお言葉も、真摯に受け止めるというお言葉もあると思いますけれども、やはり陳情者の方がこだわってらっしゃる、要は認められない部分が一体どこなのかということだと思うんですけれども、改めてこれに関しては、今どういうふうにお考えでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局長 これも、令和5年度に本委員会でも御答弁申し上げてございますけれども、調査報告書につきましては、教育委員会が設置しました附属機関であります調査委員会、ここで専門的知識を有する調査委員の方々に作成していただいたものでございます。

調査委員会が判断されたことにつきまして、教育委員会が認める、認めないというものではないと認識してございまして、当然ながら、御指摘、それから再発防止策の提言を最大限尊重すべきものと考えてございます。

- 委員（三木しんじろう） 今までのやり取りでなかなか認められないといいますが、自分たちの考えとは少し違うというような発言もされてたと思いますので、そこは僕、何が違うのかというのは明らかにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

委員会の中でも教育委員会の発言が今まで何回もあったと思うんですけれども、当時の担任の先生が作成した報告書、マスキングしたものを僕も見させていただきますと、当時、いじめがあったというふうに担任の先生が作った報告書からも見られるんじゃないかというふうに僕は感じています。

しかし、報告書の中では、担任の先生もいじめがあったかどうか判断できなかつたと、報告書を作られた御本人がまず言われていると。それともう1つは、教育委員会も同様な御意見だったということを発言しております。

この御意見というのは、改めて、これも変わらないと。要は、当時はいじめがあったというふうには担任の先生が作った報告書、学校が作った報告書、そして教育委員会がお持ちの報告書という3点があったと思うんですけれども、それを御覧になられてもあの当時からいじめがいじめとして判断できないというようなお考え、認識が変わらないのかというのが1点と。

次に、これ、関係児童の保護者から子供に事情を聴かないでほしいというふうなことがあったと思います。これは、関係児童というのは、加害児童の保護者だと思います。これは、加害児童の保護者からそういうふうに言われたから積極的に聞き取りができなかったのかという点と、もう1つは、被害児童から事実関係の確認が取れなかつたと、要は調査ができなかつたというふうにしておりますけれども、実際は16回、当該児童・生徒に聞き取りをしていた点、これに関しては、今どういうふうな認識をお持ちでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局長 冒頭御説明申し上げましたように、いじめの認定に当たりまして、18年という長い年月がかかったこと、これにつきましては本当に申し訳なく私どもも思っております。

調査開始時の資料ですとか、十分な調査ができなかつたというようなことを以前からの委員会の場でもずっと長らく申し上げてきたわけですが、これにつきましては、調査報告書では、明らかに事実と反しておりということで書かれてございまして、やはり当時の学校、それから教育委員会、事務局の対応、丁寧に粘り強く対応すべきであったということは私も思っております。

ただ、一定聞き取りが困難であったということは、やはりそういった事案は一定あったものと考えてございますので、当時の答弁者が故意に事実と反すると認識した上で答弁したものではありません。

いと私どもは思っております。

- 委員（三木しんじろう） やはりここが僕は大きい論点だと思ってまして、論点の1つだと思ってまして、客観的に見ても、児童・生徒から聞き取りは僕、されているとは思っています。ですので、学校自体もちろん、担任の先生も含めていじめとしての認識はお持ちだったと、その当時から思っていると僕は感じています。

それで、その後、2024年12月20日に関係職員の処分が行われました。これ、僕は、委員長先ほど言われたみたいに、処分をどうこう、こうしろ、ああしろと言ってるのではなくて、時系列としてちょっとお聞きしたいんです。

2024年12月20日に処分をされました。これは公文書になってますので、小学校の教諭が口頭嚴重注意、2024年12月20日に処分をされていますと。お一人だけだというふうに僕思いまして、ほかの方は退職者とか異動された方に関しては処分をしていないと。もしそのとき、教育委員会にまだいたらこういう処分が、処分相当になるというようなことが出されていると思うんですけども、これ、ちょっと僕お聞きしたいのが、12月20日に処分されたの、お一人で、そのほかの方は退職された方と異動された方が処分対象外になっているということによろしいですか。

- 竹森教育委員会事務局長 12月20日の処分の内容ですけれども、まず委員おっしゃいましたように、当該校の当時の教諭、こちらを口頭嚴重注意ということにしております。

それ以外に当時の発表資料に5名記載しております。その5名は、いずれも既に退職された職員でございます、もしその退職者が仮に在籍していた場合に相当する処分ということで検討しまして公表しております。

- 委員（三木しんじろう） そうすると、異動している方というのは、要するに教育委員会からほかの局に異動されている方は対象になっていない、なっている、どちらでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局長 処分の検討の中では当然対象になっております。

ただ、処分には当たらなかったということでございます。

- 委員（三木しんじろう） それで、先ほど2024年12月20日に処分が発表されたわけですがけれども、調査に関しては、2020年11月から始まって2023年5月に調査報告書が発表されました。長期間にわたって調査が行われて、関係者に対して第三者委員会はヒアリングも行っております。

報告書が出た2023年5月11日から処分がされる2024年12月20日まで、これ、かなり期間が空くと思うんですけども。何が言いたいかといいますと、第三者委員会は既に関係者からはもうヒアリングを行っている。それを含めて報告書にまとめていると。教育委員会のほうは、当時の高田事務局長も、職員の処分に関することは関係者職員に聞き取りを行っているというふうに2023年11月20日に言われてまして、長田教育長も結果に基づいて職員の処分を適切に行うというふうに言われてます。

報告書が出てから約19か月ぐらいかな、たってるわけなんですけれども、なぜそこまで丁寧にヒアリングして報告書もあるのに再度1年半以上もかけて再度ヒアリングをして処分が行われたのか。もしかしたら、この19か月の間に退職してない方もいらっしゃるし、そういう状況が違うと思うんですけども、この点、なぜこんだけ時間がかかったのか、教えていただきたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局長 この処分でございますけれども、私どももできるだけ早くという思いで取り組んできたところでございます。

ただ、もう委員も御承知のとおり、関係者も多くございまして、退職された方もたくさんおら

れるということで、ヒアリング、改めて全ての方に行ってございますが、30人を超える方からヒアリングを行ってございます。

また、資料につきましても改めて全て見返しをしてございます。その確認、それからヒアリングでの突き合わせ、まずこれに時間がかかってしまったということ、それからその後、教育委員会の中といいますか、懲戒審査会でお諮りをしておるんですけども、懲戒審査会でも7回にわたって御議論いただいたというものでございます。

この処分に関しましては、個々の職員について私どものほうで事実認定を行っておりまして、それに基づいて当時の懲戒処分の指針を基に検討しまして行ったものであると考えておりまして、処分については適正に行ったものと考えてございます。

ただ、時間がかかったことについては申し訳なかったと思います。

○委員（三木しんじろう） やはり僕は時間がかかり過ぎて、配置の方々の状況も変わってきたと思いますので、かなり影響していると思います。

それで、先ほど言われた、御答弁ありましたように、要は、報告書の内容は重く受け止めて、認めるところは認め——それは言っていないかな——重く受け止めるというような御発言がありました。

けれども、その一方で、再度ヒアリングをして、報告書の中では隠蔽とか、そういうことを虚偽答弁とかも含めていろんな御指摘がある中、なぜ報告書で指摘があった内容とは違う、要は処分が行われなかったのか。報告書の内容と教育委員会のヒアリングとした結果では内容がちょっと変わったといいますか、受け止めがちょっと変わったのですかね。その辺、いかがですかね。

○竹森教育委員会事務局長 個々のヒアリング状況等につきまして、この場でちょっと申し上げるわけにはいきませんが、私どもとしましては、調査報告書の内容、それから改めて全ての方からヒアリングした内容、それらを踏まえて懲戒審査会でもお諮りした上で教育委員会として今回の処分を決定したということでございます。

（「議事進行」の声あり）

○委員（山下てんせい） 先ほど三木議員の質問をずっと聞いていて冷静に判断しているんですが、陳情事項2の内容にどんどん触れていく、私はちょっと先ほどのヒアリングの数に関して、結局、ヒアリングはどこまでやったのかというふうな質疑に踏み込んでいるというふうに思いましたので、委員長のほうは一応当初決めた陳情第36-2号の陳情事項2、これに関する記載は審査対象外にするという原則に従って進行をお願いしたいと思います。

○委員（三木しんじろう） 僕、別に調査内容を変えてくれとか、処分をこの人にするべきやということは1つも言ってなくて、調査報告書が出てから処分までこっだけ時間がかかった経緯について僕は聞いてるんですけども。そこは全く内容については僕は指摘はしてません。委員長の御判断にお任せしますけれども。

○委員長（徳山敏子） このたびは、議運のほうからは、36-2の2のほうは私どものほうには付託されておりませんので、できれば最初に申し上げましたように、それ以外のことでお願いしたいと思います。

○委員（三木しんじろう） 36-2の第2項とは触れてないと僕は認識なんです。委員長がそう言われるのであれば、この質問はちょっとやめたいと思います。

それで……。

（「議事進行」の声あり）

○委員（村野誠一） 多分この委員会だけを傍聴されている方々は、議運で何が決まって、なぜそこを外すことになったのかということが分からないと思うんですね。今の三木さんと委員長とか議事進行、何が問題になっているのかというのがさっぱり分からないと思うので、なぜそこを外すことになったのかということを委員長のほうから説明をいただければ、皆さん、ああ、なるほど、だからやはり三木さんの発言はおかしいんだとか、またはどちらがどうなのかということがそれぞれ判断ができると思うんですけれども、まず前提として今回の審査に当たってどういう理由でその部分が割愛されたというか、そこをちょっと委員長のほうから説明いただけたらありがたいと思います。

○委員長（徳山敏子） 今回、こちら、昨日の議会の中で、本会議の中で付託された分の中、私どもの中には入っていなかった、この2項、36-2の2のところには付託されていなかったのので、今回はそこのところは省かせていただいております。

（「議事進行」の声あり）

○委員（平井真千子） 今の議運でどのような決定があったかということについて、事務局から御説明いただいたらいかがでしょうか。

○委員長（徳山敏子） よろしいですか。

○書記 陳情第36号-2の陳情事項の2及びこれに関する記載につきましては、請願・陳情取扱要綱の中の対象の文言「職員の身分に関する行為を求めるもの」に該当するのではないかということで、市会運営委員会での協議を踏まえ、市会運営委員会の中で意見を聴取され、その結果、その内容を聴取した結果、議長のほうから対象外とした陳情が委員会に送られております。

以上です。

○委員（西 ただす） そういうことはあると思うんですけど、ただ、1つは、教育委員会の先ほどの陳情に対する回答というか中で、例えば仮に在職していたらというようなところも含めて言われてたから、そういう面でいったら、それに対して議論するということが自体は問題にならないのかなと思うんですが、そこはいかがですか。

○委員（三木しんじろう） 僕が質問させていただいたのは、全て公文書になっていることから、報告書もそうですし、処分についても内容もそうですし、日付もそうですし、公文書になっているものですから、別に、先ほども言いましたように、職員の方に対してもっと処分すべきじゃないかとか、退職した方を処分すべきじゃないかとか、処分が甘いんじゃないかとか、そういうことを言ってるわけじゃなくて、時系列的に見て、やはりこれ、なぜこだけ時間がかかったかということですので、僕自身はこの陳情の第2項ですか——には当てはまらないという認識で質問させていただいたんですけれども、もし委員長が問題であるということでしたら僕は従いますということを言わせていただいただけでございます。

（「議事進行」の声あり）

○委員（壬生 潤） 山下委員がおっしゃったのは、私が理解しているのは、長期にわたらなかつたら別の判断があったのではないかというようなニュアンスが酌み取られたので、それでおっしゃったというふうに私は認識しました。

ですから、あくまでも時系列でこういうことがありましたよねと、何でそんな時間がかかったんですかということについての議論は、今もお話ありましたけど、ええと思うんですけれども、そこに踏み込むのはいかがなものかという話ですから、あくまでも時系列に基づいてお聞きになるということについての御質問をいただいたら、それはいいのではないのでしょうか。

○委員長（徳山敏子） 承知しました。

そしたら、そういう中身についてでしたら続けてください。

○委員（三木しんじろう） もう次に行きますね。

ここがちょっと御説明がなかった部分なんですけれども、陳情項目4についてです。

元校長が持ち出した個人情報を含む公文書に関してですけれども、これは、元校長は手元に保管していないということなんですけれども、元校長が本人以外の人間に渡したり、ほかの人が持つるとか、そういうことがないということは確認を取られているんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 私ども、この件に関しましては、もちろん退職後に持ち出したということについては適切ではないと思ってございます。

本人に御確認をさせていただいたところ、当該文書については既に廃棄をされているといったことで、手元には保管していないということで確認してございます。

当時の校長が、御本人が依頼をされている弁護士への相談時にその資料を見せたということを確認してございますが、その相談以外にこの資料の内容をほかの方に見せたということはないということで聞いてございます。

以上です。

○委員（三木しんじろう） それと、陳情項目5にある旅費の支払いについてですけれども、児童・生徒の、被害児童の保護者には支払いをしているということなんですけれども、ほかに対象者はいないのかということと、ほかの対象者の方がいるとすれば、これももう完了済みということでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 本件調査におきまして、聞き取り調査を行ったのが市教委との関係者がほとんどでございます。それ以外の関係者ということで、被害に遭われた方の保護者の方に聴取に応じていただいた際の旅費について神戸市旅費条例に基づいてお支払いをしてございます。

○委員（三木しんじろう） 分かりました。

それと、陳情書に書かれています、これは福本教育長にぜひお聞きしたいんですけれども、被害者の保護者の方とお会いして、教育者は法的責任よりも道義的責任が重要だというふうに述べられたというふうに書かれておりますけれども、その当時、そういうやり取りがあったのかということと、今どういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○福本教育長 私、前職におりましたときに、ある方を通じて面会の要望がありました。私も実はこの事件につきましては、当時起こったとき、担当ではありませんでしたが、教育委員会にもおりましたので、非常に特異な、本当に金額的にもそうですし、特異な例だなと私も中身は深く分からないまま存じ上げておりました。

当然、非公式というのは、教育長でもありませんので、一教育者として保護者の方がお会いしたいということであれば、じゃあ、教育長になる前にお会いするほうがいいかなということでお会いさせていただいて、いろんな話を聞かせていただいて、当然、報告書等が出てるんですけども、なかなかうまくいってないような形の話をしてましたので、そうです、そういうことで予備知識としてそれを受け取りました。

ただ、今回、少し私、書いてある中で違うところは、東京のほうと連絡——文科省との連絡を我々事務局がしているときに、我々が、2回教育長が会ったということを書いたので、何か私が当時の非公式の部分も公式に入れてるような——そうではなくて、長田教育長と私が出会ったことが2回という意味でやりましたので、当初の約束どおり、私も非公式という認識は当然ありま

す。

ただ、当然、教育者ですし、道義的な部分ではやはりきちっと、長年にわたってますし、本当に気の毒なことになっているので、きちっとするべきやというのは私、今でも思っておりますし。

したがいまして、就任して、その1年前に長田前教育長が正式にお会いしてましたが、一旦私もそれでしたら、いわゆる公の場というよりもお話を聞くような形でお会いしましょうかということの流れで7月お会いさせていただいたことになりますので、私としては、やはり長年に苦しんでおられることを一刻も早く解決していかなあかんという思いは今でもあります。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。

僕自身も解決してほしいという気持ちもあります。

報告書がかなり長いといえますか、細かく書かれています。その中にも、当時の文教こども委員会、教育こども委員会も含めて虚偽答弁とか、いろんな御指摘もあったり、その中で、今、教育委員会が改めて重く受け止めて、間違えているところは間違えと認めたらいいと思うんですけども、議事録に残ってしまっている部分があると思うんです、発言に関して。この分で、例えば訂正する分とか、例えば削除する分とか、例えば間違えた部分とか、そういう部分に関しては何か対応するというようなお考えはあるんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 まず、議員、ちょうど三木議員とのやり取りの中で、令和元年度ですけれども、面談を4回申し入れているにもかかわらず返事がないといった答弁を当時教育委員会のほうでしてございます。

これにつきましては、事務局において、すぐその当時、令和元年11月29日の常任委員会でしたが、終了後、事務局において確認をしまして、4回のうち、当初の2回は当該保護者の方から返事をいただいていたということを確認してございまして、令和元年、その同じ年の12月25日にまず保護者の方に謝罪文をお送りしてございます。当委員会——常任委員会のほうには、令和元年12月27日に開催されました常任委員会におきまして、教育長のほうが発言の訂正、それから謝罪を行ってございます。

その内容ですけれども、その4回の面談の申入れの連絡ですけれども、直近の2回の連絡には御父兄の方からお返事をいただいておりますが、当初2回につきましてはお返事をいただいておりますという発言訂正を行ってございます。

これ、議員おっしゃっているのは残り2回の分ではないかと思うんですけれども、この4回のうち、残りの2回につきましては、当該保護者の方から直接返事をいただいているんですけども、三木議員通じて間接的に御意向をお聞きしていたということでございます。

この答弁につきましては、故意に行った答弁ではございませんが、やはり事実と異なった答弁をしたということについては申し訳なく思っております。

残り2回の部分が、言わば常任委員会では訂正がされてないままに今残っておるんですけれども、このあたりにつきましては、三木議員御本人とのやり取りでございますので、加えて訂正が必要だということでおっしゃるのであれば、市会事務局と相談させていただきたいと思っております。

○委員（三木しんじろう） そうなん。当時はもうショックで、本当に、僕が一生懸命やったわけなんですけれども、そこが含まれてなかったという扱いになりました。

今の御説明以外にはもうないという認識でよろしいですかね。報告書に指摘されている部分で、ほかには間違えている箇所はないという御認識でよろしいですか。

○竹森教育委員会事務局長 厳密に言いますと、この事案が発生して、それから調査終了するまで

の議会の中で、いじめの判断に当たって十分な調査ができていなかったですとか、資料が残っていないといった答弁を教育委員会としまして繰り返し行ってきたわけでございます。

このことにつきましては調査報告書において明らかにされてございますが、事実と反しており、当時の――やっぱり事実と反しているということでございますので、当時の学校なり、教育委員会事務局、やはり丁寧に粘り強く対応すべきであったということで、私ども反省すべきと思っております。

ただ、当時の答弁者が故意に事実と反すると認識した上で答弁したのではないということで私ども思っております、いじめの判断に当たりまして聞き取りが困難であったと考えられる要素が一定あったものということで認識をしております。

- 委員（三木しんじろう） すみません、もう最後に、先ほどの答弁でもありましたけれども、長田教育長が謝罪をされたというふうに御説明ありましたが、これは多分報告書を受け渡す研修センターでやられた場のことを言われているのかと僕は思うんですけども、その場に僕も、もちろんマスコミの方もいらっしやっただと思っておりますけれども、被害児童とその保護者の方は、急に長田教育長が謝られたんで、いや、それは違うと、ちょっと謝罪をいきなりされるのは受け入れられないということは何度も言われてたと思うんですね。

ですので、僕自身は、しっかりと謝罪はしてないんじゃないかと、被害児童の方と保護者の方もそれを受け入れてないんじゃないかというふうに僕は思っているんですね。一方的に謝られてもそれは謝罪したことにならないんじゃないかと思うんですけども、まず謝罪されたのがその報告書を渡すときにやられたことがそれを指しているのか、それと今後、謝罪として保護者の方、当時の児童・生徒は受け入れてないという状況を踏まえて、今後、謝罪に関してはどのようにお考えなのか、最後にお聞きしたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局長 謝罪の場面につきましては、議員おっしゃった報告書の受け取りの時点でございます。

今後どうかということにつきましては、これはちょっと私どもだけでは判断できない部分でございますので、今この場ではコメントを差し控えたいと思います。

- 委員（三木しんじろう） まず、ちょっと先ほどの御答弁の中で謝罪をしたとおっしゃったので、そこは違うかなと思っているんですよ。

お互い、謝罪をされて、謝罪されたほうもそれを受け入れて初めてそうだと思うんですね。一方的に謝罪、すみませんと謝って、それで終わりというのではなくて、そこはしっかりと教育委員会も御認識をちょっと変えられたほうがいいんじゃないかというふうに僕は思っています。これは意見として述べさせていただきます。

以上です。長くなりました。

- 委員（西 ただす） では、質問させていただきたいと思っております。

まずですが、本陳情は、長年にわたりあったはずのいじめを神戸市が否定し、時には被害者や保護者の方が悪いんだというような扱いを受けてきた現状をつくり出してきたということに対して、今なお誠実に神戸市が向き合っていないんじゃないかという思いで出されたんだと思うんですね。

いじめとして市は認めて以降も、1つはこのような陳情が出てこざるを得ないということに対しての受け止めに聞きたいんですが、あわせて陳情書の中で長田教育長のときの対応と現在の福本教育長の考え方は変わらないのではないかということに関してはどう思うのか。

先ほど教育長自身も言われてましたが、我々教育者で、話あったときには法的にどうかということではなくて教育者であるからと、道義的にということを考えなければいけないと。そのときに今回被害を受けた皆さんが教育長になったら変えると言われたというふうに思われて言われたわけなんですけど、それについての受け止めはどうなんでしょうか。

○**福本教育長** 私が教育長になる前に非公式の状況の中でお会いしたときは、保護者の方のお話を聞いた、私も断片的に知っている情報を集めていながら、いよいよ報告書がまとまってそういう方向で決着がつくんだなど。ただ、保護者の方がなかなか状況がうまくいっていないというような報告を受けて、そのまま私が教育長に就任しました。

なので、一旦教育委員会に、教育長の立場になって、この流れの時系列、当時は陳情が採択されたものを、処分も含めてですけど、やっていく過程でした。でも、私としては、先ほど言いましたように、解決というものについて一定しゃくし定規にはかるのではなくて、一旦お会いして話をと、静かな環境でお会いして話をしたい、そんな形で面談の調整をさせていただきました。

ただ、細かいことはここでは申し上げませんが、なかなかそこがうまくいかなかったという経緯もございます。逆に、これまで長くつらい思いをされてこられましたので、やはり感情的にも落ち着いて話ができる状況ではないのかなと私も思いました。それ以上で、逆にこれ以上は面談をすることがプラスになるのかということも私考えました。

ただ、我々がそのときできるなど思ったことは、出てきた陳情、それについてきちっと対応していくと、7つありましたけども、それを確認していく作業を我々としてはさせていただきました。

長田前教育長の心の中のお考えはもうずっと出されておられるように、この問題について真摯に取り組み、解決していくという立場だったろうと思いますし、私も、もう長年にわたっておりますし、今回のようにこうやって陳情も出てきておりますので、しっかりと解決をしていくべきだと、そのように考えております。

○**委員**（西 ただす） 今の御答弁でいえば、それは会う必要があるんじゃないかというふうに考えていらっしゃった。ただ、教育長になってから会ってないということなんですか。

○**福本教育長** 教育長になってから7月に会わせていただきました。

○**委員**（西 ただす） その上でなんですけど、先ほど少し出た国との関係ということなんですけど、一応御説明でいうと、今まで会ってるんだからもう会う必要はないんじゃないかというふうなことを言われてたわけなんですけども、しかし、国自身が三者でということを書いてきたことに対して、なぜそれをされなかったのかというのはもうちょっと教えていただきたい。いかがですか。

○**竹森教育委員会事務局長** 先ほど申し上げましたとおり、文部科学省のほうから三者面談を実施してほしいということで連絡があったわけなんですけども、私どもとしましては、前教育長が——長田前教育長ですけれども、令和5年6月にお会いして謝罪をさせていただいたということと、令和6年7月に現教育長が面談させていただいたということもございまして面談をお断りしてございます。

この場でこれ以上のコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○**委員**（西 ただす） どういうところがコメントを差し控えるのかちょっと分からないんですけど、ただ、国自身がこれは解決するべきことではないのかなというふうにして動いたというふうに思うんですよね。

当然、当事者の方にお会いするというのも大事ですし、国に対しても、それは教育委員会としての考えを丁寧に伝えるというような場になったというふうに思うんですけど、そういう場を持たれ、それに関して持たれなかったということについてはどう思っているんですか。

○竹森教育委員会事務局長 これ、冒頭——冒頭といいますか、先ほどの質疑の中でお答えはさせていただいてございますが、文部科学省に対しましては、本事案の時系列ですとか、これまでの対応について説明は行ってございます。

○委員（西 ただす） 時系列をした後に国がまた言うてきたというところが1つみそだというふうに思うんですよね。その時系列を市としては言っているんだが——教育委員会としては言っているんだが、それでは納得できないんじゃないかこれはというふうに考えて言ってきたことに対して、時系列は伝えたということで、それで問題、それに関して納得している、あるいは伝えるべきことは伝えたというふうに思っているんですか。

○竹森教育委員会事務局長 この事案の全体像といいますか、時系列の内容につきましては、もうその説明でさせていただいたということで思っています。

○委員（西 ただす） 私は、それは、独りよがりかなというふうに思うんですよね。

だから、1回だけ国が言ってきて、それで時系列伝えたから分かりましたということとはまた違うということ、何度かというのはそういうことだったというふうに思うんですよね。

ですから、例えばそれで、そのときに、教育長としては、先ほどの答弁でいったらまた会ってもいいみたいな考え方を持ってたけどなかなかタイミングがというふうに言われてたんですけど、先ほどの話でいうと、三者が会う、これで会いたいということに対して当事者の方も言われてたわけですから、国を交えて今からもう1回話し合ったら、伝えたらと思うんですが、それは考えはないんですか。

○竹森教育委員会事務局長 私ども、国を交えてということで特に三者面談をやろうという考えは今の時点ではございません。

○委員（西 ただす） そこも含めてやっぱり疑問かなというふうに思うんですよね。この問題を解決していくに当たって、やはり市の対応というのに何らかの問題があるというふうに国としても思って、そしてどっちがどう、どこまでがどうなのかということを知りたいというのは——じゃないとこれは解決していかないんじゃないかというふうに考えたわけですよね。それを今のお話でいうたら拒否しているというふうに私は聞こえました。

次にお聞きしたいんですけども、ちょっとどうしても重なるところがいろいろ出てくるとは思うんですけど、過去の答弁を見させていただいたんですけど、やっぱり教育委員会に納得できないところがあるが、調査報告書は受け止めるというふうに言ってるんですよね。改めて聞きたいんですけど、何でかなという。ストレートに聞きます。例えば1、ここは納得した、2、ここは納得できないが重く受け止める、3、ここは受け止めることはできないくらいに分けて何で説明できないのかなという。繰り返し議論しているというところではあると思うんですけども、やっぱりこれないと何を反省して次に行こうとしているのかというのがなかなか明示されないし、分かりづらいというふうに思うんですけど、そういう姿勢には持てないのか、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 議員がお聞きの内容は、調査報告書を受け取った際に、令和5年5月11日になりますが、その際、教育長コメントということをお出しさせていただいております。

その中身に、そのまま表現させていただきましても、報告書の評価・指摘の一部において教育委員会の認識とは異なるところがあり、報告書の具体的な内容について今後精査させていた

だきたいということで申し上げます。

ですので、その部分かなということで思っていますが、これも過去に教育こども委員会で答弁申し上げておるんですけども、教育委員会の認識あるいは考えを取り入れていただいている部分、それ2点でございます。

まず1つが、その報告書の中では、令和元年11月の陳情採択後も市教委の姿勢が消極的であったという評価されている部分でございます。

もう1点が、令和4年度に行った、監理室のほうで文書の入手時期ですとか保管状況を明らかにするための調査を行っておるんですけども、令和4年度に行った監理室の内部調査が、報告書では、議会での批判をかかわすために形式的に行われたものということで評価をされてございます。

この2点でございますが、まず1点目でございますが、市教委の姿勢でございますが、これにつきましては、教育委員会としまして、平成28年の中学生の自死事案がございました。その教訓も踏まえまして、陳情採択前から積極的に対応してきておるところでございますが、それまでの答弁では調査できなかったというような答弁に終始しておったわけですけども、平成31年2月、3月の常任委員会におきまして、長田前教育長からいじめであった可能性が高いと、関係者への再度の聞き取りで補充・補足ができないかとかなり踏み込んだ答弁をさせていただいてございます。

その答弁後も、平成31年4月に入ってから、御本人との面談希望について保護者に連絡をさせていただいたということで、そういった取組がある中で、調査報告書の中では姿勢が消極的だということと言われたことについて認識が異なるということで申し上げます。内容を撤回しろということではございません。

次に、監理室が行った調査でございます。これにつきましては、当時、三木議員からの御指摘がございまして、いわゆる文書が急に出てきたと、その担任文書、学校文書、事務局文書を事務局が入手した時期ですとか、その保管・保存状況の特定が必要やということで、そういった目的で令和4年6月から9月にかけて調査を行ってございます。その中で、過去の公文書公開請求への対応において、やはり不適切な取扱いがあったということはこの調査の中で指摘をさせていただいてございます。

そういった文書の入手時期、あるいは保管状況を特定することを目的に行ってございますので、特に調査委員会の判断を迷わせようとしたり、何かを主張する狙いで行ったものではないということで、この部分については認識が異なるということで申し上げます。

この内容につきましては、先ほども申し上げましたように、過去にも御答弁申し上げます。

- 委員（西 ただす）そこは変わってないということなんだろうけども、やっぱり改めて、例えば今回、陳情事項の3でいうと、議会での虚偽答弁や事実と異なる答弁を訂正することというふうに言われているんですけども、概略的のところはそれで説明をされているんですが、例えば調査報告書では当時の江尻課長や藤原部長は直接原告から聞き取りを行っていたことを認識しながら、原告の両親から間接的にしか意見が得なかったということを書いてたのが故意じゃないかと言われていたり、具体的に言うと、いじめかもしれない、しかし、その報告がない、資料が全然残っていない、私自身も腑に落ちないんですけど当時答弁していきながら、それは虚偽であるであろうというふうに報告書に書かれていたりということに対して、1個1個に対してそれはどう

なのかということについては答えていらっしゃるんですか。いかがですか。

- 竹森教育委員会事務局長 2点あったと思いますけど、1つは、先ほど三木議員にお答えしたとおりですので、4回の答弁に関することでございます。

もう1点につきましては、過去からの繰り返されてきた答弁がどうだったのかということでございます。これも先ほど三木議員にお答えしたとおりでございます。調査報告書で明らかにされてございますように、事実と反しているということでございます。私どももそう認識してございます。

ですので、当時の学校なり教育委員会事務局は、もっと丁寧に粘り強く対応すべきであったということで認識してございまして、ここはしっかり反省すべきやと思っております。

ただ、これも先ほど申し上げましたように、当時の答弁者が故意に事実と反すると認識した上で答弁したのではないと思っております。そこについては一定何らか聞き取りが困難と考えられる要素があったものと考えてございます。

- 委員（西 ただす） 今のところでいうと、あくまで例えば虚偽の答弁をしてしまったということとを認めるということなんでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局長 虚偽をどう判断されるかですけれども、私どもとしましては、誤った答弁であったことは間違いなく思っております。

- 委員（西 ただす） だから、経過としてでいうと1つ1つはもうできない、できないというか、時間がかかってしまって難しいかもしれないんですけど、この問題の今言ったような点というのは、根本のところにあるのは、一時は学校側から報告書という形で教育委員会に、これ、いじめではないかなというのを出していた、しかし、その文書に関しての取扱いで、そのときに認識してはいたはずなのに、いや、後から言うとそのとき認識できなかったということがこれだけ長い間この問題を継続させてしまったということにもつながっているわけですね。

しかし、そのときの例えば文書がないであるとか、誰が言ったか分からないとかというところがうやむやのままにいつてるということ自身がやっぱり不誠実ではないか、本当にそれは調べることはできないのか、例えば、今この段階において、当時言いたかったかもしれない、こういうことを本当はちょっと聞いてたけども言えなかったというようなことがなかったのか、それをもう1回、例えば今聞き取るとか、そういうことを改めてする気はないんでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局長 もう細かくは申し上げませんが、当時の対応ですけども、学校にも教育委員会事務局にも不適切な部分があったと思っております。

それも含めまして、調査報告書の記述内容、それと照らし合わせて全て関係者にヒアリングを行った上で処分なり処分相当ということで発表をさせていただいたものということでございます。うやむやにしているというのではなく、私ども1つ1つ全て事実認定を行いまして処分を発表しておるということでございます。

- 委員（西 ただす） ちょっと観点変えますけど、先ほどのところで、仮に——ちょっと質問違うことします——仮に在職していたとしたら、こういった処分が必要だということを——答弁されてたから聞くんですけど——というようなことをわざわざやったという事例はこれまであったのか、あるいはそれをあえて今回やったということは、やっぱり問題があった、どこに問題があったというふうに感じていらっしゃるのか、それぞれの処分に関して。いかがですか。

- 竹森教育委員会事務局長 ちょっと過去にこういう事例があったかどうかは私のほうで今把握しているものではございません。

処分の内容ですけれども、詳しく申し上げることはできませんが、やはり私どもとしましては、処分を決定する際に何に問題があったかということはもちろん明確にさせていただきます。

1つ、これ、発表時の資料にもう記載しておりますので、そのままお答えさせていただきますが、当時の教諭につきまして口頭嚴重注意ということでしてございますが、この処分理由としましては、2005年度当時、いじめが疑われる状況において一定の指導は行ったものの、丁寧な聞き取り、それから保護者への情報共有等を十分に行っておらず、結果的にいじめの実態に気づくことができなかったということでございます。

それから、退職者につきまして、5名処分に、仮に在籍していた場合にはこういう処分に該当するというので5名申し上げてございますが、この5名につきまして、処分理由は大きく3つでございます。

1つが、この当時、発生当時の対応でございますけれども、2005年度に発生したいじめ事案への対応に際して事実確認を進めることが難しくなった状況において、組織として被害児童の立場に立ち、丁寧かつ粘り強く対応すべきところ、消極的な対応にとどまったこと、これが1つです、理由の。

2つ目の理由は、これは少し時間がたってからですけれども、2010年度、公文書公開請求の対応において本来公開すべき公文書が公開されないという状況を生じさせ、結果的に後で公開する文書が存在していたことが判明したということ、これが大きく2つ目でございます。

3つ目でございます。これは、先ほども御議論ありましたけれども、いじめ事案に関する個人情報を含む公文書を持ち出し、退職後も保持していた、これが3つ目でございます。

この3つに関して5人の方を処分相当ということで発表してございます。

○委員（西 ただす） ちょっとほんなら次のところに行くんですけど、今ちょっと陳情の4のところにも関わるところかなというふうに思ったんですけど。

先ほど、ちょっとごめんなさい、三木委員が質問されてたん、答弁が僕、聞き取り切れなかったんで、申し訳ない、もう1回聞くんですけど、校長による個人情報に関してのところでは、以前に答弁されてたら申し訳ないですけど、そもそもどの段階で校長は廃棄したと言っているのか、どの段階か、そして廃棄した理由というのはどういうふうに答えているのかというのはいかがなんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 ちょっと今、どの段階、いつ廃棄したかということについては手元持ち合わせてございませんが、御本人に確認したところ、その確認時点では既に廃棄しているということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、本人が依頼されている弁護士の方への相談の際にそれを見せたと、それ以外にその資料を見せたという事実はないということで確認してございます。

○委員（西 ただす） それを、やっぱり時期を聞いたのは、どこかの判断があったというふうに思うんですね。その判断がどういうところから出てきたのかなというのはあるんだと思うんです。ある日、思いがけずというようなことがあるのか。

しかし、本来、これを持っていること自身がやっぱり教育委員会の姿勢との矛盾が出てくるんじゃないかというふうにして判断されて廃棄されたという可能性もあって、それは分からんと言われたら分からんということなんでしょうけれども、その時期も含めて、どういう思いでというところはどうなんでしょうか。いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 廃棄された思いということでしょうか。

○委員（西 ただす） だから、やっぱりそこはなぜその時期にというところを聞くということを通して——じゃないと、過去のことが分からんわけですよ。

やっぱりここで疑問を持たれているのは、ほかの同じような情報を複数の人が持っていた、それに対して回収——ちょっと話が広がり過ぎるな——回収できたのかという、まだ回収できてんのかという話も載ってる、言われているんですけど。

本来であったら、あるべき書類がないというところも今回問題になってるわけですよ。その中で、現状ないんだというふうに言われているんですけど、本当にそれが回収し切れているのか、あるいはもしそれをなくしたというのであれば、なぜそう言うてるのかというのも関係するんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 廃棄につきましては、御自宅にあるシュレッダーで廃棄されたということで聞いてございますので、なくしたということは少なくともないと思います。

その時期でありますとか、なぜ廃棄したのかですとか、そのあたりについては、今、この場ではお答えしかねます。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、それは知らないということなのか、そこはどうなんですか。

○竹森教育委員会事務局長 ちょっと推測での答弁はできませんので、今、手元にそういった情報は持ち合わせてございません。

○委員（西 ただす） じゃあ、ちょっと持ち合わせてたらまたお伝えいただければというふうに思います。

あとは、項目でほかの部分もちょっと聞いていきたいんですけど、旅費に関してでいうと、教育委員会として全て支払われていると言うてるとは思うんですけど、この調査委員会の4,000万というところとは別に旅費が発生したというふうな指摘なのかなと思うんですけど、その分の計算とかというのはされているんですか。いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 旅費は、調査委員会の調査関係費用とは別でございます。

金額については、ちょっと今手元にはございません。

○委員（西 ただす） それは、支払われたという認識。

○竹森教育委員会事務局長 先ほども申し上げましたように、ほとんどが市教委の関係者ですので、その部分は旅費が発生しない、もしくは学校のほうで旅費の処理をされているということ、それと、それ以外の関係者として、被害者の保護者の方が聴取に応じていただいた際の旅費について、旅費条例に基づいてお支払いをさせていただきます。

○委員（西 ただす） 基本、それは支払ったという認識だということですね。ちょっとそれはまた一回、そうかというふうに受け取っておきますけど。

次に、陳情事項の6でいうと、ここで言われていることは、陳情書で書かれている調査報告書は、陳情の採択を数か月しても出されず、令和6年2月1日に市長に対して要望したら次の日に出てきたというふうに言われているんですけど、これは時系列としてはそうなんですか。

そうであるならば、市長から何を言われたんですか。

○委員長（徳山敏子） すみません、ここでちょっと副委員長と代わります。

○竹森教育委員会事務局長 時系列としましては、おっしゃるとおりで、2月1日に市長宛てに要請、要望が出されて、2月2日に公表をしておるという、時系列はそのままでございますけども、公表のタイミングにつきましては、2月1日の要望とは関係がございません。

非常に長く公表まで時間がかかって申し訳なかったんですけども、一定やはりマスクング等

に時間がかかってございますので、それを公表したタイミングが2月2日であったということでございます。

○委員（西 ただす） あくまでそれは偶然ということではあるんですよね。

今回問題として1つあるのは、本編、概要版のいうことも考えとして、なぜなかなか概要版だけなのかというようなことも言われてて、マスキングに関してのところというのは、この話でいうと、調査委員会のほうとやり取りを本人らはされたというふうには言われているんですけども、そういうことなんですか、ちょっと確認したいんですが。

○竹森教育委員会事務局長 ちょっと今、マスキングの中身についてどういう状況であったかということは把握してございませんが、正式版、委員も見ていただいたと思いますけども、かなりのボリュームのある書類でございます。当然ながら、個人情報に関わる部分ですとか、これも見ていただいたと思いますけども、割とマスキングされている部分も多くございます。そういったところの検討といいますか、きちっと処理するために時間を要してしまったということでございます。

○委員（西 ただす） そこでなんですけど、ちょっと改めてですけど、本編何ページで概要は何ページありましたか。

私として思うのは、本編のやつをもっと自由に見れるようにという要望があって、それができないんだというふうには言われるんですけど、やっぱり概要版にしたら物すごく短くなって、正確な経過というのがはしょられてしまう、そういったこともこの問題を広く社会的に明らかにするべきところも消えてしまっているのではないかと思います、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 今、私の手元にあるのが本編ですので、本編は282ページでございます。ちょっと概要版については、今手元にはございません。

○副委員長（大かわら鈴子） それでは、ここで委員長と交代いたします。

○委員長（徳山敏子） すみません。

○委員（西 ただす） やっぱりこれは、当事者も含めて公表したほうが良いという、本編に関してもという思いというのは、それは受け止めるべきだというふうに思いますし、全然ページのいうと——ごめんなさい、概要版、今何ページというのを私も言えないから——数十ページじゃないですか。やっぱりそういうこと自身が正確に伝わらないということも含めて考えるべきではないかなと思います。

項目としては最後になるんですけども、陳情事項の7で、陳情書ではこう言われています。改革方針2021及び実施プログラム2021は以前に出たもので、それに基づいて教育委員会の組織再生を早期に策定し、実施することは無理だという指摘なんですよ。これに関してはどう思うのか。

あるいは、調査報告書を受けてそれぞれを改定する作業というのは考えないのか、いかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 神戸市教育委員会改革方針2021、それから実施プログラム2021でございますけども、これ、神戸市教育委員会では、平成28年にありました中学生自死事案に係る一連の不適切な対応がございました。それを受けて平成30年に設置しました組織風土改革のための有識者会議、ここからの意見を踏まえまして、まず一旦平成31年4月に教育委員会改革方針を策定してございます。

その後、令和元年9月に教員間ハラスメント事案が発覚いたしました。その際の調査委員会からの報告書、令和2年2月に頂いてございますし、もう1つ、委員会——再発防止検討委員会の

ほうからの報告書も令和3年1月に頂いてございます。それらを踏まえて教育委員会改革方針を改めて教育委員会改革方針2021ということで策定して、これまで組織風土改革に取り組んでございます。

中学生自死事案に係る対応でございます。平成28年の件でございますけれども、これもかなり報道されましたように、資料の取扱いに不適切な点があったこと、それから真剣な調査を怠ったこと、それから教育委員会事務局と学校園との関係がどうかということ、それから職員のコンプライアンスに関すること、それからいじめに対する認識不足ということで、こういったことが指摘をされてございます。

これ、もうお気づきかと思えますけれども、本件事案に係る対応と共通の部分はかなり多くございます。改革方針2021におけるこれらの指摘に対する取組としまして、私どもとしては、事務局と学校園の情報共有をしっかりとやっていこうということ、そういった上で学校園への支援の充実に取り組もうということ、それからコンプライアンスの徹底ということで、やはり子供たちを中心に、コンプライアンスに基づいた教育活動、それから事務執行の徹底を図ろうということに取り組んでございますし、それから全てを申し上げませんが、いじめ防止対策ということで、これも冒頭でも御説明申し上げましたように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図っていく取組をしっかりと取り組んでいこうということで取り組んできてございます。

これに関しては、もちろん書かれてあることに取り組むことは当たり前なんですけれども、社会環境、急速に変化してまいります。子供や保護者の意識も変わってまいりますので、絶えずそういった変化を見極めてしっかりと対応していくと、そういったことが重要ではないかと思っております。今後も引き続き組織風土改革、一層推進していきたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） 当然、組織改革を進めていくという意志というのは大事だと思うんですね。

ただ、本当に今までいろいろ、悪いけど、隠していたり、虚偽答弁と言われるような少なくとも指摘もされてきたというようなことに対して、それが反映、そういうことを起こさないというところの反映がこういう改革方針やプログラムに記入されるべきだと思うんですね。

端的に言われてますけど、教職員が隠蔽工作を行う可能性があることを前提としたというような言い方もされてますけど、それに関してはどういうふうに思ってるんですか。

（「議事進行」の声あり）

○委員（村野誠一） 今、時間も、もうすぐ10時からで1時前ですよ。私も質問もさせていただくし、当局の方々も、お手洗いもそうだけれども、ちょっとそういうのは配慮していただきたい。私、今からお手洗い行きますけれども。お願いします。

○委員長（徳山敏子） そしたら、途中になりますけれども、今、村野委員からも——今ちょうどお聞きしようと思ったところだったんですけども、既に時間が3時間超過しておりますので、以後、村野委員も質問があるということでしたし、ここで休憩というか、継続じゃなくて、休憩。（発言する者あり）

はい。承知しました。（発言する者あり）

そのまま。まずは西さんに、終わった後。

○竹森教育委員会事務局長 この資料の取扱い、先ほども申し上げましたように、資料の取扱いについて不適切な点があったということを基に、この改革方針を策定してございますので、そういったところ、特にコンプライアンスの徹底の部分に係るかと思いますが、その辺りについては、

当然、反映されたものに従って私ども組織風土改革に取り組んでいるということでございます。

○委員（西 ただす） 質問として言うと切りはないんですが、このこと言うと、やっぱりコンプライアンスの問題と、そういった教員がというか教育委員会自身がそういうのを隠してしまうというような全体的な風土があるから、こういったことが起こったんじゃないのかという疑問があるわけですね。やっぱりそれに対しても、教育委員会として変わっているのか、変わっていないんじゃないかというふうなことが言われてるんですね。さっき組織風土と言われたので、陳情に関しての質問としては最後にするんですけど、やっぱり組織風土改革というのは、長田教育長が答えているときに見たらなんですけど、10年・20年・50年と重なってきておると。そこへの反省が必要だというふうに答弁をされてるんですけど、そういった積み重なってきたものをどういうふうに変えていくのかということの新しい取組とか、そういったことに関してはどう思っているのか。

○竹森教育委員会事務局長 これも繰り返しのになってしまいますが、私ども大事と考えてございますのが、1つは、学校園との関係でございます。これにつきましては、しっかり情報共有を行いまして、支援の充実に取り組んでいきたいということで考えてございますし、大きく2つ目としましては、やはりコンプライアンスの徹底ということでございます。そのほかにも組織力の強化ですとか、ハラスメント防止といったようなこともございますが、加えて、いじめ防止対策ということもございますが、そういったことを含めてまだまだ道半ばと考えてございます。組織風土改革をより一層推進していきたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） もうまとめますけど、これはやっぱり当事者の方が今の話も含めて、やっぱり納得できないというところがたくさんまだ残っております。調べたんだというふうに言われるんですけど、それは本当なのかというのは、やっぱりずっとこれついて回ります。それですし、やはり隠蔽だというふうに指摘されていたこと、そういったものに対して本当に正面から向き合っているのか。向き合っているように見えない。例えば、国に対して、例えば、との対応という点でもそうですし、そういったことも含めて、今後もこの教育委員会として変わっていくべきだということを求めて終わります。

○委員長（徳山敏子） 村野委員、すみません、先ほどお席立たれたときに皆さんにお諮りしたんですけど、ここで長時間になりましたので、5分だけでよろしいですか。お昼休憩というよりはね。（発言する者あり）

そしたら、2時まで休憩ということで、午前中ちょっと長くなりまして申し訳ありませんでしたけれども、2時から再開ということでよろしく願いいたします。

（午後1時4分休憩）

（午後2時0分再開）

○委員長（徳山敏子） それでは、ただいまから教育子ども委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、陳情178号について御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） 長時間御苦労さまです。

午前中のやり取りも聞いていて、私自身が疑問に思った部分であるとか、ちょっと幾つか聞いていきたいと思うんですけども、私も以前だから、昔、この教育委員会を所管してるときに、陳情も、これに関連する陳情も上がってきて、やり取りもさせていただいた記憶があるんですけども、だから、かなり時間がたっていて、かなりというかも異常なですね。

陳情が採択をされて、マスコミ等にもいろいろと取り上げられて、私もニュースなんかでも見たりもしましたけれども、恐らく今回陳情が出されてくるまでの間、かなりの期間があったと思うんですね。だから、毎回毎回出てたわけではなくて、一定期間置いて出てきたと思うんですけども、その受け止め。まず、結果的にまた被害児童の関係者が陳情を出さざるを得なかった、出してきたことに対して、どのように考えておられるのかということをお聞きしたい。

通常のいじめでもそうですけれども、いじめ被害者と加害者がいて、やっぱりいろいろこじれたときに、やはり解決をする努力というのは当たり前、学校も保護者も関わってしていくんだと思うけれども、結果的に今だから解決まだしてない状況になってるから、議会に対しての陳情が出てくるんだと思うんですね。だから、本来は、陳情が出て採択もされて、第三者委員会の結論も出て、あとは、皆さん方教育委員会とその被害者の関係者の方々できちっと話し合いをすることなんだろうと思うんですね。だから、今後、わざわざ委員会とか議会を介さずに、当然これは陳情権というのはありますから、納得いかなければどんな方でも陳情を出していただくことは可能なんだけれども、本来は教育委員会と被害者の家族の方々とか関係者の方々が、一旦採択された項目、特に、採択された項目にのっかって話し合いをしていただく必要があるのかなと思うんですね。その辺について、今まで、今日、今回陳情が出てくるまで、どのように接してきたのか、やり取りをしてきたのか、やり取りがあったのかなかったのか。

先ほど文科省からの指導云々というのがありましたけれども、別に必ずしも指導を受ける必要もないのかも分かりません。ただ、被害児童の関係者が求めるのであれば、納得いかないことに対してね。教育委員会が面談を、文科省と一緒に面談する必要はないかも知れないけれども、教育委員会としては面談を拒否するというのはちょっと対応としておかしいのかなと思うんですね。会ってお話をするということは、言ったように、解決を望んでるのであれば。ただ、過剰な何か求めがあってであれば会えませんけれども、当然お互いやりくりして、会って、私たちとしてはこういうことが納得いかないとか、双方、何ていうのかな、話し合っていていただいて解決に持っていくということが一般的なんではないかなというふうに思うんですけども、そういうつもりはないのかということをお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 すみません、質問がちょっと多岐にわたりますので、ちょっと整理しながら回答させていただいて、後ほど教育長の思いの部分は教育長から答弁させていただきます。

まず、陳情が採択された後のやり取りと伺いますか、その部分をお聞きかと思えます。

冒頭も説明申し上げましたけれども、令和5年11月の常任委員会でこの陳情が採択をされまして、その後、私どもとしましては、しっかり対応していく必要があるということで、一旦令和6年2月—11月に採択された後、令和6年、年明けの2月に今の状況について、市会のほうに報告をさせていただいております。その内容が、この陳情書にも抜粋されて載ってある内容でございます。

その後の動きということなんですけれども、その後の動きとしましては、私どもとしましては、1つにはやはりしっかり私どものほうでもう1度その事案について調べ直して、ヒアリングもして、処分を行うということで取り組んでまいりました。それを行ったのが、先ほどの質疑でもありましたけれども、令和6年12月でございます。それで発表させていただいて、その後の動きとなりますのが、先ほど申し上げた文部科学省からの問合せでございます。6年12月に処分を発表しまして、7年1月に文部科学省から問合せがあったということで、文部科学省とやり取りをしまして、それが最終的に令和7年4月頃まで文部科学省とやり取りを行ってございます。

それからは、今回この陳情が、一旦昨年12月1日の教育子ども委員会、最終的には取下げになりましたけれども、提出されるまでは、特に私どものほうでその動きは認知してないということでございます。

この受け止めですけれども、これも冒頭申し上げましたように、本件に関しまして、まずいじめの認定までに18年もの年月を要してしまった。それから、その間、不十分かつ不適切な対応があったということについては、本当に申し訳なく思っているところでございます。当時の対応ですけれども、やっぱりあまりに消極的であったということは言わざるを得ないと思います。もっと徹底した調査を行うべきであったということでございます。

それから、先ほど過去に陳情もあったということでおっしゃっておられましたが、議会等の場におきましても、やはり誰一人その過去の資料を改めて徹底的に丁寧に事案を読み解くというようなことをしなかったと。前例踏襲の対応を繰り返してきたということにつきましては、これはもう本当に大いに反省すべき必要があると思っております。

私ども事務局としましては、そのような組織風土に関する対応、それから、報告書の提案にもいただいておりますいじめの早期発見・早期解決に向けた取組、これを引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。

今の受け止めに関するその思いについては、教育長のほうから答弁させていただきます。

○**福本教育長** この問題につきましては、今、事務局長が説明しましたように、当然反省すべき点やおわびしなければならないことはたくさんあるわけで、そういう意味では、御納得いただけないところで何らかの解決をしなければならないという、そういうスタンスは私も今も持っております。当初から、先ほども私触れましたが、一旦私が就任したときは、そのちょうど1年前に前教育長が謝罪の場を設けて、報告書もまとまって報告した。当然、決裂してるわけです。先ほど三木委員からも説明ありましたように、それが謝罪の場になってなかったという形だったんですけれども、教育委員会としては、一旦区切りがそこであって、あと残り採択された陳情に基づいて、7項目について淡々と事務処理をしていくという段階で私就任させていただきました。

そうではあります、やはりお会いして、私、大分時間が経過しておりますけれども、やっぱり当該の子供さん——今は成人されてますけれども——方にも直接お会いしたいなという思いもあって、面談の話を進めておりました。一旦、いろいろあったんですけど、7月にお会いさせていただいて、率直にはなかなかそういうゆっくりと話をする状況ではなかったのは正直なところです。当然それはこれまで長い間本当に、被害者の方からすれば放置されて、嫌な思いを繰り返してきたわけですから、そういうことがあったと思いましたので、一定やっぱり条件を整えて、きちっとして、前回採択されたことを淡々としていくと。そういうことだなというふうに思って、今過ごしております。今現在も、当然、神戸市も全幼・小・中・高であるいろんなトラブル、当然、なかなか納得してもらえない、してもらえないはあるにせよ、私の立場からすれば、1人でも——全面的な納得がなくても、やっぱり気持ちよく前向きに生活していただきたいというのは変わっておりませんので、そういう思いを持っていると、そういうことでございます。

○**委員（村野誠一）** それは常に全てのいろいろな案件、今の御答弁、教育長が直接対応するわけではないだろうと思っておりますけれども、この案件については特別ですよ。もう18年かかって、報道もされて、第三者委員会も立ち上がって、皆さんもテレビに出て、謝罪なんかテレビに出てとか。やはりこれについては、だから今、教育長おっしゃったように、何らかの形というか、やはり解決しなければ多分ずっとこの状態というのは続くだろうと思っておりますから、それは議会と

して何かできることがあればなんでしょうけど、本来は教育委員会が、やっぱり相手が結局納得いってないんだから、納得いくような。ただ言ったように、法外なというか、その要求は飲めないというようなものは飲めませんが、しかしやはり長年、先ほどから繰り返しになるけど、やっぱり教育委員会の対応が悪かったと、本当に申し訳ないという思いがあるのであれば、淡々と、別にその言葉尻を捉えるわけじゃないけど、やっぱり思いを持ってやはり納得していただけるように対応していく必要がやっぱりありますので、今の答弁ではその意思があるということをお私そういうふうに認識をしました。そうじゃないと、これ解決していきませんから。

私が聞きたかったのは、どこの部分が何でこういうふうな陳情が出てこざるを得なかったんだろうというところの受け止めを聞きたかったわけで、どこがかみ合っていないのかとか、どういふふうに認識されてますかというところなんですけど、ただ、そういうふうに少なくとも、今日の委員会終わってからも、きちっと、何ていうかな、解決に向けて努力していただけるのであれば、まずはやっぱり教育委員会として向き合っていただかないといけないと思うんですけども、改めてそういう、だから先ほどは文科省の含めた面談みたいなことありましたけれども、それは文科省を絡める必要はないですから、教育委員会として必要があれば面会もし、解決に向けて取り組んでいくのか。改めてお伺いしたいと思います。

○**福本教育長** 当然、解決しなければならぬ問題だと考えております。いろんなことでかみ合わないようなところであったり、お互いいろいろ誤解するところももしかしたら人間ですのであるかもしれませんし、そういうところを段階を踏んで整理をして考えていきたい、そのように思います。

○**委員（村野誠一）** ちょっとおさらいというか、先ほどの午前中のやり取りで、陳情書の陳情事項1の部分ですけども、ここに、教育委員会は、長田教育長名の文書で調査委員会に対して、根拠が乏しく認められない旨の文書を提出しています。それに対して調査委員会は、具体的にどの箇所がどのように根拠が乏しく、認められないのかを回答するように、文書と面談で3回にわたり求めています。結局回答を行っていません。平成6年7月10日、福本教育長に対して、この長田教育長名の文書を撤回する意思はあるのかと質問したところ、撤回はしないと福本教育長が答えました。つまり、長田教育長名の根拠が乏しく認められない旨の文書は、現在も教育委員会の公式見解となっていますと、この方はそういう主張をされてるわけですね。

ここをだから確認したいんだけど、ここについてだから、何ていうのかな、公式見解になっているのか。これちょっと事前に聞いたら、先ほどちょっと竹森さんも、ここの部分が若干報告書が最終完成したものを受け取ったときに、当時の長田教育長が、こういう認識の違いがあつて、検証したいとか、例えばそういうような発言があつたとか、そのことなのか。それともちょっと私事前に聞いているのは、いわゆるその案の段階でこの第三者委員会が調査している、結論を出す案の段階で、教育委員会に対して何か教育委員会に言いたいことありますかというような問合せがあつたことに対して、こういうようなことを長田教育長がおっしゃつた。そういう文書があるというようなことをちらっと聞いたんですけども、ちょっとこの辺のだからここの部分が、これはだからやっぱり誤解なんですか。だからこの辺が見解の相違というかね。ここの部分を御説明いただきたいんですけども。

○**竹森教育委員会事務局長** まず、おっしゃっておられます調査委員会に対して根拠が乏しく認められないというこの表現ですけども、私どもとしましては、これまでの議会答弁も含めまして、教育委員会として根拠が乏しいというような、この調査委員会に対して本非常に失礼な表現にな

ってございます。こういった表現は1度も申し上げたことがございません。

これが何を指すのかということについて、先ほど午前中の答弁で申し上げた、受け取った際、令和5年5月の際の教育長コメント。それからもう1つ、先ほどおっしゃいましたけれども、この調査報告書の素案というものを、最終まとまる前、令和4年の11月にお示しをいただきまして、その際に、教育委員会に御意見を求められたことがございます。これにつきましては、これも以前にもこの教育こども委員会の場で御答弁申し上げておるんですけども、この調査報告書の素案に対する意見につきましては、あくまでも調査委員会からの要請に基づいて行ったものでございます。

具体的には、少し細かいですけども、教育委員会、それから当該児童の保護者との間で、この素案の内容を確認いただき、双方の当事者から忌憚のない意見を頂戴することにより、調査報告書の正式版を遺漏なき形で作成することを目的とするということと要請をいただいております。当時、教育委員会として、第三者の調査ですので、本来意見を申し上げる立場にないんですけども、要請の趣旨を踏まえまして、全般的な意見を申し上げたものでございます。その内容としましては、やはり素案を見まして、不明に感じた部分がありましたために、率直にその不明な内容について教えていただきたいというような意見を申し上げたものでございまして、決して、中身を修正していただきたいというような意味で申し上げたものではございません。そういった内容がこういう受け止め方をされておられるのかもしれないかもしれませんが、内容としましては以上でございます。

○委員（村野誠一） この第三者委員会、調査委員会、これは竹森さんも午前中答弁あったけれども、教育委員会がお願いをして、専門家の方々、弁護士とかそういう専門家の方々が入って調査をしたもの。だから、その結果について、真摯に重く受け止めると。それは一般的にはそうですね。その中で、確かにここはちょっと認識の違いがとか、ここはちょっとというところは当然あるけれども、結果として、書かれたことに対して受け止めて、受け入れるのか。

兵庫県の齋藤知事の問題、いろいろとありましたけれども、齋藤知事の場合は、第三者委員会が結論を出したことに対して、真摯に重く受け止めるけれども、分かりやすく言うと、受け入れられないというようなことがあったというふうに私は認識してるんですね。だからそれはそれで第三者の意見は意見としてあるけれどもという。

これはやはり教育委員会が、先ほどやり取りあったように、当時は隠蔽を意図してなかったとか、例えば、わざと虚偽の答弁をしようとしたわけではないと。でも、結果的にそういうふうにも思われても仕方がない。だから長田さんも確か当時、私も言ったことを聞いたことがあるんだけれども、教育委員会が調査をしたことが、本人は、自分たちは調査をしてたんだけれども、しかし、客観的に見ると、それはやっぱり積極的に調査をしてたというふうには受け止められないとかね。だからやはり第三者から見たときに、そう断じられる部分というのは、認定される部分というのはあると思うんですね。納得いかななくても。でもしかし、その第三者の専門家がそういうふうにも結論づけたのであれば、やはり結果的にはやっぱりそういう判断に取られたんだなということで、受け入れると。だからこれを受け入れるということが明確に、分かりませんよ、陳情者の方がそれで納得するか分かりませんが、やはりこれは私見てて、こういうことを書かれてる。だからやはり委員会の、重く受け止めるけれども、教育委員会は受け入れてないのではないのかというところが根本的に食い違ってしまってるのではないかなというふうに私は感じたんですね。

だから、改めてお聞きします。だから、それは個別に言うとなんていかに納得いかないうところ多少あるかも分からないけれども、基本的にはこの第三者委員会の調査報告書をきちっと受け止めて受け入れてるのか。それとも、それはそれでというね、受け入れませんという考え方なのか。改めてちょっとお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 午前中も答弁させていただきましたように、調査委員会が判断されたことについて、教育委員会が認める認めないというものではないということで認識してございまして、当然ながら御指摘、それから再発防止策の提言を最大限尊重すべきものということで考えてございます。

受け入れる受け入れないという話でございすけども、私どもとしましては、調査報告書をいただいて、その調査報告書の内容全てにおいて、処分を行うために全て読み解いた上で、本人にヒアリングをかけて全て確認をしております。その確認を行った上で、6年12月に処分を行ってございますので、調査報告書に書かれているということにつきましては、当然受け入れているということでございます。

○委員（村野誠一） だから受け入れてるということ。これはだから分かりやすい答弁なんですけど、先ほどから認める認めないと。認めないとなると、だから認めると、受け入れるということではないでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 調査報告書に書かれているということは受け入れてございます。

○委員（村野誠一） だからその認める認めないにかかわらずというようなことをおっしゃったから、ここは分かりにくくなるんだけど、認めるのか認めないのかということ。だから認めるということではないでしょうか。受け入れるけど認めないとなるとまたちょっとよく分からないんだけど、認めるということではないのか。ちょっと私だからニュアンス的に、受け入れるのであれば認めるでいいのかなというふうに思うんですけども、そこはやっぱり違うんですか。

○竹森教育委員会事務局長 どうニュアンスが伝わるかちょっと分かりませんが、調査報告書に書かれているということは認めております。

○委員（村野誠一） 認めた上で受け入れてるわけですね。もう一度お答えください。簡単に。

○竹森教育委員会事務局長 書かれているということ認めた上で受け入れております。

○委員（村野誠一） 分かりました。まずだからそこが、もし食い違ってるというか、認識の違いがあると、当然こじれていくと思いますから、取りあえずその部分できちっと受け入れていただいているということであれば安心をいたしました。

だからあとは個別にいろいろと、確かに陳情7のこのプログラムの部分も、これはやっぱり主観にもよるところですから、ただ、長いこと午前中もいろいろと答弁していただいているから、しっかり再発防止であるとかやっていたらいいものとは私は答弁を了としたいとは思いますが。

ただ、言ったように、私はそうやって受け止めたけれども、その当事者の方々に本当にやる気がないのではないかと受け止められないように、やはり接していただきたいと思っておりますしね、それは誤解なんですと、我々は本気でこれはもう再発防止としてやろうと思ってるんですということ。だからちょっとやっぱりいろいろとかみ合っていない部分があるからこそ、こういう陳情も出てくるんだろうと思っておりますし、またあと、個別に、本当にここは明確に履行するとなってるけれども履行されてないというようなところがあるのであれば、そこはきちっと、全部ここで私も確認、今しませんけれども、何ていうかな、お互いで詰めていただけたらなというふうに思いますので、丁寧なやり取りをしていただきたいと思いますし、最後に教育長御答弁お願いできます

か。

- 福本教育長** とにかく丁寧に、できるだけ納得をして、長くにわたってますので、そういう対応をしていきたいと思います。
- 委員（村野誠一）** 以上です、ありがとうございました。
- 委員（西 ただす）** ごめんなさい。1点だけ、今のところと関わるから、そこだけちょっとお聞きしたいんですけど、調査委員会の報告の中で、教育委員会としては、令和元年、陳情が採択された後も消極的な態度だったということと、監理室の調査は隠していく方向に行ったということは認められないというふうに言われてるのかなと思うんですけども、ピンポイントで聞くんですけど、具体的に聞きたいのは、結局それを意図してか意図してないかということに関してだけなんですけども、調査報告書では、教育長に関しては、報告を受けて、議会での読み上げをしたというんで、虚偽までとは言えないかなと。しかし、ここで言うと、江尻課長や藤原部長は事実を反することを理解した上で、事実を反する答弁を準備したというふうにされるんですよ。でなると、これは、何ていうんですかね、結局、これはやっぱり意図的に虚偽答弁を準備したということになると思うんですけど、それについてはいかがですか。
- 竹森教育委員会事務局長** 個別の内容でちょっとどこまで踏み込むべきか悩ましいところがございますけれども、この点につきましても、もちろんその処分を検討する段階で全てヒアリングをして確認をさせていただきます。御本人に、内容についてはちょっと細かい内容は控えさせていただきませんが、決して、どう言うんですか、議会での判断を変えるために意図してうそをついたというようなことではないということを確認を取ってございます。
- 委員（西 ただす）** 添付されている調査報告書のところでどう書いてあるかということ、江尻氏は、記録などを確認した上で最初は直接聞き取りを行ったこと、さらには、ほかにも聞き取りの機会があったことを認識していたことを認めていたと。となると、ちょっと飛ばしますけど、少なくとも事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまったというのがおかしいんじゃないかなと。だから、本人がそういう形で調査委員会に報告してたから、それやのに違うことを答弁で書いたということが、虚偽だと言われてると思うんですけど、その認識は。
- 竹森教育委員会事務局長** すみません、細かいヒアリング内容をここで申し上げるわけにはいかないので、少し歯切れの悪い答弁に聞こえるかもしれませんが、私どもとしましては、その調査報告書に書いてある内容も全て確認した上で、御本人に、どういうことですかということを確認を取りまして、それを基に今回のこの処分を決めてございます。その中で、調査報告書の表現と必ずしも一致しない部分もあるかもしれませんが、意図して答弁を作成した、虚偽の答弁を作成したものではないと判断をさせていただきます。
- 委員（西 ただす）** ここをやっぱり何でこだわるかということ、本人がしゃべったこと、調査委員会報告書に――調査委員会報告書にという変な言い方、調査委員会に報告した内容が違うことを言っていたのか、それとも、教育委員会に後から聞かれたときに、調査のときに言ったのとは違うよということであれば、やっぱりそれというのは問題になるというふうに思うんですよ。  
最終的に判断して、あれはミスだったというふうに判断されたというんだけど、でも実際には、調査委員会にどう説明したんかと、教育委員会に説明したのが違うということになったら、それ自体が起こったら問題だと思うんですけど、それについてはいかがですか。
- 竹森教育委員会事務局長** 当然そういったことが起こると問題ですので、そういったことがない

ということも含めて私どもは確認を行ってございます。これ以上、個別の事案に関してコメントすることは難しいので、この場ではこれ以上の答弁は控えさせていただきたいと思います。

- 委員（西 ただす） これ以上お答えにならないということなんですけど、やっぱりそういうことも含めて、結局、調査報告書がこういう記述の仕方をしたというのが、本人が認識があったよ、それやのに違うことになってしまったということになったら虚偽じゃないか。だからそこには、何ていうかな、虚偽のように見える見えないとかじゃなくて、その本人が言ったことから言うたらそうなるよねということを書いているわけですよ。でも、教育委員会はそういう判断ではないんだと言われても、そこは個別やから出せないということで、多分もうこれ以上言っても平行線なのかもしれないけど、そこも含めてやっぱり不信感があるし、本当にこれは調査し切れてるといふに言えるのかということがやっぱりあると思います。

もちろん続けたいですけど、以上にします。

- 委員（さとうまちこ） 私も謝罪会見をしっかりとその場にいた者としてなんですけれども、記者会見があって、謝罪を受け入れるということで、あのときに終わるといふふうに思っていたんですね。もちろん誰しものが。ただ、始まったかどうかというときに、長田教育長を含む役職の3名の方が、突然すみませんでしたと言って、当事者の方々は驚いて、いやいややめてくださいと、そんなこと望んでいませんということをおっしゃって、それにもかかわらず、すみませんでしたと頭を下げて、何ていうんですかね、叫ぶようにすみませんでしたと言ったんですね。もうやめてくださいやめてくださいとずっと言われてたんですよ。やっぱりこれ謝ればいいというふうに思われてないか。ちょっと私も思ったんですね、第三者として。やめてくださいと言われたらやめると思うんですよ。それについては申し訳ございませんでしたと最初に謝罪の意を示しましたぐらいのことまでは言ったらいいんじゃないかなと思ったんですけども、もうそこから始まったので、雰囲気はあまりよろしくなくて、途中ちょっとトラブルもあったりして、あまりいい感じで終わらなかったということがあったんですね。あそこに凝縮されていたのかなと。今はもうもちろん教育長が変わられて、すっかり体質も変わったというふうに私も思っていますけれども、教育者として、言葉だけで、すみませんでしたという言葉だけで相手が納得するといふに考えられるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 福本教育長 当然、表情でありますとか、雰囲気でありますとか、全てを網羅して、そういう発言をするべきでありますし、先ほど来、私、7月にお会いしたときの話もしましたが、それ以上面談でとどまってしまったのは、やはりそういう雰囲気ではなかったもので、私もその面談だけで終わりましたので、そういうふうに言いましたのでね。当然、謝罪であるとか、何か相手に意思を伝える場合は、一定の条件が整わなければ難しいと、そのように考えております。

- 委員（さとうまちこ） ありがとうございます。気持ちがこもってるのかどうか分からない言葉だけを受け取って、教育委員会はもう謝罪しましたということは、やはりその被害者側からしたら受け止め切れなかったからこそ、またこうやって長引いているのかなというふうに思います。今後はまた違う対応を望みます。

以上です。

- 委員（三木しんじろう） すみません、今、最初僕質問させていただいて答弁聞いてたら、竹森さんが当時の答弁についても、故意に、虚偽というように指摘があるけれども、故意に発言したものではないというふうにおっしゃってましたけれども、ちょっとこれ全体を指してるのか、どこを指してるのかというの、ちょっと僕も分からないんですけども、少なくともこの事案に関

しては、裁判の判決が出てますよね、いじめの、最高裁でも、大阪高裁でも出てますよね。だから、この時期にできれば認めるという形が、もうタイミング的にもチャンスがあったんじゃないかなとも思ったりもしてるんですけども、それをずっと前例踏襲して過去の答弁を繰り返したというのは確かだと思っんですよ。

それで、話戻しますと、4回中2回ということに関しては、2019年11月29日の陳情が出たときに、要は、教育委員会は、被害児童の保護者から連絡がないんだと。教育委員会は連絡しているけれども、全然回答がないんだという、寄り添ったことは、寄り添ってるんだというような説明を僕してたような記憶があるんですね。教育委員会は4回したけど2回しか返事が戻ってきてないけれども、それは僕もその間に入って、お互いが納得できるように話を進めたいから、そういうふうにさせていただいたと僕は思ってますし、当時の藤原さんも江尻さんもそういうふうには話して、僕はそういうふうにしたほうがいいと思って。勝ち負けじゃないからこれは。お互いいいようにやったと思ってるんです。それが、ああいう形でやっぱり間違えた説明を、各議員に対して説明をしたということは、この陳情の意見表明にかなり影響を僕はしたと思っんですね。結果的には採択になりましたけれども、竹森さんが言われている意図的じゃないということに関しては、このことに関しても意図的じゃないというふうに含まれているのか。それはなぜかという、僕はその場でも何度も江尻さんに対して直接、いや江尻さんそれはいいですよ。江尻さんと僕と話して、いや僕が入ってしっかりと話伝えますからという話をしたじゃないですかと、その場でも何度も、常任委員会の場でも話ししてるんですよ。それを聞いておいて、意図的ではないというのはちょっと僕、腑に落ちないといいますか、納得できないんですけども、竹森さんが言われたのは、そこも含まれてるんかなと思っんです。そこをちょっとお答えいただきたいと思っんです。

○竹森教育委員会事務局長 結論から申し上げますと、そこも含まれてます。意図的に申し上げたものではないということです。私、当時、常任委員会、当時、私、課長として、全然この案件には関わっておりませんでした、ここの中にはおりました。あのやり取り見てましたけども、当時、皆さんも御記憶はあると思っんですけども、元年9月に教職員間ハラスメントの事案が発覚しておりまして、もう教育委員会、本当にむちゃくちゃやった時期でございます。正直、事前の勉強会、常任委員会に対する勉強会をして、たくさん資料を作るんですけども、その資料についてももう十分に確認ができないような状況でございます。そのような状況の中で、当日御質問いただいた内容に対して、もうある資料に書いてあるまますをそのまま答えたのがあのときのあの答弁でございます。その答弁の答弁書、もともとの資料の中身が間違ってたんですけども、これはもう当時の課長に確認してももう記憶がないということなんですけど、当時のその資料作成時の心理状態を推測するならばですけども、4回の面談の申入れに対して、本来であれば了解の返事をいただいてないと書きたかったんだと思っんです。4回、面談の申入れ、面談させてくださいということを4回申入れして、そのオーケーの返事をいただいてないと書いて書きたかったんだと思っんですけども、その資料では、4回の面談の申入れに対して返事をいただいてないという表現になってございます。本来、了解の返事をいただいてないと書いておけばよかったですけども、返事をいただいてないと。本人はそれが正しいと思っ込んで書いておるんで、当日、この常任委員会の場では、今も私ですけど、私たちも人間ですので、この場では相当なプレッシャーかかります。やはり突然聞かれたことに対して、もう慌てふためいて回答することも、これはあることです。ですので、そのままある資料を基に読んでしまったと。それが後で分かった

ので、先ほども答弁申し上げましたけども、謝罪もさせていただいたし、答弁の修正もさせていただいたということでございます。

- 委員（三木しんじろう） 分かったようで分からないような、過去なんで戻れないですし、御本人もいらっしゃらないんで、ここで話しても解決にならないかなと思いますけれども、まさにそういうところがだんだんだんだん溝ができたり、誤解を招いたりというところだと思うんですね。だからあれは結構大きい問題だと僕は思ってますし、そこは御本人もやはり、後々は修正されましたけれども——訂正されましたけれども、陳情の説明の中でそういう説明を各会派に回ったというような、調査報告書にも載ってましたけれども、そこは僕やっぱり問題だと思いますので、ちょっとこれだけちょっと気になったので御質問させていただきました。

以上です。

- 委員長（徳山敏子） 他にありませんか。

（なし）

- 委員長（徳山敏子） それでは、この際、教育委員会の所管事項について御質疑は。

- 委員（やのこうじ） 長時間お疲れさまです。

小学校の給食の無償化で12月の補正の件で、この場で給食を、アレルギーの関係でお弁当を持参している家庭であったり、あるいは不登校の子供さんが増えている中で、給食を喫食してない保護者に対して、同等額返金できないかということをお聞きしたと思うんですけども、その進捗をお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

- 藤井教育委員会事務局副局長 前回の12月の臨時市会の際の常任委員会でやの委員のほうからもお尋ねをいただいた、その後の進捗の御質問だというふうに考えてございます。

今回の小学校の給食費の無償化につきましては、国が制度を示しておるところでございますけれども、保護者負担の軽減、それから、子育て支援に取り組む自治体への支援ということで財源がついて、各自治体に来ているものでございます。

そのような状況を鑑みまして、小学校給食の無償化に併せまして、食物アレルギー、それから長期間の欠席など給食を喫食していない児童の保護者に対する給付事業を令和8年度から実施したいというふうに今事務を進めておるところでございます。

- 委員（やのこうじ） ありがとうございます。全然喫食していない児童さんはもちろん分かるんですけども、やはりその保護者の方は、子供さんに学校に行ってほしいという希望的な思いで給食を食べますという申込みをしても、結局残念ながら全然1日も、あるいは1日か2日しか食べてないという家庭もあると思うんですね。その辺のところも引き続き、他市の事例なんかも研究しながら、何か、今もう物価高騰で御家庭も大変だと思いますので、何かできないかなということをお願いしたいんですけども、その点いかがでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 今御紹介いただいたような事例も含めまして、あとおっしゃっていただいた他都市の状況なんかも見ながらですけども、詳細、制度設計してまいりたいというふうに考えています。

- 委員長（徳山敏子） 他に。

- 委員（さとうまちこ） 小学校区の放課後の活動についてお伺いしたいと思います。

小学校区内で放課後に遊ぶのはいいんですけども、区内にトイレがないということで、非常にこの児童が困っているということをお聞きしました。これに関して、何か御意見があったらお聞きしたいと思います。

○**田中教育委員会事務局部長** 小学校におきましては、放課後に子供だけで校区外には行かないというような、校区内で遊びましょうというようなことを決めている学校はたくさんあります。ですが、委員御指摘のとおり、その校区内の公園にはトイレがなくて、校区外の公園にはトイレがあるんだけど行ってはいけないと言われてるから、そこには行けないというようなことはあるやもしれないと思います。ですが、そういう緊急事態といいますか、トイレまで行ってはいけないというふうに学校が厳しく言っているわけではなくて、そこは融通を利かせて、行ってもいいよというようなことも含めて、学校のほうはそういう大きなくくりで子供たちにルールをよく分かるように伝えるべきかなと思います。

○**委員**（さとうまちこ） ありがとうございます。子供たちにとっては一生懸命ルールを守って、本当にこれは深刻な——詳細はお伝えしましたし、ここでは特定されるので言いませんけれども、本当に深刻な悩みだというふうに思っています。先生もそうなんです、校区内で遊ぶことになっていましてというお話もされてたので、その辺はちょっと融通利かせていただけるというようなことを周知していただけたらというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

前にウクライナから来られた大学生の方の講演というのを、ちょっと御縁があって紹介させていただいて、それを実際講演されているところをお聞きしたんですけれども、非常にこれやっぱリアルで、子供たちの心にも刺さったものになったのではないかというふうに思います。これについて、今後どういうふうな展開を、考えておられるとしたらまたお聞きしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○**田中教育委員会事務局部長** 近隣の学校に来ていただいてお話ししていただいたことは伺っております。残念ながらちょっと一緒にお聞きすることできなかったんですけども、委員言うてくださったように、大変ニュースであるとか新聞であるとか、そういったこと以上に直接生の声を聞いたということは、子供たちにとっても大きな価値のある学習であったかなと思っております。

人権に絡むこと、平和に絡むことでもありますので、そういった担当者を通じて、こういった活動も周知しまして、また、希望のある学校にはお呼びして、お話ししていただける機会を考えていきたいと思っております。

○**委員**（さとうまちこ） ありがとうございます。これ中学生にも聞かせていただけたらなというふうに思います。今回の開催された小学校では、私も面識のある校長先生がいらっしゃって、非常に子供たちのために活動しているというのがよく目に見えるような先生だったので、早急な講演が実現したのかなというふうに思っているんですが、そうでもないと言ったら語弊あるかもしれませんが、いろんな学校でこういった生きたお話というのも、その人が経験したことというのを見せていただきたいなというふうに思っていますので、これもよろしく願いいたします。

最近よくいろんなお話を聞く、いじめとかいろんなお話もあるんですけども、面前DVについて、どの程度の学びがあるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○**田中教育委員会事務局部長** 本市では、保健体育でありますとか、総合的な学習の時間、それから道徳等で自分の身を守ることと同時に他の命も大事にするというような人権学習の中で、この面前DVを取り上げているものはございます。

明日への飛翔といった人権副読本にも、実際、児童虐待のところで、その心理的虐待の中で、面前DVのことを取り上げたものもございます。実際、授業の中で取り上げるに当たっては、やはり発達段階に応じた取上げが必要かなと思いますし、中高生では、実際に教科書にも書かれているものもありますので、そういった客観的に学ぶことも大事ではあります。小学生については、

直接その言葉であるとか、そういったことを授業の中で示すということはあまりしてきておりません。実際、子供たちの様子を見たときに、何かちょっと今日は様子がおかしいなといったときにいろいろ聞いてみると、家庭の事情があったというようなこともあって、保護者との面談を通してそういう話をするにはありますけれども、非常に、家庭内のことだったりもしますので、慎重に扱っているということが今の状態です。

- 委員（さとうまちこ） 面前DVについての学びがなぜ必要かというのは、やはりそのことがDVであると気づいて、それを思いついて周りの大人に相談できる。これはDVなんだなという認識を植え付けることによって自分の身を守るという、先ほども少しおっしゃられましたけども、それが非常に大事だと思いますので、ぜひこの辺りの取組も積極的にしていただきたいというふうに思います。

東舞子小学校の運動場についてなんですけれども、建て替えということで、運動会が中止というふうになるんじゃないかと説明会のお聞きしたんですけれども、この辺りは、下のほうに苔谷公園とかグラウンドもあると思うんですが、その辺りの活用を含めてもやっぱり中止という方向になっていくんでしょうか。

- 有原教育委員会事務局部長 学校計画担当の有原です。東舞子小学校ですけれども、校区内に大きなマンションが建設されるということで、一時的に教室不足になる見込みになったということで、今、暫定校舎、4階建ての暫定校舎を建てようということで工事を進めております。

先般1月30日、31日に工事説明会を行いまして、両日合わせて100名ほど保護者、地域の方に御参加いただきました。

グラウンドですけれども、ちょうどそのグラウンドの北側に暫定校舎が建つ関係で、工事の仮囲いを行いますので、工事期間中、この4月から来年3月までは運動場が全体4割強ほど使えなくなるスペースが出るということです。体育の授業等については、第2グラウンドが東側にありますので、第2グラウンドと、狭くなったグラウンドと、それから体育館と活用することで何とか対応していこうということですが、運動会については、説明会でお尋ねがありまして、運動会の開催は非常に難しいと思うということで校長のほうから回答させていただいたところがあります。その後、子供たちも非常に楽しみにしている行事ですのでということでたくさんお声も頂戴しまして、学校と協議をしました結果、外部のグラウンドを借りて、この秋のタイミングで実施できないかということで、今、検討を進めているところです。グラウンドの場所等についてもちょっとこれからの検討ということになりますけれども、運動会については開催する運びで今検討しているところでございます。

- 委員（さとうまちこ） ありがとうございます。よかったです。私も説明会出て、非常にその辺りが保護者の方々がびっくりされておったので、中止はないかな、どっかの学校でもいいからグラウンド借りれないかなというふうに思ってたんで、開催されるということで、非常によかったです。ありがとうございます。

令和5年度に発生の子供市立中学校いじめ問題の件についてです。

こちらに関して、5か月対象児童が非常に悩み苦しんで、PTSDと診断されたということで、非常に残念に思っております。午前もいろいろあったんですけれども、ここに関しては、教育委員会に報告が行っていなかったというようなこととか、あと、担任の先生を責めることではないんですけれども、いじめに対する認識がちょっと甘かったのかなというふうなことを調査でも書いておりました。このことについて、教育委員会、今後の取組というか、改善点とかあるようで

したらちょっと教えていただきたいと思います。

- 西川教育委員会事務局部長** 個別の案件につきましてはお答えしかねるところあるんですけども、一般的なことというところでお答えさせていただきます。学級、あるいは学年だけではなく、当該校として、やはりいじめをしっかりと共有して、解決に向けて取り組んでいくことが一番大切なことだと考えます。例えば、事案後でありますけども、対象生徒の様子に変化がないか、これを注視しましたり、定期的に声かけをしたりするなど、被害が続いていたり、不安に思うことがないかというようなことを確認したりすることが必要です。

それから、学習保障におきましても、例えば、不登校になりつつある、なりかけている、サポートルームの案内でありますとか、対象生徒側の置かれた状況や適切な対処方法の工夫などが、これも必要になってくると思います。

今後の対応としましては、学校に関しては、研修等によりまして、教員に対していじめの定義についての理解を再度浸透させる。それから、安易にいじめとは無関係であると子供たち両者の関係性において即断するのではなくて、丁寧な事実確認が行われますように取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

また、それ以上に、教育委員会事務局と、それから学校とのコミュニケーションを密にしまして、学校側が必要な対応を適切にできているか。これを随時確認しながら支援を続けていきたいと思っております。

また、令和6年度には、学校法務専門官を増員しておりますので、より一層、法的支援体制の充実・強化をまた図ってまいりたいというふうにも思っているところでございます。

子供たちに関しましては、いじめの未然防止学習をさらに充実させまして、傍観者なしということで、周りの児童・生徒たちの感度を上げていきたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

- 委員**（さとうまちこ） そのとおりであると私も思うんですけども、今回、長期にわたって行くんですが、なぜ早期に担任が気づけなかったのかということと、何度か会った後もどうしてそれを問題視しなかったのかということと、あとは、いろいろ加害が変わっていったりするわけですけども、その中において、担任がこのクラスにいじめのアンケートを簡単にとるとか、そういうことってできなかったんでしょうか。

- 西川教育委員会事務局部長** あまり個別の案件についてお答えすることがなかなかできないんですけども、もともとは仲のいい間柄であって、そこからの関係性が崩れてきたということで、担任の教員は、学級内の指導はきちっとしておりました。ところが、なかなかそこに他の関係生徒とかが入ってくるような状況がありまして、少し関係が悪化していったということが確認されてございます。

- 委員**（さとうまちこ） この問題というのは、担任の先生が、校長であるとか教頭であるとか、その他学校で共有はされていなかったんでしょうか。対話というか話合いといいますか。

- 西川教育委員会事務局部長** 学級の中では気づいておまして、それが学年では共有されておりましたが、校内いじめ問題対策委員会にまでは上がってきていなかったというのが事実でございます。

- 委員**（さとうまちこ） 結局、この被害生徒はPTSDを抱えてしまうわけなんですけれども、いじめは、それはやっぱり起こってしまうものだと思うんですよ。からかいから始まって。だけどそれを初期に摘み取らないと、こういう重大なことになってしまうと思うんですね。それには

ちょっと体制の足らずなのか、先生の認識の足らずなのか、いろんなことあると思うんですけども、そこを補っていかないとというふうに思うんですね。また、この先生が学校で相談しやすい雰囲気であったのか。校長先生がもう何でも相談してよというような雰囲気であってくださったのか。そういう環境も非常に大事だと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 先ほども御答弁申し上げましたけども、学年の中では割と共通理解ができていた。友達であったという関係もありながら、それが学校としてのいじめ問題対策委員会にはちょっと上げられていなくて、少し手だてが遅れてしまったということでございます。

○委員（さとうまちこ） そうやって上げられていなかったということなんですけども、今現在、ほかの学校であるかもしれないですし、今回こちらの学校では、そういった、もうそういうことがあったらすぐ上げてねというふうになったかもしれないんですけども、そのことが市全体に認識があるのかどうかというのはいかがでしょう。

○西川教育委員会事務局部長 神戸市いじめ防止等のための基本的な方針でありますとか、神戸市いじめ対策のための実施プログラムでありますとか、引き続き学校に周知しまして、組織的な取組を進めていきたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） 本当にそれをお願いしますとしか言えないんですけども、教育委員会に上がってこなかったということで、本当に現場の対応というのは大事だなということをしみじみ思うんです。ただその中で、この課題の中身を見ると、侮辱罪、あと器物破損、それに暴行、多々ある中で、これがまた高学年ということで、十分犯罪ということ認識させられた。5年なので、どこまでその教育が行ってたか分からないんですけども、その辺りもうちょっと強化することで防げるものがやっぱりあるんじゃないかということと思うんですけど、いかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 令和5年ですけども、9月から神戸市いじめ未然防止プログラムを導入しております。9月に文部科学省のほうから、短編動画を利用して各学校でいじめ問題について勉強しなさいという形で通知がございました。2学期に2回、3学期に2回ということで実施をしております。令和6年度には、小学校の4年生、5年生、6年生を、神戸市の独自の指導案を作成しまして、年4回、それから今年度、令和7年度には、全ての学年で独自に作成した指導案を用いまして、年4回という形でいじめ防止学習をするように努めてまいっております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。私も議員になってから何年かたつわけですけども、その中で起こった事案ということで、非常に心が痛いなというふうに感じています。やはり神戸市で社会に出るとき、義務教育が終わって、そこでPTSDであるとか、不登校であるとか、そういったことで社会に送り出すことのないよう、本当に最悪の事態も考えられますから、もうちょっと先生方にも、何ていうんでしょう、気持ちを新たにさせていただいて、こういった決め事というのは、なかなか全部読んでいただいているのか分からないんですけども、精神的な問題としてももう少し目を向けていただいて、早く皆さんで検討して、調査して、改善していくというふうに周知徹底のほうをお願いいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（西 ただす） 簡単に2点あるんですが、1つはさっき条例のところと言うたところは一KOBE◆KATSUは条例のことは言ったんですけど、それ以外のところでちょっと動い

てきてるので、前提ですけど、地域移行そのものは駄目だというふうに私たちも言ってるわけじゃないんですよ。一方で、さっきの条例の中でもやっぱり過度なスケジュールとか、過度にさせるとかいうのはやっぱり駄目だという考え方も入ってるし、あとは、以前の答弁の中で、勝利至上主義というのから抜け出していくというのは、やっぱり部活としての在り方が変わっていくという面では、やっぱり評価もそこはしているというところですよ。

ただ、やっぱり本会議を聞いていて1つ心配になったのは、市長自身も、婦人会からも不安の声が上がっていることを言われて、当然これ子供も保護者も不安を抱えているんですね。全国的に進んでいると市長が言われた後に不安の声があるというふうに言うてるんですけど、逆に全国的に見て進んでるから準備不足になってるんじゃないか、不安の声は絶えないんじゃないかということを示してしまったのかなというふうに思うんですけど、それについてどう思うのか。簡単にお答えください。

○**下條教育委員会事務局部長** もちろんK O B E ◆ K A T S Uというの神戸市で初めて取り組むことですので、当該のその生徒をお持ちの保護者の方からすると、やはり不安はあるのだろうというふうに思っております。この辺りは、様々な広報ツールを使ってしっかりと今の取組状況をお伝えするとか、そういったことで不安を解消していくとともに、環境整備をしっかりとやっていく中で、これはコベカツクラブの登録も含めてですけども、やっていく中で不安を解消していきたいと、そのように考えてございます。

○**委員（西 ただす）** 伝えていくことによって解決する面は、それは不安を払拭する面がないとは言いませんけど、やっぱりそれは全体的に言えば、進めて、急いでやって、ほんでしかもそれが準備不足でというところがやっぱり根本にあるのかなと思うんですね。

3次募集も見させていただいたんですけど、例えば、美術なども確かに団体数は増えてます。広がってます。ただ、よく見ると、月に何回というのも多いわけですよ。一番多いのでも週に2回とかいうことで、決してこれまでと同じような活動ができるというものやないんじゃないかなというふうに思うんですが、それについてはいかがですか。

○**下條教育委員会事務局部長** 美術のことについて今例示を上げられましたのであれなんですけども、美術については、今現在、学校のほうで執り行われているような部活動でいきますと、大体週3から4、2、3、4回ぐらい、休日をやっていないところが多いかと思っておりますので、そういった活動かと思っております。

確かに登録をいただいた美術であるとか、手芸クラフト関係、そういった創作をするような活動については、週2から3回の活動であったりとか、月に2回、3回という活動というのは登録としてはございますけれども、その間の期間については、それぞれの学校において特別教室を開けて、今までやっておられた創作活動を学校でやっていくと。そういったところを先生が緩やかに見守っていく、そういった活動を通じて、自身の創作活動を日頃やりながら、今度はK O B E ◆ K A T S Uの中でも指導してもらおうと。そういったことができるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○**委員（西 ただす）** ちょっとここはあんまりこだわらんとこうかなとちょっと思ったんですけど、ただ今の言い方というのは、やっぱり曖昧な言い方してるなと思ったんですね。緩やかに見守るということと、あと実際、そのK O B E ◆ K A T S U自身が数校で1か所という、美術部に関してはもっと、増えたとはいえもうちょっと数校では済まないようなことだというふうに思うんですよ。だから、今までのものとはやっぱり変わってってしまうんじゃないかなというふう

に思うんです。やっぱりそこは以前のやっていたような、しかもたくさんの方がやっていたような美術部というのが、やっぱりこれは変質していったというふうに思います。

あと、この間でいうと、8割の子が部活やってるよと。ほんで、これからも8割の子が部活するんじゃないかなみたいなこと言われたんやけど、あれは根拠は何なのかなというのと、もうまとめて聞いてしまいますけど、あと、今回、先生が部活動に費やされていた時間がなくなって、そのことで子供たちに向き合う時間が増えてるということ言われているんですけども、これもちょっとばくつとしてるんですね。各校で、例えば、具体的にどういったことが新たにできるかというような、そういう議論は進んでいるのか、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 8割という話ですけれども、今の中学部活動の入部率が85%程度でございますので、K O B E ◆ K A T S Uでは非常に多くの創意工夫を凝らした活動が登録をいただきましたので、できればそういった数値を目指していきたい。そういったことで同様のようなことを申し上げたような記憶がございます。あわせて、もう1個、各学校において子供たちとの時間をどうしていくのかということについては、今、これは各学校のほうでしっかりとどういうふうに放課後を過ごしていくのかということは検討を進めていると、そういった状況でございます。

○委員（西 ただす） もうK O B E ◆ K A T S Uについては聞きませんが、聞いている声としては、部活動に入っていた生徒が、結局お金もかかるし——ちょっとお金は出すと、一部はという話はされてますけど、そういった中で、やっぱり以前であればその部活動に入ってたような子が、例えば、それが6割とか7割とかなってきたときにどうすんねんという問題は当然出てくるわけです。それとあわせて、やっぱりその先生たちがどういうふうに、時間が浮いたという言い方をしているのか分かりませんが、そういった中で対応するんだと言われてるんだけど、やっぱりそこはまだ具体的なものが見えてこないという中でやっぱり進んでるというのは、やっぱり不安を感じますし、そこをやっぱり詰めていかないと、各学校でどういうことができるのか。そして、そういったことに関して回答がないということであれば、やっぱり不満は募るかなというふうに思います。

あとはもう質問にはしませんが、さっきのいじめの関係で言うと、陳情者から具体的に何人かの部長や課長とか、あるいは長田教育長も含めて処分はないというようなことでこれまで進んできて、これからもそうなんだということなんだけど、それに関してはやっぱり不満がある。やっぱりそれは本当に調べ切れてるのかということも含めてなんですよね。今回の陳情を通してまた深まっている議論ができていく中で、さっきのような答弁の中で、本当だったら正しいことを言えてないような環境だったんだというふうなことも言われるんだけど、これに関して言うと、やっぱり調査委員会に話したときに関しては、そのときはちゃんとしゃべっていたということは、別にその議会の中でというのとはまた別だと思し、今後もしこういった新しい事実も出てくるかもしれないです。そういうことを考えたら、丁寧にやっぱりこれからも調べていくという姿勢が必要ではないかな。それが1つのミスとしての話をされたんだけど、やっぱり風土として変えていくというところが見えないということ。その風土があって、隠してるんじゃないかという思いの中で出てきているということだからこそ、やっぱり問題じゃないかというふうに思いますので、突発的な話とかいうことだけではなくて、今後も含めて、このいじめの問題であるとか、真摯に問題に取り組んでいくという姿勢が必要だと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局の皆様、長時間、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次のこども家庭局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしたいと存じますので御了承願います。

（午後 3 時13分休憩）

（午後 3 時21分再開）

（こども家庭局）

○委員長（徳山敏子） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

それでは、議案 2 件について、一括して当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○中山こども家庭局長 こども家庭局でございます。どうぞよろしく願います。着席させていただきます。

それでは、議案 2 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第31号議案令和 7 年度神戸市一般会計補正予算のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の 1 ページを御覧ください。

以下、計数につきましては、予算額が100万円以上の費目は100万円未満を省略し、予算額が100万円未満の費目は10万円未満を省略して御説明申し上げます。

I 一般会計、(1)歳入歳出補正予算一覧ですが、歳入合計47億9,700万円を、歳出合計80億1,400万円を、それぞれ増額しようとするものです。

2 ページに移りまして、(2)歳入補正予算の説明ですが、第18款国庫支出金、第 1 項負担金、第 1 目民生費負担金で28億1,900万円を、第 2 目衛生費負担金で4,100万円を、第 2 項補助金、第 2 目民生費補助で1,900万円を、第 3 目衛生費補助で40万円を、3 ページに移りまして、第19款県支出金、第 1 項負担金、第 1 目民生費負担金で13億4,100万円を、第 2 項補助金、第 2 目民生費補助で1,400万円を、第 3 目衛生費補助で40万円を、4 ページに移りまして、第24款諸収入、第 1 項納付金、第 2 目民生費納付金で8,100万円を、第 5 項貸付金元利収入、第 1 目民生費貸付金返還金で 4 億7,000万円を、5 ページに移りまして、第25款市債、第 1 項市債、第 1 目民生費で900万円を、それぞれ増額しようとするものです。

6 ページに移りまして、(3)歳出補正予算の説明ですが、第 4 款民生費、第 1 項民生総務費、第 1 目職員費で、給与改定等に伴い 8 億2,000万円を、7 ページに移りまして、第 3 項こども家庭費、第 1 目こども総務費で、食支援事業実施に伴い6,000万円を、第 2 目こども育成費で、児童養護施設への運営補助の実施等に伴い3,600万円を、第 3 目保育振興費、第 4 目こども青少年費で、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業等に伴い、第 3 目は60万円を、第 4 目は6,500万円を、第 5 目児童措置費で、児童措置費の増額に伴い11億2,800万円を、第 6 目こ

ども給付費で、こども給付費の増額に伴い53億7,000万円を、8ページに移りまして、第7項民生施設整備費、第1目児童福祉施設整備費で、施設整備資金融資事業実施に伴い4億7,000万円を、9ページに移りまして、第5款衛生費、第2項公衆衛生費、第1目保健衛生費で、妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業等の実施に伴い6,200万円を、それぞれ増額しようとするものです。

10ページに移りまして、(4)繰越明許費ですが、第4款民生費につきまして、記載のとおり翌年度へ繰り越そうとするものです。

続きまして、11ページを御覧ください。

第110号議案権利の放棄の件につきまして、御説明申し上げます。

神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業により貸付けを行った住宅支援資金に関し、当該家庭が経済的自立に至った場合等において、相手方の返還義務を免除するため、令和7年12月31日までに申出があった未償還の債権を放棄しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（徳山敏子） ありがとうございます。当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

○**委員**（三木しんじろう） こども総務費についてお聞きしたいと思います。

食支援事業実施に伴う補正ということですが、こども食堂のほうにお米を配るといいうようにお聞きしております。大体予算が720万円ということで、何か所に配って、大体トータルで何キロぐらいになるのか。それと、どういうふうに配るのか。現物と送料もかかる。事務手数料みたいなものもかかるのか。その辺お聞きしたいと思います。

○**丸山こども家庭局副局長** 子供の居場所の食事提供している団体について、お米のほうを配布させていただくという補正予算を計上させていただいている件につきましてですが、現在、市内で子供の居場所は全てで352か所。これは食事提供と学習支援両方しているものでございますけれども、子供の居場所は、地域のボランティアで運営されている団体もございまして、市の補助金を助成している団体のほか、様々なところから寄附や助成金を活用して運営されている団体が多々ございます。このうち、市の補助団体である約130団体について米を配布しようとするものでございます。

キロ数でございますけれども、実施頻度がそれぞれ異なりますので、月1回から週2回と幅がございまして、それぞれの段階に応じまして、年2回配布を予定しておりますが、1回10キロから60キロ。これを2回配布をしたいと思っております。全てで6.4トンになります。これについては、8年度5月と11月の配送を予定してございます。

事務費についてでございますけれども、お米の配送、それから、お米の購入費、全て合わせて720万円を計上させていただいております。

○**委員**（三木しんじろう） これは事務費と運賃、送料を入れて720万円ということですが、事務費と送料の内訳を教えてください。要は、キロ当たりどれぐらいで、当たりお米、どれぐらい買われるのかなと思っております。

○**丸山こども家庭局副局長** 5キロで4,800円を想定します。これには配送料も込みとなっております。

失礼しました。配送料別でお米そのもので4,800円を見込んでおります。配送料は、全体で100万円を予定しております。

- 委員（三木しんじろう） だから今御説明あったように、10キロから60キロと、年に2回ということですけども、ある意味、ふだん、こども食堂で運営されてる方って、多分近くのお米屋さんとかスーパーで買われてる方って多いと思うんですよ。それじゃ駄目なのかなと思うんですよ。わざわざJAですか、どこかは決まってないんでしょうか。それ分からないですけども、ちょっとその辺も御説明いただきたいと思うんですけども、わざわざそこをまた分けて、運賃をかけて、10キロを年に2回、送料をかけて配る必要があるのかなと思ったりもします。

それと、もう1つ、この点についてお聞かせいただきたいなど。もう1つはお米の値段ですよ。だから2回目なんかは新米が出た後ということになると思いますし、今、日本の国全体がお米の在庫があるというような感じで、価格のほうももしかしたらもっと安くなるかもしれないし、お米が下がって。もしかしたら高くなるかもしれません。安くなった分に関しては戻していただいたらいいと思うんですけども、その辺の高くなった場合とか、直接、例えば、買っていただくということは議論がなかったのか、お聞きしたいと思います。

- 丸山こども家庭局副局長 今回、子供の居場所にお米を配布させていただくというときには、様々な検討をさせていただきました。子供の居場所の運営団体からは、食材費の価格高騰を受けまして、どこの居場所についても食事提供されているところはお米を購入されるというふうにお聞きしております。寄附物品と団体とのマッチングを行うマッチングシステムを活用しながら、希望する団体に食品を届けるというような支援も実施しているところではございますけれども、特に米の価格の大幅な高騰を受けまして、各団体では米の調達に運営の負担となっているという声も聞いております。こうした状況を踏まえまして、地域で子供たちに食事提供を行っている補助団体の負担軽減を図り、安定的な運営が継続できるように、今回お米の配布を行うというふうにさせていただきます。

調達の方法で検討している状況でございますけれども、今回は神戸市産の米を配布したいと考えております。これは、市内農家の支援や、居場所を利用する子供たちが神戸の農業にも理解を深めて、食育にもつながるだろうということの考えも基にしております。

子供の居場所へ神戸市産のお米を配布するに当たりましては、まず、新米なのかどうなのかという御指摘ございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、配布時期は5月と11月を予定しております。新米が多く出回る時期は11月以降というふう聞いておりますので、来年度配布する米は令和7年産米となると考えております。

一方で、品種等、お米が限定的になり過ぎることがないように、複数の品種を指定する必要もあると思っておりますけれども、詳細な仕様ですとかは、経済観光局とも今後調整していきたいと考えております。

- 委員（三木しんじろう） 僕は買っていただいたらいいと思います。どこでも今スーパー行っても売ってますからね、お米は、もう。一時期の品不足ではないですから、買っていただくほうが合理的だと僕は思ってます。今後、庁内で話し合っていたきたいと。経費を節減すれば、それより多くお米が手元に届くことが考えられるわけですから、そうしたことも考慮していただきたいと思っております。

それと、もう1点が、児童養護施設に1万円相当のものをお送りするというようなお話を聞きました。これは児童養護施設退所後の方対象ですね。20代ということは、20歳から29歳までとい

うことだと思えます。こども家庭局もどんどんと幅が広がって行って、ついに29歳まで支援もするということになったと思うんですけども、これが果たして、児童養護施設が退所後の人たちをどれくらい把握されているのか、連絡も含めて取って行って。さらに、1万円相当のものを職員の方が買って、しかも梱包して郵送するということになっていきますけれども、これは1万円相当のもの、運賃ももちろんかかると思えますし、また梱包費用というのも取られるんですね、施設が。この辺りのスキームについて再度ちょっと整理して教えていただきたいと思えます。

○丸山こども家庭局副局長 この児童養護施設等の退所者への支援についてでございます。国の重点地方交付金のうち食料費の物価高騰に対する特別加算を活用して、物価高騰の影響で困難な状況に置かれている児童養護施設等の退所者、また、母子生活支援施設退所者に対して、出身施設から食料や生活用品を配布するとともに、生活状況の確認や相談等の支援も併せて行うことを計上させていただいております。

委員から御紹介ありましたとおり、施設の退所者でおおむね20代までの者というふうに対象をさせていただいております。児童養護施設の退所者については、親族等の支援を得られない場合が多うございまして、経済的な困難を抱えると孤立に至る可能性が高くなっております。物価高騰に伴いまして、対象者の中にはさらに困難な状況に置かれているような方もいることが想定されますので、出身施設が個別ニーズに応じた食料品や生活用品を送ることで、生活状況の確認等を行って、支援を必要とする若者への継続的な支援につなげたいと考えているところでございます。

このほかの方法、また梱包するような手間がかかるのではないかとございましてけれども、この事業を実施する際に、施設の職員にもヒアリングをさせていただきました。ほかの方法もあるんじゃないかという様々な意見がありました。ただ、やっぱり施設出身者の中に、例えば、現金を送ったりするのはどうかということもあったんですけども、そういった商品券とか、クオカード、現金をほかのことに使ってしまうと、生活に必要なものに充てられないことも結構いますので、そういったことが心配というお声ですとか、それよりも、こういった支援事業を活用して、最近どうしてるのか。施設退所後3年程度は本当に比較的ほとんどの方が施設とつながっているんですけども、自立して時間の経過とともに連絡が途絶えたり、安定して生活ができているということもあるかもしれませんが、連絡が疎遠になっていくという方もいらっしゃいます。そういうこともありますので、今回のこの支援事業を通じまして、生活状況はどうか、どういうものが困っていて、どんなものを送ると役立つのか。こういったことを聞くほうが個別の状況に即しているのではないかと御意見もありました。そういった様々な意見をお聞きする中で、最終的に生活に必要なもの、また、食料品等を状況をお聞きしてお送りするというので、今、最終的にこういう案になったという経過がございます。

○委員（三木しんじろう） 買う方も大変ですよ。いろんな子供、子供じゃない方もいらっしゃいますけども、退所した方がどういうものを求めているのかと。それが果たしてその方々が必要とするのかというところと、あと今御指摘いただいたように、なかなか連絡が取れないというところですよ。僕自身は、疎遠になるということももちろんあるでしょうし、神戸市内から離れてしまう方とか、いろんなケースがあると思えます。3年間は連絡が比較的取りやすいというお話もありましたけれども、これは例えば、次期退所者といえますか、退所予定者の方々に対しての何かそういう取組、こういう支援も含めてですけども、今回の予算に入っていないのか、それとも対象になるのか。それともう1つは、入所中にどれだけこういう意識を持っていただくかと

いうことも同時にしていかないと駄目だと思うんですけども、その辺りどうでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 児童養護施設等に入所している児童——社会的養護の児童と申しますけれども、退所してから自立がなかなかうまくいきにくいというリスクを持っている、抱えているということは、あらかじめ施設職員も理解しているところでございまして、市内の各児童養護施設には、自立支援を専任で行う自立支援担当職員を配置しております。施設の退所前から退所後に困らないように様々なことを経験したり、退所後の生活について検討がなされるリビングケアというものを行っております。また、退所後は、アフターケアと申しまして、電話、LINE、メール、様々な方法で退所した児童を支援する。また、必要な手続等も同行したり、一旦退職してしまった仕事をもう1度就労支援につなげるというときは同行してハローワークに行ったり、そのようなアフターケアも継続的な支援として、入所中から退所後にかけて切れ目なく支援を行っている状況でございます。

○委員（三木しんじろう） この今回の予算に関してですけども、後々こういうものを送って、例えば、何人と連絡取れてというような情報はいただけるんでしょうかね。というのは、僕、29歳と20歳というのは全然また歳が離れているので、求めるものも違うと思いますし、もしかしたらもう家庭を持っておられる方もいるかもしれないし、様々だと思うんですよ。仕事してる方してない方というのが。これやはり各施設、神戸市内の施設やられるんだったら、どういうものが求められてるかという情報もお互いに交換して、共有して、何せ連絡が取れない方に関しては、もしかしたら対象者同士が連絡先を知っていると。けれども施設は全員分からないと、なかなか連絡つかないと。もしかしたら1人の人がいろんな人の連絡を知ってて、何かきっかけになって、また連絡を取り始める子とかいるかもしれないので、こういうことも含めて、やっぱりプラスアルファ——ただ、この支援だから何かいいものを送ってみたいのじゃなくて、さらにプラスアルファで何か考えていただきたいんで、ぜひともそういうことも考えて、また、どういうものを送って、どういうふうな反響があったかというのをお知らせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 次に、第110号議案権利の放棄の件について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） では、この際、こども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（さとうまちこ） 学童保育施設の割り振りについてです。学童保育の実施場所は決められた指定の場所ではなくて、保護者や子供たちに聞きながら柔軟に対応すべきではないかというふうに思います。学年によって割り振りされているというようなことをお聞きするんですけども、自宅からわざわざ遠いところに行ったり、遠いところから帰ってきたりということもありますので、この辺りの御検討はしていただけるかどうか、お考えをお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 学童保育の割り振りについて御質問いただきました。

学童の数というのは今増加傾向にあるということで、割り振りが必要になる場合があるということで、その割り振りの考え方でございますけれども、まず、複数の学童保育施設がある小学校区におきまして、児童が安全・安心に過ごせる環境を整えるということを目的に実施しております。学年や地域によって利用する学童保育施設を指定しまして、施設によって1人当たりの面積

に偏りがないように調整をしていると、そういった場合がございます。

割り振りに当たってでございますが、複数の施設が近接しているような場合につきましては、ふだん過ごしている同学年の友達と放課後も一緒に過ごしたいと、そういった児童のお声もあります。また、学年によって下校時刻が異なるために、施設が受入れしやすいように学年に応じて施設を指定しているというようなことがございます。また、施設が複数あって、それが離れているような場合でございますけれども、そういった場合は、お住まいによって、その地域によって児童を割り振ると、そういう方式を採用しております。

○委員（さとうまちこ） いろんな数であるとか、いろんな偏りのないように調節するという事なんですけれども、実際、小さい子でもわざわざおうちから遠いところに学童へ行って、そこからまた遠いところへ帰ってこなあかんので、これを何とかしていただきたいというお声をいただいたんですね。確かにもし災害とかあった場合でも、家から近いほうが、保護者の方とか子供にとってもいろいろ利便性があるのかなというふうに思うんです。なので、これは個別である程度割り振りをされるのは仕方ないとして、学年別やからその学年でできたら集まりたいという子もいるかもしれないんですけれども、ここはどう考えても家からすぐそのところだからこっちに入りたいんですというところ、御家庭に関しては、ちょっと柔軟に対応していただきたいんですけど、それはできますでしょうか。

○若杉子ども家庭局副局長 今申し上げましたのは、非常に学童数が多い中で、安全・安心に過ごしていただけるように割り振りをするという基本的な考え方でございます。もちろんやむを得ない事情があって、他の施設を希望されるような場合、そういった場合はお聞きをして、運営者のほうで対応するという事はあろうかと思えます。ただ、何分非常に多くの学童の方がいらっしゃいますので、多くの意見もいただくことになれば難しいところもあります。

実際、そういった工夫の面で申し上げますと、運営者によっていろいろ努力もしているところがございます。例えば、御兄弟が利用しているようなことで年齢によって異なる施設という場合などは、延長時間帯に兄弟が利用するコーナーに下の子に移っていただいて、お迎えを一緒にできるようにするとか、そういった工夫、努力もしておりますので、そういった中で運営事業者とまた御相談していただくというのは必要なことかというふうに思います。私申し上げたのは、原則的な考え方ということでございます。

○委員（さとうまちこ） その事業者さんによるかもしれないんですけれども、保護者からの意見は一旦聞いていただけるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○若杉子ども家庭局副局長 もちろん決まりがこうだからということで意見をお聞きしないというようなことは当然ございません。お聞きした上で、もちろん児童が多いですので、過密にならないように割り振りをしているという原則がございますので、その辺りも踏まえまして、取り得る対応を行うということでございます。

○委員（さとうまちこ） ちっちゃいお子さんが、日暮れが早い冬の時期なんかは非常に心配だというふうなお声を聞きましたので、その辺りだけでももう柔軟にしてくださいねと市のほうから言っていたらありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

誰でも通園制度実施時間拡大についてです。

先日2月2日に開催されました教育・保育部会を傍聴した際には、部会の委員からは、誰でも通園制度の実施時間を10時間から20時間に増やしてはどうかという意見が多くありました。私も20時間に変えたほうが、もちろん保育者と子供たちの距離も縮まるしということもあります。そ

の辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 こども誰でも通園制度でございます。

利用可能時間につきまして、国は、令和8年度の予算案におきましても、今年度に引き続き月10時間を上限としております。本市が令和6年度に実施をしている施設や保護者の方にアンケートを実施いたしました。その際に、月10時間では子供が環境に慣れるのが難しいため、月20時間程度が望ましいというような意見が最も多かったというところでございます。

現状では、保護者の方が月10時間を超えて利用したいという場合は、施設が一時保育を案内しているという場合が多いです。ただ、一時保育の場合、利用開始年齢が1歳からとなったりすることで、0歳児の方が10時間利用できないというようなことも課題の1つとして考えております。

また、今、委員御紹介ございました、教育・保育部会におきまして、時間単位で利用できるこども誰でも通園制度と異なって、一時保育は利用単位が半日や終日となるというようなことであつたりとか、一時保育とこども誰でも通園制度は料金体系が異なるというようなところで、様々課題となる御意見もいただいたところでございます。

こういったところ、課題が様々いただきましたので、この課題につきまして、関係団体とも調整しまして、20時間の利用に際しての課題対応の検討を進めているというところでございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。私が最初にこども誰でも通園制度を提案させていただいたときに、やっぱり保育園というのは、働く親のためにあるという先入観がすごくて、たまに親が別の余暇みたいな使い方をすると、非常に冷たい目があったというところあるんですね。保育の現場からでも、先生方が、お母さんちょっと預けて遊んでみたい、ちょっと非難めいた声を私も現場でお聞きしたりしたんです。そうではなくて、別に余暇であっても、息抜きであっても、やっぱり子供たちを預けてちょっとリフレッシュするという時間が必要だと思いますので、ぜひこども誰でも通園制度は実施していただきたいと言ったわけなんですけども、その中でやはりその時間、もっと増やしてほしいなということがあれば、それはそれでもう今大分周知されましたので、誰でもできるよということを周知はされましたので、時間の増に関しては対応していただけるということでありがたいというふうに、検討していただくんですね、よろしくお願いいたします。

次に、養育里親市民フォーラムについてです。先日の2月11日にハーバーランドで開催されました養育里親市民フォーラムに行きまして、より多くの方に里親について関心を持ってもらうことが本当に重要なんだと改めて感じました。

それで、フォーラムの成果と今後の里親推進に関する取組の方向性をお聞きいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 養育里親のリクルート事業についてなんですけれども、我々神戸市のほうでは、乳幼児の養育里親となり得る人材の発掘・確保をすることを目的としまして、養育里親リクルート事業を社会福祉法人の神戸真生塾に委託をしまして、昨年7月から実施しております。

この事業の一環としまして、先ほど委員からも御紹介いただきました市民フォーラム——養育里親の市民フォーラムを今月11日に開催をいたしました。ゲストとしましては、御自身も里親としての経験をお持ちのゴダイゴのタケカワさんをお迎えしまして、読書やライブしていただいたほか、現役の養育里親さんからも講演を実施しております。

そのフォーラムについてなんですけれども、実際来場された方は約560人来られまして、また、養育里親に関する個別相談ブースというのも設けておったんですけれども、そちらにも15件の相

談というふうに寄せられておりますので、一定養育里親に興味・関心を持っていただく機会につながったのではないのかなというふうに我々としては考えております。

里親委託の現状なんですけれども、今年1月末現在で里親委託児童数は87名というふうになっておりまして、これが令和6年度末の69名から順調に増加をしてきておるところであります。ですので、今後は、里親のリクルートというところも重要になってくるのかなというふうに考えておりまして、今回開催したような市民フォーラムであったりとか、市民が参加しやすいような休日——土曜・日曜・祝日を中心とした相談会の開催であったりとか、SNSを活用した分かりやすい広報などを積極的に行っていくって、神戸っ子すこやかプラン2029の目標に掲げた、令和11年度末に288世帯、里親登録世帯を増やすというような目標の達成を目指すとともに、里親委託についても、今後より積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○委員（さとうまちこ） 今まで里親を増やすための施策とか提案とか、いろいろしてまいったんですけれども、これ非常にインパクトがあって、すごく親和性というか、いいんじゃないかなというふうに思いました。一見タケカワさんのファンの方が前を占領してて、盛り上がりで何かやってて、この方々はファンなんだなというふうには思ったりしたんですけれども、何でそこに行ったかというようなことで話がつながるかもしれないし、楽しい雰囲気になるとというのが非常によかったなど。本当は内容というか思いというか重大なことではあるんですけれども、取っつきとしては非常によかったなというふうに思っております、そういう意味ですばらしい取組だったなというふうに思っています。私自身も非常に楽しませていただきました。

せっかく、最初に里親の種類であるとか動画が流れていたんですよ。その後のクイズとかもあったんですけど、そういうことを含めて今後、SNSも活用していくということであれば、あの動画とかも広めていったりすればいいんじゃないかなというふうに思ったんですけど、その活用の何か御予定はあるんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 あの動画は、ちょうど今回のフォーラムに向けて作ったものでありまして、動画の反応なんかを見ながら、今後の活用についてはまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員（さとうまちこ） 数字も覚えやすくて、神戸市にはそういった家族と過ごせない子が500人いるとか。その中でも87名とかいうことが、私も数字も絵で入ってきましたし、あとは体験者によるお話が本当にぎくばらんな感じで、そうなんだというような、何ていうんですかね、親しみを感じたんですね。やっぱり数字とかホームページだけでは伝え切れない部分というのは、こういうふうに体感することが非常に大事というふうに思いましたので、あのときは動画とかSNS拡散が駄目ということになってたと思うんです。駄目でしたよね。これ何で同時に流さなかったのかな、もったいないなというふうにも思いましたんで、できたらあれをオンラインで宣伝していただけたらいいかなと。せっかくあんなによい内容だったのに、一部の方のみのものになってしまうのは非常にもったいないなと思いましたが、また今後も、あのような取組、明るくなって、皆さんがすごく一気に知識を吸収できるような取組というのは非常にマッチしているなというふうに思いました。

次に、三宮の再整備の2期における託児施設についてです。

こちらに関しても前も提案してたんですけれども、三宮の第2期整備計画で予定している再開発ビルの中に、流山市のように、保育として預けることができる送迎ステーションや、モザイクにあるだっこルームのような一時預かりを行う託児施設を入れていただきたいというような提案

をさせていただいたんですけれども、現在進捗はあるんでしょうか。

- 若杉子ども家庭局副局長 9月の委員会でお答えさせていただいたところと重複するところございますけれども、まず、三宮第2期再整備の地区において、公共施設での子育て関連機能の必要性というところでございます。

まず、現状でございますけれども、利用定員が量の見込みを上回るという状況でもございますので、保育送迎ステーションの新たな施設整備は計画していないというところでございます。また、大規模なマンション等々によりまして保育需要が激増するというようなそういった局所的な新たな保育ニーズに対応する必要があるれば、また、経済動向などにより保育ニーズが大きく変動する場合があります、そういったときに検討してまいるというところでございます。

御提案いただきました一時預かり等の子育て関連機能でございます。これは民間事業者による事業かというふうに認識しておりますけれども、こういった事業につきましては、事業者において必要性を御判断いただくというところがまず前提にあるかと思っております。その上で、事業者から、このエリアで事業を実施したいというようなお声であったり相談というのは今のところお受けしていないと。所管する都市局とは、適宜所管部署と情報共有なり意見交換を図っているところでございますけれども、今のところそういった声もないというところですので、具体的な進捗ということは、必要性の面も含めてないというのが現状でございます。

- 委員（さとうまちこ） いつも思うのが、再開発でも何でもそうなんですけども、子育て目線って本当に含まれてないなというふうに思っています。やっぱり流山市がなぜああいうふうに優しいイメージになるかと言ったら、そういうところを含めて手厚いからなんですよね。施策の手厚さもあるんですけれども、やはりああいったところで、公的に安心・安全に預けることができ、リフレッシュできるというようなことがあってしかるべきというふうに私は思いますし、あと、やはりそういう目線で事業者を募集するというのは全く悪いことではありませんし、言ったら福祉や教育や子育てというのは、行政がしっかりと手厚くする部分だと思いますので、できましたらその辺り積極的に進めていただきたいなというふうに思っています。

子育て施策の広報は、今、こどもっとKOB Eということでやっていますけども、前に「子育てするなら神戸！100の理由」という冊子があったと思うんですが、今あれどうなってるんでしょうか。今後、どういうふうにどんなコンセプトで広報していくのかお伺いいたします。

- 若杉子ども家庭局副局長 今御紹介いただきました、子育てするなら神戸！100の理由でございます。子育て世帯を対象にした広報ということで、神戸で子育てすることの魅力を分かりやすくウェブサイトで発信するというので、各局で実施する子育ての支援施策を5つのカテゴリーに分けて、合計100の事業やサービス内容をまとめたもので、平成30年度からキャンペーンとして実施をしておりました。その後、統一的な、広報に関する統一的なブランディングであったり、また、効果的な情報発信をしていくために、子育て応援サイト、ママフレも見直し、100の理由の要素も含めて、こどもっとKOB Eで発信するというので、100の理由につきましては、令和5年度で公開を終了しておるところでございます。

また、御紹介ありました冊子につきましても、それに合わせて、令和4年度で制作を終了しております。

広報を今後どう進めていくかというところで、1つの例示として今100の理由を挙げていただいたかと思っておりますが、本市の子育て施策が切れ目なく細やかに充実しているということにつきましても、外部からも高い評価を得ているというふうに認識しております。そういったこと

が、神戸の子育ての魅力ということが市内外に浸透するように、また、市民目線での発信というところも大事にしまして、こどもっとKOBEBEでの記事やSNS、また、デジタルサイネージなどを用いまして、さらに個別の施策につきましても、役立つサービスを分かりやすくコンパクトにまとめました、こうべ子育て帳というのが今ございますけれども、これを妊娠中の方から、役立つ情報をタイムリーに発信する、こうべ子育て応援LINEなんかも併せまして、複合的に、複層的に活用しながら、より効果的な広報に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。広報も大事なんですけれども、やはり口コミというのも非常に大事なんですよね。その上では、もうこういう冊子とか特に作る必要は私はないかなというふうにも思っているんですが、結局まち全体の雰囲気というのものもあると思うんですよ。明石なんか、子供が増えたときにそちらに行った方が、非常にベビーカーを押す方が多くて、明るさと活気を感じたというふうにもおっしゃってるんですね。神戸市はそうかと言えば、まちに出て、にぎわい等々置いておいて、ベビーカーを押してるお母さん方がにぎわってるかなと、そういうイメージはないわけです。なので、まちづくりの際に、再開発の際に、子供を連れて外出しても優しいというような、そういったまちづくりの視点というのが私は大事だと思っております。また今後とも前向きに様々御検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（山下てんせい） 先日、あるボランティアグループの団体の活動を知る機会がありました。その団体は、死産や流産となってしまった赤ちゃんとのお別れの1着、いわゆるエンジェルドレスというものを作り、産科病院や医療機関に送る活動を続けておられます。

本市は、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を掲げております。その多くは、生まれて育ってくる子供とその御家庭の支援をするものが多いです。

しかし、その団体は、いわゆる生まれてこれなかった子供たちのために実際にお作りになったドレスを拝見したんですけれどね、赤ちゃんの体型って8センチぐらいなんですよね。死産で生まれてきた赤ちゃんの大きさは8センチぐらいなんですけど、その程度の小さなドレスなど7サイズを用意しながら、お母さんお父さん方の悲しみに寄り添った活動。もちろんこれは無償で行われております。既に県内外から依頼があるということです。

私は、神戸市の子育て施策を語るときに、生まれてくる子供たちの議論をすることは非常に多いんですが、やはりこういった流産・死産の悲しみに寄り添う支援、いわゆるグリーフケアというものもまた重要ではないかと考えております。子育て支援施策の充実度においては、既に全国的にも高い評価を得ている神戸市にとって、今後はそういったグリーフケアをはじめとした優しさ、そういった分野にもより力を注いでいただきたいと思います。

そこで、市が直接実施する方式や、このような民間団体を支援する方式など、様々考えられると思うんですけれども、いずれにしましても、今後、本市としてより流産や死産のあった御家庭へ寄り添った支援を進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 流産・死産後に伴うグリーフケアについての御質問をいただきました。

流産・死産、また人工妊娠中絶を経験された女性は、出産と同じ経過をたどるなど、産後も母親として体の変化があるということも同時にありまして、自分だけが赤ちゃんを亡くしたとか、ちゃんと産んであげられなかったというような負い目やショックを感じているなど、受け止め方も個々様々で、心理的な安定が図られるまでに非常に時間がかかられる方というのものいらっしゃる

ると認識しております。

流産・死産をされた方は、まずは産科の医療機関等でケアを受けられて、その後、継続して支援が必要な場合は、現在、区役所に情報提供いただいて、連絡を受けた区の保健師が必要に応じてお話を伺って、状況に応じて産後ケア等の利用調整をしたり、また、状況が深刻な場合は、精神科等の医療機関への受診を勧めるなど、当事者に寄り添いながら直接的な支援というのを行っております。

また、悲しみを抱えている女性がどのようなタイミングで、御自身の言葉で御相談するというのもすぐできる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり時間がたたないと誰かに話して相談するというのも難しい方もいらっしゃいます。そういったこともありますので、どのタイミングで相談されても言葉かけが適切にできるようにということで、令和5年度から、医師や助産師、また区の保健師や当事者団体等様々なお立場の方に参画をいただきまして、グリーフケアに関する検討会のほうを開催しております。この検討会の意見を基にしまして、支援者向けのグリーフケアの神戸市版対応マニュアルというのを作成しております。相談窓口や支援情報を伝える市民向けのリーフレットも作成しまして、また、当事者に対する相談対応する機会が多い医療従事者ですとか区の職員等に対しまして、令和5年度から研修会を開催しております。具体的に、内容は医師による悲嘆に寄り添う専門的な知識に関する講義ですとか、実際に当事者を支援する団体の代表の方に、当事者の思いや声かけの仕方、配慮してほしいことなども直接伺って、支援者がその人に応じた対応ができるようなプログラムを実施しておるところでございます。

また、これに加えまして、当事者団体・支援団体とは定期的に市と意見交換をさせていただいております。同じ喪失体験を持つ方の交流の場を運営している団体を神戸市のホームページで紹介をしましたり、団体が実施する市民啓発イベントを周知するなど、団体の活動支援も行っているところでございます。

流産・死産等喪失体験から回復する過程については、本当に長い時間がかかって、1人1人状況が異なりますので、その過程で適切な関わりや支援を行うことが非常に重要であると認識しておりますので、今後も区の職員を中心に当事者に寄り添った直接的な支援を継続し、また、当事者団体・支援団体とも連携をしながら、グリーフケアの充実に努めてまいりたいと考えております。

- 委員（山下てんせい） ありがとうございます。グリーフケアに対する姿勢と伺いますか、行政の側も、グリーフケアというものに真摯に取り組んでいくというふうな体制をつくったり、あるいは関係する病院やそういった団体の方との意見交換もしているという答弁をいただきましたので、しっかりやってらっしゃるんだろうと思いますけれども、ただやはりこういったボランティア団体があるということも1つ皆さんに御紹介したかったという意味も込めて、本日、質疑させていただいたんですけど、やっぱりこういったドレスが手に入らない場合、そういった赤ちゃんはどういうふうに旅立つのかと伺いますと、ガーゼに包まれたりね、あるいは、病院のスタッフが折り鶴を作ってくれて、それを添えて旅立っていくというふうな現実なんだそうです。正直、本当に妊娠された女性という方に、お子さんが生まれたにせよ、亡くなってしまったにせよ、子を宿していただいた女性というものは本当に尊いし、そういった方に対する尊厳というものをやはり大事に考える市であってほしいと思います。そういった方がまたしっかりと前を向いて歩いていけるような手助けをしてくれる神戸市であってほしいなと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（西 ただす） すみません。この間出てきました、こべっこランドでの駐車料金が上がった問題について以前お聞きしたんですけども、ちょっと追っかけというか、少しだけお聞きしたいと思います。

以前聞いたときに言うと、駐車場の使用料や減免事項の変更に伴い3,000万円が浮いて、こべっこランドの魅力向上に活用するということでしたけども、今年初めからこういう措置はされたと思うんですけども、どういうふうに魅力向上につなげようとしているのか。また、利用者の料金改定によるそれについての反応も含めて教えていただきたいんです。

○若杉こども家庭局副局長 まず、駐車場の利用状況から申し上げます。

まず、1月からの改定ですので、数値的なところは、まず短期間でございますので、データ数は少ないという前提でございますけれども、こべっこランド全体の来館者数は、改定前に比べて10%ほど増加しております。それに対しまして駐車台数につきましては、改定前に比べて30から40%ほど減少しているという状況でございます。そのため、改定後におきましても、満車になった時間帯は数日あるというふうにお聞きしておりますけれども、駐車場使用料が発生するということの御案内であったりとか、また、近隣の駐車場の御案内するなどをして、入庫待ちの列ということで近隣の交通を妨げるといったような事態はないということで、この点につきましては、当初の目的を達せられているという状況でございます。

駐車料金、収入として上がってくることに對して、これをどのように活用していくかという御質問でございますけれども、まず、こべっこランドの魅力向上に活用していきたいというふうにご考えております。その前提としまして、まず1月段階で、ハード的な部分で、事前精算機の導入であったりとか、車に乗って来場される方に対して御案内する誘導員をこの期間、配置をしたりしておりますので、そのための費用が現時点で発生しているということでございます。

今後のことにつきましては、今申し上げました魅力向上に向けてということで、例えばでございますけれども、体験機会を生むイベントの拡充であったり、乳幼児向けの遊具、また、障害をお持ちであっても楽しめる遊具、そういったものを増やしていく。また、公共交通機関で来館された方への交通費の還元、これもイベントなどと併せまして実施をしていくということで今計画をしているところでございます。

具体的なところは先ほど申し上げましたようなハード面であったり人件費というところがございますけど、これから得られる収入を活用しまして、駐車場収入を払っていただく方はやはり来館されている方ということですので、来館される方がこのこべっこランドを有効に活用していただけるような、また魅力のある取組をしていきたいというふうに考えております。

○委員（西 ただす） いろんな点から教えていただきましたけども、1つは交通費の還元がイベントのときというふうに言ってるんですけども、これってどれぐらい、何回ぐらいあるのかなというのがあってお聞きしたいなというのと、ちょっとやっぱり聞いてて、当初の目標達成で、確かに駐車場の混んだのが解消したということはあるんだろうけれども、値段上げるとやっぱり行きづらくなってしまってるなというところにもやっぱりあるのかなと思ったりしてます。

その上で、もともと私たちが言っていたのは、近隣への御迷惑に関してというのは、駐車台数の読みが甘かったんじゃないかということが市としてあって、負担増で乗り切るといのはどうかなというふうに思ってまして、さっきの交通費の還元というところで言うと、海岸線を利用してほしいということをおっしゃっていただけたんですけど、そうしたお宅に対しての支援というところ

はどうなのか。さっきの交通費の還元というところはどこまで入ってるのかということを知りたいです。

あと、こべっこランドを利用されている方って、改定前という、時間利用というのはどれぐらいそこでされてたもんかなというのを知りたいんですが。

○若杉こども家庭局副局長 まず、交通費の還元の部分で、イベントの回数について御質問ございました。

イベント時を活用しまして交通費還元をするという取組につきましては、まず1回目としまして、今月21日にイベントを予定しております、これは歌のお兄さんが来て、子供たちと一緒に活動するというようなイベントでございますけれども、その際にまず1回目を実施するという事で予定しております。2回目以降につきましては、これからの検討ということですので、具体的な回数であったり日時というところはまだこれからというところでございます。

こべっこの利用者の時間利用の件につきまして、すみません、ちょっと今手元に詳細な数値を持ち合わせておりませんので、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○委員（西 ただす） 1つは何で時間のことを聞いたかという、今回、建設局の議案で、和田岬の駐車場の引上げいうのが出てきましてね。言えば、ここの駐車場が高くて、近隣であれば和田岬のほうがありますよというようなことを以前説明されたというふうに思うんですけど、引上げとの関係というの、これというの、建設局とお話しされて進んでるのか、一方的にされたんか、そこら辺はどうなんですか。

○若杉こども家庭局副局長 建設局の駐車場料金の見直しにつきましては、やはり全体の市営駐車場の料金体系の中で検討がなされているというふうに認識しております、和田岬の駐車場につきましても、当然こべっこランドの駐車場料金の体系の見直しをする際にはお伝えをしているところでございますけれども、全体の中での検討というふうに理解をしております。

御案内という部分におきましては、料金ということで、こうなるということは、これからこべっこランドを利用される方に近隣の駐車場を御案内する際にも、そこは丁寧に御説明する必要があるのかなというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 利用者の時間というのはまた調べて教えていただきたいと思うんですけど、やっぱり時間当たりというところがやっぱり長くなると、その負担が和田岬にという話もあったんですけど、負担が増えてくるということになってしまったら、こういったところもありますよとこの前言われましたけど、それがまた行きづらいという状況をつくることになるんじゃないかなというふうに思います。しかも、そのことに関して建設局とも話してないというところがやっぱり私はそれは問題かなと。やっぱり子育て応援というところで、こべっこランドというのはそういうところ——前も言いましたけど、こども家庭局としては1つ目玉として、この神戸市の中で言ってきたことであるから、そこの矛盾がないようにするというのは局としての考えではないかなと思っております。

ごめんなさい、あと、さっき聞き落としたんかな。海岸線利用者に対して、さっきの交通費の還元というのが、ごめんなさい、海岸線に関してはどうなのか、利用者。

○若杉こども家庭局副局長 今申し上げました交通費の還元はイベントの際にということですが、海岸線を利用されて来られた方に切符をお渡しすると。帰りの切符になりますけれども、お渡しをするというようなことをまず取組としてしたいと考えております。

海岸線の利用状況につきましては、この駐車場料金の見直しによってどれぐらい増えたか減っ

たかというところですけど、何分期間が浅いので、データ数も少ないということと、また1月でするので、ちょっといろんなイベントもあったりして、海岸線利用がこべっこランドの見直しによってどう影響したかというのを確認するにはまだ少しデータのサンプルが必要かなというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 分かりました。また、都度都度でまたお聞きすると思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと思います。

当局の皆様どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、こども家庭局が退室するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（徳山敏子） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についてはいかがいたしましょうか。原案を承認、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、本件は原案を承認することにいたしました。

次に、第110号議案権利の放棄の件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、こちらも本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第117号議案神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例の件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

それでは、次に、陳情第177号日用品に関する健康被害（香害）への対策を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 自由民主党です。陳情第177号については、打切りを主張いたします。

社会環境の変化に伴う健康課題は複雑化・多様化しており、とりわけ化学物質過敏症は配慮すべき課題であるということは認識しております。他方、学校における問診票は、保護者と担任や養護教諭が生徒に関する健康情報を共有するためにある点、他方、生徒に係る難病もまた相当数あり、その全てを網羅するには紙面が足りないという事情もあり、実務的な観点に立って考えれば、現状の運用で了としたいので、打切りといたします。

また、議論の中にあつた問診票の電子化や他の保護者への啓発については、引き続き工夫と検討を続けていただきたいと付言いたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（三木しんじろう） 教育委員会が、香害を含む化学物質過敏症を児童・生徒の健康課題の1つとして認識し、個別相談を通じた対応、さらには、保健だより・ポスター等による啓発に取

り組んでいる点は評価するものです。しかし、健康調査票の記載の方法は、保護者が記入しなければ把握できず、現状、データを持つことや子供たちの健康状態をより適切に把握し、早期対応につなげる観点から、健康調査票に簡潔で分かりやすい確認項目を追加することは有効であると考えます。よって、本陳情を採択といたします。

○委員長（徳山敏子） 次に、公明党さん。

○委員（壬生 潤） 陳情第177号日用品に関する健康被害（香害）への対策を求める陳情については、審査打切を主張します。

保健調査票、問診票については、毎年4月に学校から各家庭へ配布され、児童・生徒の健康状態等の記入を確認していただいています。教育委員会においては、香害による化学物質過敏症は、児童・生徒が抱える健康課題の1つとして認識をしており、化学物質過敏症などの症状を含め児童・生徒の健康面で不安なことがあれば、保健調査票の自由記載欄への記入を案内するとともに、個別相談に応じるよう周知され、今後も丁寧な対応に努めるとされています。

したがって、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 陳情177号に関しては採択を主張します。

実際にこの香害によってお困りの方のお話も聞き、今の生活が本当にどんどん接しづらくなってきているということもお聞きしてきました。学校でもその項目をつくっていくということは難しいことでもありませんし、そのことによって問題点が明らかにされていくというふうに思います。問診票の書き方をより書きやすくということ自身も進めていきながら、項目として、そういったものが問題があるということを周知していく上でもとても大事なかなと思いますので、採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 177号、個別の健康課題が多様化する中で、化学物質過敏症等を含む児童・生徒の健康不安に対し、保健調査票の自由記載欄への記入を促すとともに、記入が困難な場合には、担任や養護教諭が個別に相談に応じる体制を周知しておられます。また、各学校が発行する保健だより等においても、化学物質過敏症等の事例紹介を行うなど、保護者からの相談が円滑になされるよう、相談しやすい環境の構築に努めていることから、本陳情を打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 今日の質疑の教育委員会の答弁を了として打切り。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切に分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張する方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第178号陳情第36-2号（令和5年11月30日）採択を放置せず、受け入れて、直ち

に対応することを求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

なお、冒頭でも申し上げましたとおり、本陳情につきましては、陳情第36－2号の陳情事項2及びこれに関する記載については、審査対象外として送付されておりますので、委員の方々におかれましては、意見決定の際、その旨、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、御意見のほうを、すみません、自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 自由民主党です。陳情第178号については打切りを主張いたします。

議論の中で令和5年11月30日に採択された陳情36－2号について、教育委員会として対応しており、また、幾つかの誤りは訂正し、事実と反している部分は認め、意識や風土改革にも取り組むというふうに受け止めました。被害を受けた家族や関係者への配慮を怠ることなく、今後、御対応いただくことを要望し、打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（三木しんじろう） 陳情事項の4番、個人情報を持ち出しの件と、陳情事項の5番の旅費支払いの件については、教育委員会の説明を踏まえ了解いたしました。それ以外の事項についてですけれども、教育委員会においては、第三者委員会の調査結果及び文部科学省からの指摘を真摯に受け止めるとともに、不十分であった対応については、その内容を正面から認識し、必要な改善措置を確実に講じるべきです。他のいじめ事案についても、現在もなお、学校の対応の在り方が問われ、第三者委員会による調査が行われている状況にある中、教育委員会は、この事案に対して度々重く受け止めると発言していますが、重く受け止めるだけにとどまらず、その指摘を確実に認め、組織としての体質改善と再発防止に向けた具体的な取組を進めていく必要があります。また、常任委員会において、この事案に関しては、2019年11月29日と2023年11月30日と陳情が2回にわたり採択されたことの意味を教育委員会は厳粛に受け止めなければならないと考えます。

議会での採択に対して軽視するのではなく、認めるべき点は認め、必要な説明や対応を誠実にを行う必要があります。これまでの形式的、あるいは部分的な対応にとどまることなく、本件を契機として、児童・生徒の安全と信頼を最優先とした教育行政への転換を図り、実効性ある改善が着実に進められることを強く求め、本陳情を採択といたします。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 陳情第178号陳情第36－2号採択を放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情については、審査打切を主張します。

本件事案については、いじめの認定に長期の年月を要したこと、また、この間に不十分かつ不適切な対応があったことを教育委員会としていじめの被害に遭われた御本人及び保護者の方に謝罪されています。

陳情採択後の対応については、処理経過及び結果の報告とともに、調査委員会からの指摘や再発防止策の提言を踏まえた対応に取り組んでこられました。例えば、市内全小・中学校におけるいじめの未然防止学習や事例に基づいた教員研修の充実など、具体的取組を進められていることから、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 採択を主張します。

やり取りの中で教育委員会として、風土改革をすとか、そういったことでいろいろやっつてんだといったことも出てはきましたけども、やはり当時起こったことに対して、いろんな点で虚

偽ではないかというふうに指摘も、調査委員会の報告書でされていて、それに対して十分答えられていないし、その中で、そのこと自体が今の教育委員会の風土改革ができていないことにつながるんじゃないか。陳情者の方も指摘されているというふうに思います。私自身も、今回のやり取りを通して、いろんな理由をつけて改革はしてるんだというふうに言われたんですけども、やはり新たにまたこれからも出て、いろんな今回のやり取りの中でも、本当にそれは虚偽の答弁ではなかったのか。調査委員会に対して説明していたことと、教育委員会に対して聞き取りのときに違うことを言っていたんじゃないかという点も出てくるような状況ですから、さらなる追及が必要だし、明らかにしていくという姿勢が必要だと思います。そういう点も踏まえて採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 陳情178号について、教育委員会は、前回の陳情採択後の令和6年2月に処理経過と結果を報告し、調査委員会からの指摘や提言を踏まえた対応に取り組んできたこと。また、市内の全ての小・中学校でいじめの未然防止学習を行い、令和7年度からは新たに本市オリジナル指導案を用いて年間4時間の学習を必須プログラムとして進めていること。あわせて、実際に起きた重大事案を踏まえた事例研修資料を基に職員の研修にも活用する取組を続けていることから、本陳情は、審査打切といたします。

あわせて、教育委員会事務局のほうは猛省をされておりましたけれども、このようなことが二度と起こらないように強く主張したいと思います。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 私からもいろいろと質問させていただきましたけれども、教育委員会の答弁を了として、打切りとします。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切に分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決めるかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決めることに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

長時間になりました。以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（徳山敏子） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

大変ありがとうございました。

（午後4時36分閉会）